

平成 2 8 年 1 2 月 1 4 日 閉会

平成 2 8 年 1 2 月 1 5 日 閉会

平成 2 8 年

第 4 回 定 例 会 会 議 録

(第 1 日 目)

小 豆 島 町 議 会

平成 28 年 第 4 回 小豆島町議会定例会会議録

小豆島町告示第 71 号

平成 28 年第 4 回小豆島町議会定例会を次のとおり招集する。

平成 28 年 12 月 7 日

小豆島町長 塩 田 幸 雄

記

1. 期 日 平成 28 年 12 月 14 日（水）
2. 場 所 小豆島町役場 議場

開 会 平成 28 年 12 月 14 日（水曜日）午前 9 時 30 分

閉 会 平成 28 年 12 月 15 日（木曜日）午前 11 時 31 分

出席、欠席（応招、不応招）議員名

出席○欠席×

議席 番号	氏名	12月14日	12月15日
1	大川新也	○	○
2	坂口直人	○	○
3	中松和彦	○	○
4	松下智	○	○
5	谷康男	○	○
6	柴田初子	○	○
7	藤本傳夫	○	○
8	森崇	○	○
9	安井信之	○	○
10	秋長正幸	○	○
11	鍋谷真由美	○	○
12	中村勝利	○	○
13	浜口勇	○	○
14	森口久士	○	○

地方自治法第121条の規定による出席者

名 職	氏 名	第1日	第2日
町 長	塩 田 幸 雄	○	○
副 町 長	松 本 篤	○	○
副 町 長	松 尾 俊 男	○	○
教 育 長	後 藤 巧	○	○
総務部長兼総務課長	空 林 志 郎	○	○
企 画 振 興 部 長	大 江 正 彦	○	○
教育部長兼学校教育課長	坂 東 民 哉	○	○
健 康 福 祉 部 長	濱 田 茂	○	○
政策統括監兼企画財政課長	城 博 史	○	○
参 事	大 川 昭 彦	○	○
環 境 衛 生 課 長	谷 本 静 香	○	○
建 設 課 長	三 木 宜 紀	○	○
健康づくり福祉課長	清 水 一 彦	○	○
税 務 課 長	川 崎 智 文	○	○
商 工 観 光 課 長	久 利 佳 秀	○	○
会 計 管 理 者	立 花 英 雄	○	○
農 林 水 産 課 長	近 藤 伸 一	○	○
議 会 事 務 局 長	谷 部 達 海	○	○
社 会 教 育 課 長	松 田 知 巳	○	○
オ リ ー プ 課 長	丸 本 秀	○	○
人 権 対 策 課 長	山 本 真 也	○	○
高 齢 者 福 祉 課 長	堀 内 宏 美	○	○
水 道 課 長	唐 橋 幹 隆	○	○
子 育 ち 共 育 課 長	後 藤 正 樹	○	○
介護サービス課兼老健事務長	岡 本 達 志	○	○
住 民 課 長	細 井 隆 昭	○	○

議会事務局長 谷 部 達 海

議事日程

別 紙 の と お り

平成28年第4回小豆島町議会定例会議事日程（第1号）

平成28年12月14日（水）午前9時30分開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 所管事務調査報告について
- 第4 一般質問10名
- 第5 議案第63号に対する決算特別委員会審査報告について
- 第6 議案第74号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて（町長提出）
- 第7 議案第75号 小豆島町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について（町長提出）
- 第8 議案第76号 小豆島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び小豆島町特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部改正する条例について（町長提出）
- 第9 議案第77号 小豆島町特別職の職員で非常勤のものゝ報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について（町長提出）
- 第10 議案第78号 小豆島町重度心身障害者等医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について（町長提出）
- 第11 議案第79号 小豆島町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について（町長提出）
- 第12 議案第80号 香川県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び香川県市町総合事務組合規約の一部変更について（町長提出）
- 第13 議案第81号 香川県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分について（町長提出）
- 第14 議案第82号 一般廃棄物埋立処分施設整備に供する財産の取得について（町長提出）
- 第15 議案第83号 財産の処分について（町長提出）
- 第16 議案第84号 小豆島町体育施設条例の一部を改正する条例について（町長提出）
- 第17 議案第85号 小豆島町三都老人憩いの家条例を廃止する条例について（町長提出）

- 第18 議案第86号 小豆島町道路線の変更について (町長提出)
- 第19 議案第87号 町営バス購入事業に係る物品購入契約について (町長提出)
- 第20 議案第88号 小豆島町うちのみ漁師村の指定管理者の指定について (町長提出)
- 第21 議案第89号 平成28年度小豆島町一般会計補正予算 (第3号) (町長提出)
- 第22 議案第90号 平成28年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第2号)
(町長提出)
- 第23 発議第5号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について
(町長提出)

平成28年第4回小豆島町議会定例会議事日程（第2号）

平成28年12月15日（木）午前11時30分開議

- 第1 議案第86号及び議案第88号に対する総務建設常任委員会審査報告
- 第2 議案第86号及び議案第88号に対する討論及び採決
- 第3 議員派遣について
- 第4 閉会中の継続調査の申し出について (各常任委員長提出)
- 第5 閉会中の継続調査の申し出について (議会運営委員長提出)

開会 午前9時30分

○議長（森口久士君） おはようございます。

携帯電話をマナーモードに切りかえてください。

本日は年の瀬も押し迫り、何かとご多忙のところご参集くださいます、ありがとうございます。

今期定例会の議事日程等につきましては、去る12月7日開催の議会運営委員会におきましてお手元に配付のとおり決定しましたので、皆様のご協力をお願いします。

それでは、開会に当たり、町長から今期定例会招集のご挨拶があります。町長。

○町長（塩田幸雄君） 本日、小豆島町議会第4回定例会が開催されるに当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様には、何かとご多用の中、ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

さて、本定例会では、人事案件1件、条例案件7件、指定管理者の指定案件1件、補正予算の審議2件、その他案件6件をご提案させていただくこととしております。

議案の内容につきましては、後ほど説明させていただきますが、十分ご審議いただき、ご議決賜りますようお願いいたしまして、まことに簡単ではございますが、今期定例会に当たってのご挨拶といたします。

○議長（森口久士君） ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、本日の第4回定例会は成立しました。

これより開会します。（午前9時31分）

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告事項であります。9月7日以降12月6日までの主要事項に関する報告、監査委員からの出納例月検査執行状況報告書3件及び定期監査報告書は、お手元に印刷配付のとおりでありますので、朗読は省略します。

これより日程に入ります。日程はお手元に配付のとおりです。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（森口久士君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第125条の規定により、9番安井信之議員、10番秋長正幸議員を指名しますので、よろしくをお願いします。

~~~~~

日程第2 会期の決定について

○議長（森口久士君） 次、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期であります。配付しております日程表によりまして、本会議は本日と明日とし、会期は2日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会は本日と明日の2日間と決定しました。

~~~~~

日程第3 所管事務調査報告について

○議長（森口久士君） 次、日程第3、所管事務調査報告についてを議題とします。

閉会中に委員会を開催し、調査された案件について会議規則第76条の規定により報告をお願いします。

教育民生常任委員会から報告を求めます。安井委員長。

○教育民生常任委員長（安井信之君） 平成28年12月14日。小豆島町議会議長森口久士殿。教育民生常任委員会委員長安井信之。

調査報告書。

本委員会に付託された調査案件について、調査の結果を次のとおり会議規則第76条の規定により報告します。記。

1. 調査案件。これからの学校のあり方について。

2. 調査の経過。平成28年9月27日、委員会を開催し、町長、副町長及び担当課職員の出席を求め、調査した。

3. 調査の結果。

(1) 地域住民、保護者等関係各位から意見を聞いてもらいたい。

(2) 今ある学校のデメリットの部分をきちんと説明し理解されるよう努められたい。

(3) 早急に高校跡地を県と協議し、土地を確保願いたい。

(4) 小豆島高校周辺の交通アクセスのため、早急に拡幅等を検討願いたい。以上、意見を出しました。

続きまして、調査案件。次期最終処分場建設事業について。

2. 調査の経過。平成28年11月11日に委員会を開催し、町長、副町長及び担当課職員の出席を求め、調査した。

3. 調査の結果。次期最終処分場候補地の変更に同意する。早急に地元関係者、所有者

との協議に努め、次期最終処分場を決定願いたい。以上、意見を出しました。

続きまして、1. 調査案件。改良住宅の現地視察について。

2. 調査の経過。平成28年11月24日に委員会を開催し、町長、副町長及び担当課職員の出席を求め、調査した。

3. 調査の結果。施設の不良等については、入居者の生活に支障が出ないように十分配慮願いたい。

(2)貸し主として、法律的にどのような義務、権限があるか調査願いたい。

(3)耐用年数を考慮し、早急に建て替え計画を地元の協議のもと進められたい。以上、意見を出しました。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これで所管事務調査報告を終わります。

~~~~~

日程第4 一般質問

○議長（森口久士君） 次、日程第4、一般質問を行います。

通告を受けておりますので、順次発言を許します。

一般質問の方法につきましては、引き続き一問一答で行います。

なお、一般質問の時間を守っていただくために5分前に事務局長が札を出します。その後の時間配分に十分ご留意いただきますようお願いいたします。

お断り申し上げます。

議会広報作成のため、事務局職員が一般質問の間、質問議員の写真撮影を行いますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。5番谷康男議員。

○5番（谷 康男君） 9月定例会に引き続き瀬戸内海の復権について2点質問いたします。

9月定例会では海産物の流通と加工について質問しましたが、今回は水産資源について質問します。

瀬戸内海区水産研究所の報告によりますと、近年の瀬戸内海では、マダイなど水産資源として良好な魚種もあるが、全体の漁獲量は年々減り続けています。特に藻場や干潟の消失により、これらの場所を利用するアサリやクルマエビの漁獲量の減少が顕著であり、加えて栄養塩類の低下による養殖ノリの色落ちや海域の生産性の低下など問題が顕在化して

いるとあります。小豆島周辺においても、全くこの報告のとおりだと思います。

私は、年に何回か発行される瀬戸内海通信という情報誌に目を通しますが、この研究成果報告は非常に参考になると思います。瀬戸内海区水産研究所は、廿日市市を本庁舎として、伯方島庁舎、百島庁舎、そして屋島庁舎があります。

そこで、小豆島町として、県にもお願いして、小豆島沿岸において当水産研究所との共同研究、または実証試験を行うことはできないか。養殖ノリの色落ちに対する調査研究はなされたようではありますが、藻場の復活とアサリの増殖等、漁業者だけでなく島民が参加できる研究ができないものか、町長にお尋ねします。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 谷議員から水産資源についての質問を受けました。

谷議員が言われているように、瀬戸内海の復権とか里海の再生というのは、小豆島町、小豆島にとって重要な課題だと認識をしております。瀬戸内国際芸術祭も瀬戸内海の復権を目的としておりますので、そういうことで考えると、具体的には漁業の活性化ということが非常に重要な小豆島町の課題だと認識しております。

しかしながら、これまでの私も町長になって7年目になりますけれども、漁業振興の取り組みが十分であったかという点必ずしもそうじゃなかったと反省をしております。

先日も内海漁協の組合長側の皆さんとも意見交換する機会がありましたけれども、水産資源が減っているということは事実でありまして、いろんな研究活動が必要だと意見が一致いたしました。後ほど担当課長からも説明いたしますが、今現在は高知大学の先生との研究もしておりますけれども、組合長の話ですと、これまで香川大学とノリの色落ちの研究などもしてきておりますので、地元の香川大学との共同研究をしてみたいということでありました。

ご質問にありました瀬戸内海区水産研究所もその候補の一つだと思いますけれども、これまでの関係を考えると、香川大学との関係で議員も提案ありました地元の住民も参加した実証試験、共同研究というものを来年度予算から取り組みたいと思っております。

それから、組合との漁業との今までの意見交換の場がとても少なかったと思ってまして、今月下旬に内海、池田漁協の組合長、支所長との懇話会を開催することにしております。また、先日の内海組合長から、町長と担当部局と東京・京都の定期的な意見交換、農業委員会は農業分野でありますけれども、そこまでいかないまでもそういったものをぜひしてほしいということがありましたので、そういうものもこれから実行していきたいと思っております。

担当課長から詳細を説明いたします。

○議長（森口久士君） 農林水産課長。

○農林水産課長（近藤伸一君） ただいまの谷さんのご質問にお答えさせていただきます。

まず、資源回復等に関する研究のほうでございますけれども、ご案内のと通りの平成23年度、こちらのほうから養殖ノリの色落ち対策ということで、栄養塩、塩ですけれども、リン等を含んだ栄養塩をノリ網にかけて、色落ちの対策をしようという実験を続けてございます。

また、今年度は、地域創生の加速化交付金事業、こちらのほうがございまして、豊かな瀬戸内海と元気な高齢者の活躍ということをテーマに掲げまして、アサリのとれる里海づくり、こちらの調査研究を先ほど町長が申し上げましたとおり、高知大学と協働して行っているようなところでございます。当然漁業関係者の方には、十分協力をいただいておりますという状況でございます。

また、環境保全のほうになりますけれども、平成27年、昨年度より町内で底びきが禁止の海域がございまして、その海底ごみ、この海底堆積ごみの回収事業のほうにも漁業者の方に協力を願って取り組んでいるような状況でございます。

ですが、いずれでも谷議員さんのおっしゃられるとおり、住民参加、こういう場が積極的にできてございません。ただ、従来、漁業で実施する稚魚放流につきましては、組合の方だけが行われとるとというのが現状でございましたけれども、先月、先ほど言いました豊かな瀬戸内里海づくりということでメバルを5万匹、町内の漁業者の方をお願いして放流いたしました。その際に、海に関心を持ってもらおうということで地元の園児ですけれども、招待しまして、組合長から魚の説明、海の状況も説明していただいた後に放流するというふうなところを実施させていただいております。来年度もこの招待事業が続けられますればと考えているところでございます。

いずれにしても、谷議員さんから、地域住民の参加というご意見につきましては、先ほどから出ております瀬戸内海の水産研究所、こちらにも声をかけさせていただきます。その他研究機関、それから漁業者等々関係者とも相談しながら、住民参加、こちらの場が作り出せるような努力をしてみたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。以上でございます。

○議長（森口久士君） 谷議員。

○5番（谷 康男君） 高知大学、それから香川大学、これ研究機関の縄張りがあるのかどうかわかりませんが、根本的な部分で放流とか、そういったものがいわゆる山とか

畑とか、そういったものは我々の目で見える場所ですから、結局山林の荒廃が漁業にまでに影響するとかいうことがあるんですけども、結局例えば魚を放流する、それは資源の増やす意味だと思いますけど、放流自体、魚がすむ場所があるかどうかという。いわゆる私が藻場とかアサリとかいって、住民が身近なところのことなんですけども、やはり海の中も同じことなんですよ。だから、局所的にノリの色落ちといい、栄養塩類をとかいうんじやなくて、総合的に何が原因なのか、そこらを基本的なところをやってほしい。

ところが、それが住民参加というわけじゃないんですけども、我々が子供のときもいそとか浜辺とかありまして、そこで子供たちが遊ぶ。春には古江の海岸にアサリをとり住民が押しかけて、あれだけの人間が貝を取って帰っても、毎年毎年同じだけの貝がとれたということは皆さんの記憶にあるはずなん。だから、それがなぜなくなったかというところなんです。

先ほども言いましたけども、瀬戸内海区の水産研究所は、今、広島とか、そういったところでもやっております。だから、そういったところと情報、高知なり香川大学なり、それはそれで結構ですけども、そういうところとも情報を共有しながら、それを住民にわかりやすく説明しながら、住民の方にも参加していただくという形にしてほしいなと思います。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 今、谷議員がおっしゃったとおりだと思います。

私も環境省で水質汚濁とかの仕事をしてまして、昭和50年ごろは富栄養化が問題だということで、いろんな水質規制をして、工場排水とか生活排水はとてもきれいになりましたけども、逆に最近は貧栄養化で魚がとれなくなって、なぜかということをよく考えると、谷さんがおっしゃってるとおりで山や畑や田んぼの手入れが十分でなくて、川を通して、豊かな水が海に流れ込まなくなっていることとか、藻場がなくなっている。なぜ藻がなくなっているかということもいろんな要因があると思います。それから、海岸に行くと、きめ細かな砂粒もなくなっているというか、本当に局所的な対応では対応できなくなる大きな課題になっていると思っております。おっしゃったとおり、瀬戸内海区水産研究所にも声をかけて、総合的な観点で対策できるように頑張っていきます。以上です。

○議長（森口久士君） 谷議員。

○5番（谷 康男君） 答弁は結構ですけども、いわゆる藻場がいかに大事かということは、今、先ほど貧栄養化とか富栄養化とかいうことですが、この藻場がその部分の調整をやっているという報告のようです。ですから、夏場は、藻場が繁殖しますので、そういう

栄養塩類を十分にとって調整する。冬場は、藻場が活動を控えますので、その分、ノリに栄養が回るということで、冬場のノリということがあるようです。ですから、そういった総合的なものを一度皆さんで共有して、それからぜひそういう形でやっていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

次は、海の道についてですけれども、今、高松、小豆島、三宮間の航路があります。これを道路とみなした場合、小豆島の坂手から三宮間距離は約95.1キロ、高松朝日町からだとして133キロあります。福田港から三宮が121キロ、大部港から三宮で168キロ、小豆島から神戸三宮までのルートを使って約3時間かかりますが、どのルートを使っても、高松朝日町から淡路島を経由して三宮までで166キロ、これも約3時間です。

そこで、朝日町から小豆島坂手経由三宮間の航路を实际道路をつくるということで計算した場合、最近の国道建設の事業費で換算しますと、大体1,197億円から3,192億円かかります。高速道路だと7,050億円。ちなみに、明石海峡大橋の建設費が約5千億円、鳴門大橋が4,022億円、高松自動車道が3,161億円、三宮から高松までの道路建設費は1兆2千億円かかっております。

本四架橋の恩恵を受けない離島である小豆島において、他地域との交通手段である航路に対して、町長も大変ご尽力されていると思いますが、県や国にこのように訴えてはいけませんか。道路を維持するために船舶の建造費は、高松、神戸間のフェリーボートで約40億円、小豆島、高松間のフェリーボートが約10億円から15億円。フェリーが運賃を決めるには、この建造費の減価償却費が大きなウェートを占めております。道路建設費の1%、今のをいいますと1兆2千億円かかって1%、120億円ありますと、小豆島航路の全船が建造できるというな計算になります。そのようなことで、本四架橋の建設費の1%程度で航路の維持ができるんじゃないかと思いますが、町長のご意見を伺いたいと思います。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 谷議員から、道路建設費の一部を航路の維持というご提案がありました。この問題については、谷議員と私は全く思いを共通にしてというところです。

小豆島には、航路、高松とか宇野、日生、姫路、そして神戸の間にフェリーボートがあるわけですがけれども、一番航路の維持あるいは新造船という点で困難を抱えているのは坂手と三宮の神戸との航路、具体的にはジャンボフェリーの新造船、それから運航を今後ともどう持続するかという問題だろうと思います。

就任以来、この問題については全力してるつもりです。実はこの議会でも何度もご紹介

していますが、国の制度では、道路法という法律の中でフェリーボートも道路であるという定義がなされています。そして、国道、県道とかいったいろんな道路がありますけれども、航路について、国土交通省が国庫補助した例が五島列島の1航路で1回か2回だけですけれども、前例がありますので、小豆島の坂手と神戸三宮間のジャンボフェリーについても、国庫補助を受ける可能性はゼロではないと思っています。このことについては、国土交通省とも何度か話をしたこともありますし、県にも地方整備局にも同じにしたことがございます。

実際どうなるかについては、ジャンボフェリーさんが新造船を決断して、具体的にどうするかということが議論が始まらないと、具体的に国交省に持ちかけられない。多分国交省だけじゃなくて、兵庫県とか香川県とか関係の自治体の協力も得て取り組むというか、課題になると思います。そういうふうに、まずは小豆島の皆様の方々がジャンボフェリーを利用していただいて、この航路にニーズがあるということを具体的に示すことが必要。ジャンボフェリーさんが新造船しようと思うように我々自身がまず努力することが大前提になると思います。

ということなのですが、一つきっかけになるかなと思っている提案がありまして、これ兵庫県医師会が去年中間報告をまとめてますけども、災害医療船、ふだんはどこかの航路に利用してて、いざ南海トラフのような大地震が起きたときに、その船を災害救助船、災害医療船として活用するという案で、具体的にジャンボフェリークラス、ジャンボフェリーの形態の船であれば、そういう災害医療船として活用できるのではないかとこの提案です。私自身もこの案には賛成でして、そういうジャンボフェリーを新造船するときに、災害医療船として新造船すれば、国の負担を得られるのではないかと考えています。

いずれにしても、いろんな考え方がありますので、町議会の皆さんとも知恵を出し合って、ジャンボフェリーを新造船して、航路を続けてくれるように努力していきたいと思っています。以上です。

○議長（森口久士君） 谷議員。

○5番（谷 康男君） 町長のこれからの努力に期待したいと思います。

ひとつつけ加えますけども、今、香川県が97万人ですかね、人口が。その中で、約3万人が小豆島に住んでいると。3%の人たちがいてる。先ほども申したように1兆2千億円かけて、香川県まで道路を引っ張ってきたと。これ、瀬戸大橋を入れると2兆円かな、瀬戸大橋が8千億円ですから。それで、瀬戸大橋の恩恵、一部小豆島もあると考えても、県内3%の人口の中で1%ぐらいは考えてもらってもいいんじゃないかと、そのように思っ

ております。今後の町長のご努力に期待しまして、質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（森口久士君） 次、6番柴田初子議員。

○6番（柴田初子君） ひきこもり支援についてお伺いをいたします。

その前に、生活困窮者自立支援制度というのが平成27年4月から実施されております。これは、仕事や健康などで深刻な問題を抱えた人の相談に自治体が応じて、就労とか住居の確保といった必要なサービスにつなげるといった支援なんですけれども、その中に生活困窮者支援の対象の中にひきこもりの人たちも含まれております。

現在の我が国のひきこもり推計数（ひきこもり状態にある人の世帯）は、ちょっと古い統計ですけれども、平成18年厚生労働科学研究所の調べでは26万世帯とされております。これをもとにすると、香川県でひきこもりのいる世帯は約2千世帯と推計をされております。

ひきこもりの定義は、さまざまな要因の結果として、社会的参加を回避し、原則的には6カ月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態を示す現象概念であるとされております。現在、ひきこもり本人の高齢化や長期化、親の高齢化が大きな社会問題として取り上げられるようになってきています。

国においては、平成21年度からひきこもりに特化した第1次相談窓口としての機能を有するひきこもり地域支援センターを整備するなど、対策を進めております。香川県でもひきこもり地域支援センターAndanteが平成23年6月20日に精神保健福祉センター内に設置されて開所されて、皆さん利用されているそうです。

しかし、ひきこもりの長期化、高齢化、ひきこもりを抱える家族や本人からのさまざまな相談にきめ細かく対応できていないのではないかと、同じひきこもりの悩みを持つ当事者同士による支援や訪問などが十分に行われていないのではないかと、こういうことが課題としてありまして、地域に存在するひきこもりを早期に発見し適切な支援機関につなぐ、またサポーターによる対象者へのきめ細かで継続的な相談支援によって、ひきこもり本人の自立を促し、対象者の福祉の増進を図るということを目的として、香川県におきましても、平成26年のひきこもりサポーター養成研修事業が平成26年5月からスタートしております。平成27年度にはこのサポーターが32人、平成28年度には25名の方がサポーター登録をされていると聞いております。ひきこもり本人や家族が支援を希望した場合に、養成を受けたひきこもりサポーターが家庭訪問をして、継続的な支援を行う制度ですが、実際に

はサポーターを派遣する主体は市町村であります。

そこでお尋ねをいたします。

本町においては、ひきこもり者数をどのように推計されていますか。

また、ひきこもりに特化した相談窓口の設置、担当者についてはどのようにお考えでしょうか。

また、この32名の中に9町の中でまんのう町だけ1名の方がサポーターに登録されているようです。28年度の25名の中に小豆島町の方はおいでなのか、ちょっとこれも含めてお聞きしたいと思います。ひきこもりサポーターの派遣の受け入れについてはどのようにお考えになっているかということをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 柴田議員からひきこもり支援についての質問をいただきました。

厚生労働科学研究などによって、ひきこもりの方が全国で26万世帯と言われてと聞いてますけれども、どのぐらいの正確な数は私自身も把握はしてませんが、個人的に何人かの方からひきこもりで困ってるという話は伺っておりますので、小豆島町内にも相当の数の方がおられると思っています。

ひきこもりというのは、ご本人だけじゃなくて、家族にとっても、ひいては小豆島町全体にとってもとても深刻な課題であると考えております。小学生、中学生の場合は、後ほど教育委員会から答弁があると思いますが、学校や教育委員会がかなりサポート、それなりにサポート体制があると思いますが、社会人とか大人になった場合のひきこもりについては、行政としての対応がとても難しいということもあって、県レベルでの専門家の配置、例えば保健所の方が高松の専門機関に専門員がいるということは知っておりますけれども、自治体レベルでどこまでできるかについては、先進的な事例もよく勉強して、これから研究をしたいと思っております。

専門家のアドバイスとかカウンセリングもとても有効だと思いますけれども、やはり実際にその方が外に出て活動する場とか活躍する場とか働く場というのが実際に社会になればいけないと思いますので、ひきこもりの方に限らず、いろんな障害を持って、活躍の場とか働く場がない方がこの小豆島町小豆島にたくさんおられますので、来年以降、特別支援学校というのが今度、香川県教育委員会が小豆島に設置することを本格的に検討していただきますので、そのことと並行して、いろんな課題を抱えた方の社会での活動ができるようなシステムについて、小豆島町としても本格的に検討したいと思っております。

各担当から順番に説明させていただきます。

○議長（森口久士君） 教育長。

○教育長（後藤 巧君） 今、柴田議員からのひきこもりの支援に関連して、小学校、中学校における不登校等のひきこもりについてご説明いたします。

学校では1年間の欠席日数が30日以上を不登校と定義しており、今年度は小学校で3人、中学校で9人となっております。

不登校の児童や生徒について、本人及び保護者とかかわりを持つことを最優先にサポートしており、担任が中心となって、多い場合は毎日、家庭訪問をし、登校を促すなどの対応をしています。

また、不登校のうち、家から外に出ないひきこもり状態である生徒は3人となっております。このようなケースにおいても、担任が極力家庭を訪問することにより、生徒と顔を合わせて会話をすることによって、相談室登校や若竹教室への登校を促すようにしております。また、保護者の意向によっては、臨床心理に関して専門的な知識及び経験を有するスクールカウンセラーが対応し、少しでも改善できるように努めております。

教育委員会の取り組みは、今のところ、こういうところでございます。

○議長（森口久士君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（清水一彦君） 柴田議員より、ひきこもり支援についての3つのご質問をいただきました。

1点目の本町におけるひきこもり者数についてですが、議員のご質問にありますように、香川県でのひきこもり世帯数は約2千世帯と公表しております。これは、平成18年厚生労働科学研究班が算出した全国でのひきこもりのいる世帯数の割合をもとに、香川県が世帯数に乗じて算出した推計でございます。これと同様に本町の世帯数に当てはめたところ、小豆島町でのひきこもり世帯は約35世帯と推計されますが、実数についてはつかんでおりません。申しわけございません。

2点目の相談窓口の設置と担当者についての質問でございますが、ひきこもりに関する相談に専門的に対応する機関として、議員のおっしゃるとおり、香川県ひきこもり地域支援センターAndanteが設置されております。このセンターでは、ひきこもり支援コーディネーターとして、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師などの資格を有する者を配置しております。同様に、小豆総合事務所保健福祉課では、相談窓口を置いて、精神保健福祉士が対応しております。

小豆島町では、健康づくり福祉課が窓口となっておりまして、障害福祉担当職員と保健師で対応する体制と現在しております。

27年度の小豆管内の相談件数は、香川県ひきこもり地域支援センターで受けた来所相談が1件、小豆総合事務所で受けた来所相談が5件、電話相談が10件、訪問相談が10件、小豆島町において受けた相談は一件もございませんでした。

続きまして、3点目のひきこもりサポーターの派遣についてお答えします。

この事業は、市町が実施主体となり、希望者にサポーターを派遣して支援を行うものでございます。

サポーターは、ひきこもりに関する基本的な知識を習得した者で、県下で現在25名のひきこもりサポーターが登録されておりまして、このうち島内在住者は1名でございます。

県下では、現在、派遣事業を実施している自治体は、高松市とまんのう町の2市町となっております。

いずれにしても、小豆島町としては、相談体制の充実している香川県ひきこもり地域支援センターや小豆保健所など専門機関と密接な連携を図り、ひきこもりで困っている場合に迅速で適切な支援につなげられるようにしたいと考えております。

また、ひきこもり問題を解決していくためには、まず私たちがサポートしますよという温かいメッセージをひきこもり当事者とその家族に届くまで発信し続けることが大事なことではないかと思えます。広報啓発活動にも重点的に取り組み、一人でも多くの方が相談しやすい環境を整えてまいりますので、議員におかれましてはご理解をお願いいたします。以上です。

○議長（森口久士君） 柴田議員。

○6番（柴田初子君） 本町においてって、これ推計でしてるんで、35世帯という、ちょっといろんなところで聞くと、もう少しいるんじゃないかなというふうな気はしておりますが、やっぱりいろんな地域の方、民生委員さんとか、そういう方、やっぱり地域で回っていただいている方にもやはり協力いただいて、そういう方が大体わかるんですよね、近所であそこの子がいますよというのは、やっぱり私も何年もたってから初めて知ったという、やっぱり親御さんとしてもなかなか外に出せないという、そういう問題もありますので、なかなか個人情報とかもあるので突っ込めないとこあるんですけども、やっぱり早くにつけて早く対応。子供さんならあれですけど、大きくなると、やっぱり親も年がいきますし、子供さんも成長していくっていう。そういうふうになると、本当に生活ができなくなるという悪循環がどんどん続いていくので、もう少し小豆島町内でのどれぐらいの方がいるのかというのをもう少し調べていただけたらと思えます。

それと、ひきこもりサポーターなんですけれども、島内に1名っておっしゃいましたが、

これは小豆島町の方でしょうか。

○議長（森口久士君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（清水一彦君） 1名は、土庄町出身でございます。土庄町に在住しております。

○議長（森口久士君） 柴田議員。

○6番（柴田初子君） これサポーターの研修を受けるには何カ月か、まんのう町の方に聞きますと、元看護師さんであったりとか、そういうの方がサポーターになっているようなんですけれども、何カ月か資格取りにかかるようなんですけれども、ぜひ小豆島町におきましても、やっぱり自分の町に住んでいる方、誰もいないっていうよりはいていただいた方が行政の方ともその人と連携がとれて上手に回っていくんじゃないかと思しますので、ぜひサポーターの養成をお願いをしたいと思います。

本当にデリケートな問題がいっぱいありますので、なかなか公にはできないと思うんですけども、しっかりとこういう国の支援体制なんかも始まっておりますので、いろんなことを利用して、その人たちを助けていくという、そういうふうに取り組んでいただきたいと思いますので、今、言った最後の小豆島町にサポーターをつくられるかどうかだけ、最後にちょっとお願いします。

○議長（森口久士君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（清水一彦君） 最後の質問なんですけど、サポーターの受け入れは、こちらから要請があればできますので、支援センターのほうと契約を結ぶことになりますが。

○議長（森口久士君） 柴田議員。

○6番（柴田初子君） ぜひ小豆島町にいないのであれば、サポーターを養成していただく、申し込んでいただく。それかその派遣をぜひ小豆島町に派遣をしていただくのはどうでしょうか。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 議員が言われたことが実現するように研究努力します。

○6番（柴田初子君） よろしく申し上げます。以上で終わります。

○議長（森口久士君） 次、2番坂口直人議員。

○2番（坂口直人君） 私からは、災害時の備蓄について質問したいと思います。

近年、全国各地で大きな地震が起きています。2011年3月11日の東日本大地震から2016

年4月には熊本で、そして最近では10月に鳥取で大きな地震が発生しました。また、近い将来には、南海トラフ地震が起きるのではと予想されています。

今、住んでいる地域で大地震が起こるのではないかと不安を感じている人は多いと思われます。我が小豆島でも大丈夫だろうかという不安の声をよく耳にします。

災害が起こったときの重要な要素である災害物資の備蓄について、現在の備蓄品の内容及び量また保管場所の状況はどのようになっているのかお伺いいたします。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 坂口議員から災害時の備蓄についての質問が出ました。

香川県が公表した地震、津波被害想定によりますと、南海トラフを震源とする最大クラスの地震が発生した場合、小豆島町で最大震度6強、最高津波の高さは3.7メートルとされております。

この地震が冬場の深夜に発生した場合、4,080人の方が避難しなければいけない事態になると想定をしております。このため、災害物資の備蓄について、発生直後の3日分の食料のうち1日分の物資を香川県と小豆島町で整備することとされておまして、現在、食料や飲料水、防寒用毛布など、旧町単位で2カ所に分散して備蓄をしております。残りの2日分は食品流通業と協定を結んでおりますので、大手スーパーや商店などから提供していただくということにしております。

詳細について、担当課長から説明を申し上げます。

○議長（森口久士君） 総務課長。

○総務課長（空林志郎君） 坂口議員のご質問に対し説明をさせていただきます。

先月開かれました香川県下の市町防災担当課長連絡会議でも、この備蓄に関する話が出ました。こちらのほうは、本年4月に発生した熊本地震の際に、初期対応でスムーズな食料の配分ができなかったということを教訓としてでございますけれども、平成29年度までに備蓄物資の整備の完了及び保管場所について計画する必要がある旨の話でございました。

町長が申しあげましたとおり、発災後の備蓄につきましては、避難者4,080人に対し、1日分の物資を県と町で2分の1ずつ備蓄することとされております。

現在、町の備蓄物資量は、食料6,120食の目標に対し2,095食、飲料水6,120リットルの目標に対し1,080リットル、毛布1,700枚の目標に対し1,041枚の備蓄がございます。また、粉ミルクは3.6キロ、生理用品120パック、大人用の紙おむつ218、子供用の紙おむつ1,344枚を備蓄をいたしております。これらの粉ミルク以下のものについては、目標数に達してご

ざいます。

冒頭でもご説明したとおり、来年度中には目標の備蓄物資をしなければならないということでございますので、来年度当初予算に計上していく予定といたしております。食料及び飲料水には、保存期限おおむね5年ですけれども、これがございますので、計画的な備蓄を今後も重ねていきたいと考えております。

保管場所につきましては、来年度中に届く予定でございますので、現在検討中ではございますけれども、今のところは先ほど町長から申し上げましたように、旧内海町のほうでは小豆島中学校北側の備蓄倉庫、それから池田のほうでは池田保健センター1階、こちらのほうに保管をいたしております。以上です。

○議長（森口久士君） 坂口議員。

○2番（坂口直人君） 保管場所が中学校と保健センターということなんですけれども、その災害がきた場合に例えば孤立するおそれがある地域にそういったものをつくれぬものか。例えば私が住んでいる福田地区とか三都半島であるとか、また坂手であるとか、道路が寸断された場合には、やはりそういった備蓄とかなないとやっぱり困ると思うんですけれども、その点についてはどうでしょうか。

○議長（森口久士君） 総務課長。

○総務課長（空林志郎君） 坂口議員がおっしゃられるとおり、被害の状況によりましては、道路が寸断されたりということも想定がされます。

それで、今の県の考え方といたしましても、できるだけ避難所、また避難所に近いところで備蓄をしていくという考えに、ちょっと今までは災害が起きた後でそれを配布すると、避難所へ配布するという考え方から、避難所でそれを備蓄するという考え方で変わってきております。

本町といたしましても、やはりそういう考え方が必要ではないかということを考えておりますので、ただ保管場所のどういうふうを選定するか、後の管理をどうするかということも検討しないとイケませんので、それを検討した上で決定していきたいというふうに考えております。

○議長（森口久士君） 坂口議員。

○2番（坂口直人君） 一つ教えてほしいんですけれども、49年と51年の災害のときには、僕小さかったので記憶が全然ないんですけれども、そのときには、そういった救援物資というのはどういったふうに使われたんでしょうか。

○議長（森口久士君） 総務課長。

○総務課長（空林志郎君） 申しわけありませんけども、私も49災、51災のときの対応について十分承知してないんですけれども、すぐに全国から数多くの救援物資が届いております。それまでになかなか道路も特に49、51災、非常に道路が寸断されましたので、十分に復旧してなかったもので、海から災害物資については搬送したという話をちょっと聞いたことはございます。以上です。

○議長（森口久士君） 坂口議員。

○2番（坂口直人君） 海からってということなんですけども、今回、やっぱり南海トラフというので津波ってということも考えていかないといけないということは、海からの搬入というのは難しくなるんじゃないかなと思ってます。やはり孤立するおそれのある地域での備蓄というのも前向きに考えていっていただきたいと思います。以上です。

○議長（森口久士君） 次、13番浜口勇議員。

○13番（浜口 勇君） 私は、小豆島町民憲章を新たに制定してはどうかということで質問をいたします。

内海町と池田町が合併して10年が過ぎました。内海町時代には、昭和63年に制定された内海町民憲章がありました。今も内海庁舎前に立派な石の憲章碑が残っております。将来の小豆島町が目指す方向を町民へアピールするものであり、新庁舎へ移転する機会に制定と碑をつくってはどうかという質問であります。この質問をするになりました経緯を申し上げたいと思います。

塩田町長が厚生労働省に在職中から、生まれ育った小豆島とお母様への深い愛を常に持っておられたことは私も感じていました。塩田町長が町長に就任してから、小豆島への愛着と深い思いで時代の流れを先取りして、日本政府のキャリア官僚としての経験をフルに生かし、次々と行政手腕を発揮してきました。小豆島中央病院の建設には、国の制度の1回切りのチャンスを生かした建設補助金を活用し、さらに香川県庁内、香川大学医学部と県内医師会からの協力の取りつけ、さらに土庄町への取り組みの姿勢を見ますと、塩田町長だからできたことであり、余人をもって代えがたしと思います。

香川県の高校再編方針であった新小豆島中央高校は、来年4月に開校をいたします。それに伴う小豆島高校跡地を活用して、内海地区の3小学校の統合構想、そして相撲界で幕内力士として活躍する琴勇輝関は、小豆島中学校、小豆島高校と進み、田中栄一郎先生の指導を受け、町挙げての支援体制をつくり、相撲が始まると、毎日、小豆島出身とNHK放送で小豆島が宣伝をされております。

小豆島高校は、今年で約100年の歴史に幕を閉じますが、この歴史の中で杉吉勇輝先生が指導する野球部が全国大会である甲子園出場を果たしました。開会式での樋本選手の開会宣言は、声高らかに私たちの心に響くものでありました。さらに、小豆島からだけではなく、全国から集まった大応援団となり、応援の賞もいただく3つの栄位を受けることができました。

京都で毎年、年末に開催されます駅伝大会には、男女とも県優勝を果たして出場することになりました。これは、中学時代から中村徹也先生の指導と小豆島高校の荒川先生の指導が実を結んだものと思います。

小豆島オリーブバスの運賃300円の導入、そして瀬戸内芸術祭の福武総一郎氏への取り組み、以上を上げたもろもろのことは、塩田町長の小豆島への思いが結実している成果だと思えます。

そこで、小豆島町民にとって、未来へ向かって希望の指針となる町民憲章を新たに制定してはどうかと思いますが、町長の考えはどうでしょうか。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 浜口議員から、小豆島町町民憲章を制定してはどうかのご提案をいただきました。

内海町の町民憲章の経緯を当該用紙に書いてありますのでまず読ませていただきます。

内海町の町民憲章は、昭和61年12月18日に内海町議会全員協議会の承認を得て制定されました。

この町民憲章は、従来からありました教育と文化に輝き、緑と海に恵まれ、豊かで住みよい町の建設という理念を内海町合併35周年の節目に当たり、町民生活の全ての場で、あるいはそれぞれの世代に普遍的な精神的規範として、憲章の形で成文化しようという趣旨で制定され、昭和63年11月6日に役場前の庭に町民憲章碑が建立されております。

小豆島町は、本年度で合併10年を迎えました。先日の式典でも小豆島町は誕生して本当によかったなという気持ちを私自身も申し上げさせていただきました。

また、議員から、今年4月の小豆島町病院の開設、来年4月の小豆島中央高校の開校、その他小豆島高校野球部の活躍などなど、小豆島全体のあり方が大きく変化しているこのタイミングで、小豆島町民憲章という提案はとてもよい提案だと思っておりますけれども、どのタイミングでどのような考え方で憲章をつくるのがいいのかどうかについては、私自身の考えよりも町民の皆様、町議会の皆様、浜口議員のお考えはよくわかったんですけども、ほかの町会議員の皆様、ほかの町民の皆様がどう考えているかも少し教えていた

だければと思っております。

それから、小豆島町民憲章というご提案でしたが、私の気持ちは、小豆島島民憲章のほうがいいのではないかと思っております。

いずれにしても、皆様でまず議論をして、いろんな考え方を教えていただくというか、その雰囲気をもつていただくことが大事ではないかと思っております。以上です。

○議長（森口久士君） 浜口議員。

○13番（浜口 勇君） 私が感じるのは、町長のリーダーシップがすごいもんですから、町民がついていくというか、非常にいいことばかりのように私は感じておりますが、やっぱり町民がどちらの方向へ、我々はどういうふうに思いながら毎日を過ごしたらいいかなというようなことを常に意識づけるという意味で、そういう町民憲章いうんですか、憲章があってもいいんじゃないかなというのが趣旨であります。でありますのでどうでしょうか。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 浜口議員の考えはよくわかりましたので、よく勉強します。

○13番（浜口 勇君） 以上です。

○議長（森口久士君） 暫時休憩します。再開は10時45分とします。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時45分

○議長（森口久士君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（森口久士君） 1番大川新也議員。

○1番（大川新也君） それでは、早速ですけど、1問目に入ります。

どうなる旧高橋旅館焼け跡の今後ということですか。

皆様もご存じのとおり、10月に高橋旅館の放火の主犯格が逮捕され、11月には起訴になりました。

というところで、私もこの高橋旅館の関連の質問に関しては過去5度ほど指摘してまいりましたが、一向に進展がございません。

平成22年6月には、答弁のほうで町長が島に帰って荒廃施設の対応には心が痛んでいる、現行制度ではいかんともしがたい、今後、真剣に考えていきたい。また、24年9月、適正に管理できるような根拠となる条例をつくりたい、年明けの定例会にはその条例を提案したい。それから、2年後、26年9月、条例については、松本副町長にリーダーとするチー

ムをつくり、継続的に検討中であると。27年6月におきましては、特措法の制定により、空き家対策関係者（町会議員、また地元の住民、専門家等）の協議会を年内につくり、年度内には計画をつくると。その12月、協議会の設置が遅れている、できるだけ早い時期に立ち上げ、手順を踏んでいくとの答弁がありました。その後、何の変化も連絡もないが、どのようになっているのか。

また、担当課長からは、私のほうにはいろいろ情報が入っておりますが、やはり今回、逮捕、起訴という事実が出てきましたので、過去火災後もう7年、この12月で7年がたちます。しかし、旧高橋旅館の焼け跡は、何の変化もございません。残骸はそのままであり、この高橋旅館の焼け跡地はどのように今後していくのかなるのか、もう一度お聞きしたいと思えます。

この秋にも寒霞溪へ多くの観光客がバスに乗って歩いて、いろんな方法で登山されます。ピークときには臨時バスが2台、3台出てというふうな、多くの方が寒霞溪を訪れておりますが、全ての観光客は県道沿いですから、あの焼け跡を見ております。そういったところで、いつも私、申しております。小豆島の観光はやはり寒霞溪が始まりであるというなことを思えますと、やはり県道沿いのあの建物が本当に見苦しいというふうに思っております。今後、どのようになるのかお聞きしたいと思えます。

もう一点、先日、町長の予定表の中に11月29日空き家対策協議会というのがあります。これはどのような構成委員でどのような会議を行っているのかお聞きしたいと思えます。以上です。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 大川議員から、旧高橋旅館の跡地、空き家等対策協議会についてのご質問をいただきました。

高橋旅館の焼け跡跡地については、何とかしたいという、私自身の気持ちは何ら変わっておりません。法令上の制約があって、なかなか打つ手がなかったという状況が長い間続いておりましたが、昨年、国のほうで空き家等対策特別措置法という法律をつくっていただき、その法律が施行されまして、その法律に基づいて手順を踏んでいくと、高橋旅館についても対応できるような道筋ができました。

空き家等対策協議会というのを小豆島町でも後ほど担当課長から詳しく説明をしますが、つくりました。これは、先ほど申し上げました空き家等対策特別措置法によりまして、自治体でそういう協議会をつくって、そこで空き家等対策の総合的な計画をつくり、その計画に基づいていろんな対応ができるという仕組みになったことによるものでございま

す。いろんなことをこの計画をつくったり、その後の対策を協議する場として規定され組織されたものであります。各分野の有識者に参加していただいております、この町議会の代表の方にも議論に参加していただいております。

現在、空家等対策計画の作成に向けての議論をしていただいております、これまで4回協議があり、今月5回目の協議で多分計画の取りまとめの完了ができるのではないかと考えております。この計画ができますと、今後、この空家等対策計画に基づきまして、空き家、空き建物の適正管理指導を進めてまいることになります。

旧高橋旅館などの社会的影響の大きい重要な事案については、この協議会の場で具体的な対策の実施についての協議をすることになろうかと思っております。

具体的な詳細、今後の対応について担当課長から説明申し上げます。

○議長（森口久士君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（谷本静香君） まず、特措法の関係で冒頭に町長申し上げましたように一定の道筋というものは、その法律上の担保ができました。ただ、これまで高橋旅館を含みます空き家の適正管理につきましては、その所有者が責任を負うことは一貫して申し上げてきたつもりでございます。

ご質問の旧高橋旅館につきましても、競売によりその権利を得た実質的な所有者が責任を持って適正な管理を行うことが求められております。

特措法施行後は、同法律の規定により、手順を踏みながら市町村が措置を進めることを想定いたしておりますが、その行政措置のほとんどが所有者に対する指導、勧告、命令でございます、これらの手続の実施にはまず所有者へ接触し、意思を確認することが不可避でございます。これらの所有者に対する手続を講じた上で、なおも所有者が適正管理を行わない場合にあっては、法律に規定します強制執行が認められておりますが、仮に小豆島町が代執行により旧高橋旅館を除却するに当たりまして、当時の見積もりではございますが、6千万円を超える費用が見込まれております。これらの費用が回収不能となった場合につきましては、結果として小豆島町民全員が負担することとなります。

代執行の決定に当たりましても、物件所有者との対話の中で、町として可能な努力を講じ尽くしまして、得られる公益性の公共の利益を十分評価した上でなければ、結果としてその費用を負担する可能性がございます住民の理解は得られないものと考えております。

このように、高橋旅館を含む空き家の適正管理指導に関しましては、地道かつ時間はかかるかもしれませんが、所有者の特定、所有者との対話が避けて通ることはできない手続でございます、今般、主犯格の逮捕という事案がありました。ただ、今後の公判の中で、

この空き家と申しますか、旧高橋旅館の問題についても解決するものではございません。別途小豆島町のほうが法律上の専門家の力もかりながら、努力を続けてまいる必要がございます。

次に、空き家等対策協議会につきましては、町長の説明のとおりでございますが、現在取り組んでおる空き家等対策計画の作成に当たりましては、空き家の適正管理のみならず、空き家の縮減、発生抑止、人口減少対策としての移住促進の観点から、空き家の積極的な活用が重要であるとの判断しまして、活用分野にも大きく時間を割いて協議を行うところでございます。

協議会の委員につきましては、弁護士、宅地建物取引事業者、不動産鑑定士、建築事業者、警察、消防、民生委員、子育ての現役世代、移住し定着された住民、宗教関係者など、あるいは地元の住民の方としまして堀越の自治会長さんにも参加いただいております。

このように、各分野からのご参加をいただきまして、多くの意見をいただいております。今年中に計画を取りまとめ、年明けの公表を目指して、作業を進めておりますが、本協議会は計画作成がスタートであると考えております。

今後、必要に応じて専門分野から新たな参加をいただきながら、対策に関する協議を進めてまいりたいと考えておりますし、特に町長申し上げましたが、高橋旅館を初めとする社会的影響の大きな事案につきましては、個別事案をテーマに今後協議を行いたいと考えております。以上です。

○議長（森口久士君） 大川議員。

○1番（大川新也君） 今の答弁ですと、すぐにどうのこうのということは無理であると。手順を踏んでいかなければならないということです。強制執行にいくまで、またその費用の問題もある。もう今までも何度も聞かせていただきました。

まず1点目、協議会のメンバー、弁護士、子育て世代、移住者、27年6月の答弁で地元住民というのも含めてという協議会をつくるという話でしたが、このメンバーの人員、何名で地元の方が何人入れるのかお願いします。

○議長（森口久士君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（谷本静香君） 現在の協議会のメンバーにつきましては、15名でございまして、諸般のいろんな関係があるんですが、警察関係、それと法務関係としての弁護士、それ以外の方は全て小豆島町民でございます。地元といってもよろしいと思いますし、純粋に地域住民としてご参加いただいておりますのは、先ほど申し上げましたように堀越自治会の会長さんが入っております。

念のために本協議会スタートに当たりましては、計画策定ということで全般的と申しますか、総合的な計画を策定する予定でございます。特に旧高橋旅館に特化した協議を行うとは考えてはおりませんので、地元住民として、現在のところ神懸通の住民の方へご参加いただいておりますが、先ほどの答弁でも申し上げましたように個別事案の協議に際しましては、委員さんにつきましては新たにお招きして協議させていただきたいと思っておりますので、この委員の数につきましても、今後、柔軟に新たな分野を取り入れていきたいと考えております。以上です。

○議長（森口久士君） 大川議員。

○1番（大川新也君） わかりました。

今回、この質問に当たりまして、最終的に私が確認したいことがあります。

強制執行までいくのは当分の間無理であると、また費用の問題も先ほど言いましたが、問題があるというなことです。たちまち先ほど申しましたように、観光客の目につかないように、私、個人的に考えております。全面的に燃えた高橋旅館に関して、燃えた部分に防護柵、飛来、風、強風等で破損された建物の一部が道路のほうに飛んでくるとか、また倒壊のおそれのある部分も出てきておりますので、これはあくまでも自治会なりが考えないかなものかどうかは判断していただいたらいいんですけど、防護柵を前にできないものか。目隠し、そういうなことを自治会がやるべきか、町がやるべきか、県がやるべきか、所有者がやるべきか。法律的にいろいろ問題があると思うんですけど、今回、質問の目的は、それがどのような方法でやったらいいのか、できるかできないかということを確認したいと思っておりますが、よろしく願いいたします。

○議長（森口久士君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（谷本静香君） ご質問の防護柵、これにつきましてはしゃくし定規申し上げて恐縮なんですけど、やはり所有者が本来措置すべきものだと考えます。ただし、隣接しますのが県道寒霞溪公園線ということで、県道のは道路管理者、こちらのほうと一旦ご相談をさせていただきたいと思っておりますが、これにつきましても可能性の検討ということで、この答弁で確約するものではございません。以上です。

○議長（森口久士君） 大川議員。

○1番（大川新也君） わかりました。私なりの短い答弁、相談しながら考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次の質問に参ります。

どうなっている内海病院跡地の改修工事。

病院跡地の改修工事が今、粛々と進んでおります。議会の中の庁舎問題特別委員会でのこれまでの経過は、庁舎の各課の位置、配置、老健施設の内容、特養の運営に当たった内容、事業計画等は説明されてはいないと思います。

平成27年5月8日の庁舎問題特別委員会におきましては、跡地利用の調査及び跡地利用に係る業務スケジュールについての同意はいたしました。27年12月4日、同じく経過、今後スケジュールの報告でありました。28年2月16日、庁舎の位置についての同意、これは議会のほうで住所の位置について同意をいたしております。また、28年7月8日には、改修工事の状況説明であったかと思われます。

先ほど申しましたように、庁舎内の各位置、各課の配置、また老健施設がどのような内容でどのような方を入居さすか、またその4階以上の特養の運営、どういうふうな運営状態ですか、全容が余り、議会のほうでも協議されずに工事だけが進んでいるように私は思っております。聞くところによりますと、老健なり特養のほうですか、スタッフの募集が始まっているというのも私は人から聞いて初めて知ったわけなんで、そのあたりの情報が全然協議されていないように思われますが、どのようになっているのか質問したいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 大川議員から、内海病院跡地改修に関連してのご質問をいただきました。

庁舎問題につきましては、大川議員が委員長されております庁舎問題特別委員会でご議論をいただき、内海病院跡地と老人保健施設うちのみの施設を使って、庁舎機能を集約するという方向性を出していただきました。

小豆島町誕生以来の課題であった分庁舎方式による行政効率の悪さを克服するとともに、内海病院跡地の有効利用が図られるということについては、有益なことであろうと思います。

ご指摘ありましたように、庁舎内の各課の配置や福祉施設の配置あるいはその考え方の説明が不十分であるところのご指摘につきましては、そのとおりの配慮が十分でなかったと思います。反省をしております。担当課長から詳しく説明をさせます。

○議長（森口久士君） 総務課長。

○総務課長（空林志郎君） 大川議員さんのご質問に説明をさせていただきます。

まず、庁舎問題の特別委員会で十分なお説明ができていないことをおわび申し上げます。昨年12月4日開催の委員会で内海病院改修の設計図面、こちらをお示しをいたしまして、

課の配置につきましては説明を差し上げたところでございますが、その次の2月16日の委員会で配置等に関する委員の皆さんのご意見を聞くべきであったというふうに考えております。そこは少し抜けてございました。

そこで、配置の考え方でございますけれども、庁舎機能に関しましては、今回の整備は改修工事で2つの建物を2年間かけて改修となります。

今回改修いたしております内海病院跡地の1階部分、こちらには現在、内海庁舎本館にある機能が移転することといたしております。住民の皆様が利用される機会の多い課でございます住民課、税務課、出納室、それから健康福祉部門の健康づくり福祉課、高齢者福祉課、そして介護サービス課が入ることになっております。

これらの課は、非常にお互いに関連が深く、例えば島外から転入してきた方があれば、まず住民課へ転入届を出しに来られます。その際に、国民健康保険への加入が必要であるかどうか、年金の手続はどうか、子供さんがいて子供医療費の手続が必要か、高齢者の方がいて介護保険の手続が必要であるかなど、そういうことに対しまして、このフロアで全て対応することができるというふうな形になります。このようにワンストップサービスで、住民の方にとって利便性の高くなるとともに、行政側の効率化にもつながるものでございます。

その配置につきましては、入って右側のほうに健康づくり福祉課と高齢者福祉課を並べます。それから、左手のほうに住民課と税務課を並べるというふうに、関係のある課を並べるという配慮をいたしております。

また、ほとんどの課が見渡せるオープンなスペースとなっておりますので、住民の方が入りづらいという、これまでのご指摘もございましたが、緩和ができるのではないかと考えております。

また、ハード面だけではなく、接客態度など、住民の皆さんがお客様であるとの認識で職場づくりをしていきたいというふうに考えております。

次に、福祉部門でございますけれども、こちらのほうは、1階部分に福祉部門の事務所と厨房、厨房は既設のものでございますけれども、これを配置いたしまして、3階にはデイサービスにも対応できる小規模の老人保健施設、今現在ある老健を少し小規模にしたものでございますけれども、居室が21室、それから定員が28人の施設となります。

4階から6階、こちらのほうは特別養護老人ホームを設置をいたします。49室、定員60人の施設となります。旧内海病院の改修でございますので、旧内海病院の病室を居室に転用して利用していくという形になります。

また、庁舎部分、それから福祉部分、それと小豆島中央病院の内海診療所が1階の北側に入ることになっておりますので、いろいろな感染症とか、そういうおそれもございませうことから、それぞれの部分につきましては人の行き来を最小限にするように配慮していきたいというふうに考えております。

既存の建物を利用しての整備となりますので、おのずとある程度の制約が出てまいります。また、経費の面も考え、改修部分を減らすなどの対応をいたしておるところでございます。ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 大川議員。

○1番（大川新也君） きょう初めて老人ホームのほうで49室の60人という情報を聞いたんですけど、今までに説明があったんでしょうかね。

それと、募集は、町の広報で募集をかけたのかどうか。

また、老人ホームの運営母体は当然町でしょうが、収支とか、そういうなところまでの検討とか、そういうのは一切数字的には出てないですけど、実際に町が母体でやっていけるのかどうかという協議までやはり我々知っておくべきじゃないかと思うんですけど、全然そういう情報が庁舎問題特別委員会であるのか、本議会で何かの全員協議会なりであるのか、そのたび情報が一切来てないと思いますが、この辺はどういうふうな流れ。

また、この各課の配置もこれ何年か2年ぐらい前ですか、そのときの話では各課の課長さんが話しをして配置したいというのも聞いております。それから、ずっとその図面が生きて、設計まで来てると思うんですよ、これ。そのあたりでその当時の話では、素人が考えた課長クラスで素人が考えた配置とっておられました、それがそのまま設計図面に反映しているというのは果たしてそれでいいのかなというふうに思いますが、そのあたりどうですか。

○議長（森口久士君） 総務課長。

○総務課長（空林志郎君） 大川議員の再質問にお答えをいたします。

まず、前半の部分の運営に関しましてでございますけれども、こちらのほう、庁内で協議をいたしておりますけれども、ご協議いただく議会の場としては、協議の委員会等になってまいりではないかなというふうに考えております。

それと、課の配置等で、当初素人が考えたという表現が余り適切ではなかったかと思っております。町のほうで、庁舎の中での住民サービスをどのようにスムーズに行うか、それから住民の方にとって一番利便性が高いものにしていくかというのは、ある程度その行政のことについて知識を有しておる、いろんなことに対してわかっておる人間でないと、なかなかその配置については考えるのは難しいのではないかなというふうに感じております。そ

の点から、今回の配置等につきましては、そういう住民サービス、これに対して十分考慮した配置ということでご理解をいただきたいと考えております。

○議長（森口久士君） 大川議員。

○1番（大川新也君） 配置はわかりましたけど、老人ホームのスタッフの募集も今、介護とか、そういういろいろな介護職にはなかなか求人かけても集まらないというふうな状況ですが、それで果たしてこれ運営自体がやっていけるのかどうか、収支面はどういうになっております。

○議長（森口久士君） 介護サービス兼老健事務長。

○介護サービス課長兼老健事務長（岡本達志君） 介護職員の募集につきましては、夏8月から募集をかけておりまして、現在も募集中であります、なかなか想定したとおりの応募がないのが現状であります。引き続き募集に努めていきたいと考えております。

○議長（森口久士君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱田 茂君） 老健の収支につきましては、当初予算、3月議会になりますが、そのときに計画として、またご協議いただきたいと考えております。現在、詳細を調整してるところでございます。以上です。

（1番大川新也君「老人ホーム」と呼ぶ）

そのとおりでございます。

○議長（森口久士君） 大川議員。

○1番（大川新也君） わかりました。わかりましたというか、そんなんでいいのかなと思うんですけど、もう4月開業でしょう、予定では違うのですか。

○議長（森口久士君） 松尾副町長。

○副町長（松尾俊男君） 今現在、工事の進捗状況等、あと準備期間等が要りますので、4月即オープンということには難しいというふうに聞いております。若干6月ごろのオープンで今、詰めているところでございます。

○議長（森口久士君） 大川議員。

○1番（大川新也君） そういった情報をやはり我々もやっぱり町民の皆さんにお知らせないかん。私は、もう去年のあたりから、そういうな話で4月にはオープンしますよというてますよ。そのような情報をちゃんと流していただきたい。会を開いてやっていただきたいと思います。

次の質問、いきます。

職員の挨拶励行はできているのかということです。

先日もある住民から苦情を聞かされました。内容は、ある公民館の出来事であり、公民館へ突然数名の町の職員が訪問して来ます。当然そこには、事務所には主事、用務員、居合わせた住民の方もおいででしたが、一切の挨拶もなしに中に入っていき、何をされたか知りませんが、公民館内を視察されたようでございます。要件も言わずに何も言わずに入ってきて視察されたと、そのときに居合わせた住民は激怒されておりました。何だと、町の職員は何を考えとんやと、挨拶もできないのかというふうに私が叱られました。直接職員には、多分町民の方からは言えないんで、私がかわりに叱られましたが、私も何度か町長にもお願いしておりますが、挨拶の励行は人として一番大事ではないかなと思います。当然公民館等、町の職員が入っていくときには、やはり挨拶をして、要件を言っていくのが本当じゃないかと私は思っておりますけど、そのあたりでどういうふうな教育、指導をされているのか。やはり挨拶ができなかったら、やはりみんなが嫌な思いします。あえてその方々のお名前等は申しませんが、どういうふうな職員教育をしているのかというふうな住民の声がありますので質問したいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 大川議員から、職員の挨拶励行についてのご質問がありました。

ご指摘の事例はまことに申しわけないことだと思います。私からもおわびを申し上げたいと思います。人として挨拶するのは当然のことだと思います。私を含めまして、ちゃんと挨拶ができるようにそうしたいと思います。具体的な担当課長から説明します。

○議長（森口久士君） 総務課長。

○総務課長（空林志郎君） 大川議員のご質問につきまして説明申し上げます。

職員教育をどうしているのかということでございます。

ちょっと具体的なことを先に申し上げますと、新たに採用された職員は、採用後、すぐに市町職員研修センターで2週間の初任者研修に参加することといたしております。

初任者研修は、地方公務員としての基礎知識を習得することを目的としたものでございます。その中には、もちろん接遇についても研修をいたしております。

業務になれるにつれ、挨拶に代表される接遇がおろそかになっているのかもしれませんが、所属長は、日ごろの業務態度等を十分に注視することで、接遇が不十分であると思われる職員については、研修を受講させるなどの対応を実施してまいりたいと考えております。

大川議員さん言われるとおり、挨拶というのは、社会生活の中で基本であると思います。特に町職員につきましては、そういうことは率先してやるべき事柄であろうと考えており

ます。庁の中でも、そういうふうなことで接遇のマナー講習、これを平成24年に開催をいたしております。それから、平成26年には、職員のそういうふうな接遇、それから接客のマニュアル等の作成もいたしたところでございます。今後とも折に触れ、そういうふうな研修、それから実際に上司からの指導ということで、職員に対しては挨拶の励行について周知徹底をしてみたいと考えております。以上です。

○議長（森口久士君） 大川議員。

○1番（大川新也君） おわびされてもしょうがないんですよ。町民の方は、やはり職員が挨拶できないということがやはり気になっているようです。町長、中でもすれ違っても頭も下げてくれない職員がいる。庁舎入っても、パソコンをにらんで、前も見えてくれない。いつも私言ってると思うんですけど、幾ら教育しても初任者教育してもできない人間はできないんです。管理者でもできてない人がおるんですよ、管理職の方もね。私が全部できてはいいんですけど、できるだけ頭を下げたり、声をかけるように私はしておりますが、やはりこれは町長、トップの方が進んで挨拶して、職員に見本を見せていただきたいと思います。

やはり最近、職員の元気がないです。一生懸命仕事するんで、疲れとんのかどうかわかりませんが、やはり朝はおはようございます、元気な声で。小学校行ってくださいよ、挨拶運動で一生懸命挨拶してますよ。やっぱり我々大人が見本になって、職場の中で庁舎行ったら職員の挨拶気持ちよかったな、それで朝始まるんですよ。そのあたり、もう時間がないので、ぜひお願いしておきたいと思います。あしたから庁舎の中が明るくなるように期待しておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

○議長（森口久士君） 次、3番中松和彦議員。

○3番（中松和彦君） 私は、本日、2点の事項につきまして質問をさせていただきます。

まず第1点でございますが、ふるさと納税による収入の取り扱いについてということで、全国でふるさと納税という名のもとに返礼品を伴った納税（寄付）行為が大変活発となり、我が小豆島町においても、町外より多額の納税が寄せられています。

本来寄付という行為によって発生するこの収入は、極めて漠然とした将来の推移が極めてはかりにくいものだと思います。現実には存在しながら、さてどれぐらいの規模でいつまで続くのかもわからない。しかし、税収の確保に汲きゅうとする自治体にとっては、大変ありがたいことであることは間違いありません。

さて、このふるさと納税による収入を今後どのような観点から取り扱い、そしてどのよ

うに町民のために使っていくのか、現時点でのお考えはいかがでございましょうか。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 中松議員からのふるさと納税についてのご質問にお答えします。

ふるさと納税制度については、ふるさとに貢献したい、ふるさとを応援したいという納税者の思いを実現するために、平成20年度の税制改正により創設された制度です。

これまでに小豆島町出身者に限らず、小豆島町の自然や文化に魅了され、小豆島町を応援したいという方々から、たくさんのご寄付を賜っております。

当町においては、平成27年10月の手続等見直し後、大幅に寄付件数が増加しており、平成27年度の実績として4,224件、1億317万6,700円のご寄付を受け入れております。

いただいた寄付金については、中松議員がご指摘されているとおり、恒常的な収入ではありませんので、謝礼品に要する費用等を除いた額については、一旦ふるさとづくり基金に積み立てて、今後予定している各種事業に有効に充当し活用していきたいと考えております。

詳細は、担当課長より説明をいたします。

○議長（森口久士君） 企画財政課長。

○企画財政課長（城 博史君） 中松議員のご質問にお答えをさせていただきます。

ふるさと納税についてのご質問でございますが、今年度につきましては、12月昨日現在で2,698件、6,595万7,500円のご寄付をいただいております。12月の確定申告等でこの12月、昨年度は4,000件を超える寄付が寄せられたところでございます。今から伸びてくると踏んでおります。

いただきました寄付金をどのような事業に充当するかということにつきましては、当町において、寄付者の方から寄付の申し出があった際に、町が実施している施策を健康・福祉のまちづくり、以下、教育・文化、生活・環境、観光・産業、それから最後に自治・自立のまちづくりと大きく5項目に分類をいたしまして、どの分野の施策に活用してほしいかをお伺いしております。

昨年度の寄付金の使途目的で多かった項目は、観光・産業のまちづくりが約3,100万円、次いで教育・文化のまちづくりが約3千万円、以降、健康・福祉、生活・環境、自治・自立となっております。この結果からも当町が推進をいたしますオリーブ関連の事業であるとか、瀬戸内国際芸術祭を契機とするアート関連事業などが町外の皆様にご注目いただいている証左でなかろうかと存じております。

今後、積み立てました基金を活用いたしまして、さらに小豆島の魅力を高める事業を推

進してまいりますとともに、返礼品の見直しを定期的に行うなど、より魅力が高まるような改善を加えまして、寄付金の増額につなげてまいりたいと考えておるところでございます。議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（森口久士君） 中松議員。

○3番（中松和彦君） この費用につきまして、町民からの意見を聞くというふうなお考えはありますでしょうか。

○議長（森口久士君） 企画財政課長。

○企画財政課長（城 博史君） この寄付金につきましては、寄付をいたした方の希望という部分を第一優先としておりますので、まずはそちらの意向が第一優先かと。

それから、地域の住民の意向、こういったものも反映させる必要がございますので、町の政策全般の面でそういった面については、予算を配分する際にも注意をしてみたいと考えております。

○議長（森口久士君） 中松議員。

○3番（中松和彦君） 地域で日々さまざまに努力しております町民の方々からの意見もぜひお聞きになっていただいて、ふるさと納税を小豆島町に有効に活用できるようによろしくお願ひしたいと思います。

次に、空き家対策につきまして質問させていただきます。

小豆島町では、現在、増え続ける空き家問題に対し、移住者の皆さんへの支援の一環として、空き家のあっせん、紹介あるいは取り壊しに対する補助制度などにより対応策をとっています。新たなふるさとを求める移住者の方々にとっては、とても心強い支援策であり、また倒壊の危険があり、景観が損なう危険空き家を減少させる手段としても有効に活用されているように思います。

さて、空き家の有効な利用につきましては、改造に対して補助制度も用意されておるようですが、この補助をもう少し幅広く活用できるように考えられないでしょうか。住む、ここで生活をするためには、住居自体への対応ばかりでなく、住居を囲むもろもろの環境への対応も必要ではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 中松議員の空き家対策についての質問にお答えします。

ご承知のとおり、ここ数年、100名を超える移住者が20代、30代の若者を中心に小豆島町に来ていただいております。この傾向を継続することで、人口減少の歯どめあるいは人口構成改善などに効果が出るのではないかと期待しております。

空き家対策につきましては、空き家等対策特別措置法に基づく協議会を設けまして、現在、空家等対策計画を策定中です。全国的に社会問題化している空き家を有効活用することで、住まいの確保や景観の保全、防犯対策等を含め、地域の活性化につなげてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

空き家の有効活用あるいは除却の跡地利用あるいはいろいろな予算補助制度の活用の詳細については、担当課長より答弁を申し上げます。

○議長（森口久士君） 企画財政課長。

○企画財政課長（城 博史君） 私のほうから、中松議員のご質問の住宅を囲むもろもろの環境への対応について、本町の空き家バンク登録物件を対象として実施をしております改修費の補助制度について、若干ご説明をさせていただきます。

企画財政課のほうでは、移住促進事業を所管しておりまして、町長申し上げましたようにここ数年、移住者数、非常に増えております。25年度が117人、26年度が131人、そして27年度が148人と、毎年100名を超える状況となっておりますのでございます。

このような状況の中、町では、合併後の平成19年度から、所有者の了解が得られた空き家を空き家バンクに登録をいたしまして、入居希望者に紹介をする空き家バンク制度を立ち上げております。これまでに賃貸、売買を含めまして約200件が物件登録されておるところでございます。そのうち、現在、40件が入居可能な状態となっております。

それから、この空き家バンクへの登録を促進するために、平成22年度から、町内事業者により空き家のリフォームを行った場合、一定額を限度に補助をいたします空き家活用事業補助金制度を創設しております。平成28年度におきましては、この補助金を活用することによりまして、11月末現在でございますが、新たに12件が空き家バンクの登録につながったところでございます。

空き家の改修の申請で最も多いものとしたしましては、くみ取り式トイレの改修や畳がえ、それからふすまや障子、壁紙などの張りかえ、また家財の処分等々がございます。

それから、このほかにも庭木の伐採、それから物干し場所の整備、駐車スペースの整地等、その空き家の所有者の方から要望に対して、住宅に付随する設備等の改修につきましても、予算の範囲内で臨機応変に対応をさせていただいております。

また、最後に想定されます、今後想定される老朽危険空き家等除却後の跡地利用に関しましても、土地所有者と自治会、それから町の3者が協議をいたしまして、非常に狭い道路のすれ違いスペースや車両進入路の確保等々、その時々地域の状況に合わせまして有効活用を図ることができればと考えておりますので、議員各位のご理解とご協力をお願い

申し上げます。以上です。

○議長（森口久士君） 中松議員。

○3番（中松和彦君） 実はもう1、2年前になるかと思うんですが、移住者の方のお宅を訪問したことがございますが、これは極端な例かもわかりませんが、それこそそのうちへ行くまでには本当に4、50センチぐらいの幅のふみ分け道のような、そんなところを歩いて、40メートル、50メートル上がっていかねばいけないというふうなところもございました。本当に非常に大変だなというふうな感じがいたしました。その後どうなっておられるのか、またあるいは今後どうなさるのか、どちらにしても非常に大変だなというふうに思っております。

で、そのほか仕事でいろんなお宅を訪問いたしますけれども、特に坂の多い地域ですと、上のほうへ参りますと、非常に空き家が目立つというふうなことも感じます。当然その上のほうまで行く道というのは、これももっとすれ違ふのが歩いてすれ違ふのが一生懸命だというふうなことで、非常にそういった特にその家までの寄りつきというんでしょうか、それは非常に悪い地域においてやはり空き家が増えておると。今後、ずっとついの住みかにするにしても、そのあたりが非常に不安であって、もう諦めざるを得ないというふうな方も中にはいらっしゃるんじゃないかなというふうに感じました。

空き家に限らず、そういった非常に細かいところあるいは日ごろ光の当たらない、そういったところに関しましても、できましたら今後、光を当てていただいて、できる範囲での対処をお願いしていただければというふうにお願ひいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（森口久士君） 次、9番安井信之議員。

○9番（安井信之君） 私は、2つのことについて町長のお考えを聞きたいと思います。

まず最初に、町の魅力づくりへの取り組みについてということで、2015年の国勢調査で町の高齢化率が41.3%と発表されました。全国平均の26.6%を大きく上回り、日本の35年後の状況になっています。その状況を踏まえ、先を見据えた対策をとっていく必要性が生まれてきていると考えます。

今、小豆島町では、さまざまな対策を講じていると考えていますが、さらなる努力が必要となってくると考えます。町では、さまざまなボランティア活動が行われています。島の魅力づくりが町のさまざまな施策の根幹になっていると考えますが、高齢化が大きく影を落としてきていると思います。

島の魅力づくりで必要なものは、文化、景観の保全が必要であると考えます。ボランティアがいろいろやってくれると考えるのではなく、行政がどうボランティア団体に人的、資金的に関与していくかを考えるべきだと思いますが、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 安井議員から、町の魅力づくり、高齢化の課題などについてのご質問をいただきました。お答えをします。

小豆島町の高齢化率が40%を超えているということについて、だから大変だという見方もできるんですけども、逆に経験が豊かな高齢者、そして若い人に比べて経済的にもある面では恵まれて、時間のゆとりもある高齢者が多いということをプラスに見る発想も必要ではないかと思っています。その意味では、高齢者のパワーをご指摘のあったさまざまなボランティア活動にどう生かすか、また後ほど説明、質問ある健康づくりをどう進めるかということは、小豆島町にとってとても大きな政策のポイントだろうと思っています。

ボランティア活動については、さまざまな助成の資金も用意してありますが、ご指摘のように今は手を挙げた方の審査をして、いいものに助成をするというやり方が中心になってますが、分野によっては、町としてはここでこの分野でここではこういうことをしたいんだという方針を示した上で、その考えに沿ったボランティア活動への資金を優先的に助成するといった方向にそろそろ転じてもいいのではないかと私自身も考えておりますので、いろんなことやご知恵を授けていただければと思います。

○議長（森口久士君） 企画財政課長。

○企画財政課長（城 博史君） 安井議員のご質問にお答えをいたします。

小豆島には、自然や文化、伝統芸能や地場産業等、非常に長い年月を経て、守り伝え磨かれてきた地域固有の資源が数多くあります。それらは小豆島の魅力として、さまざまな施策に生かし、小豆島の活性化と情報発信に寄与しておるところでございます。

その文化、景観の保全に関しましては、昨年3月議会においても、中松議員よりふるさとの景観を保全し次の世代へ伝えていくにはというご質問をいただいております。

その答弁におきまして、景観保全に関するこれまでの取り組みとして、中山地区の地元自治会が主体となって棚田協議会を組織をいたしまして、オーナー制度の創設や障害者の農業を通じた交流事業など、棚田公社の設立を目指した各種の取り組みをご紹介します。

それから、醬の郷の景観保全に関しましては、条例を醬の郷条例を制定いたしまして、産業の営みを基盤とした地域づくりに向けた基本方針を定めまして、歴史的景観、自然的景観の維持保全を目的に、官民協働による地域に根差した取り組みをご紹介させていただいたところでございます。

小豆島には、名勝寒霞溪を初めとして、中山の棚田や農村歌舞伎、それから石の文化、醬の郷等々、すばらしい自然や文化の全国に誇れる宝物が凝縮をされております。

安井議員ご指摘の文化、景観の保全は、地域に暮らす人々と行政が手を携えまして、共通の認識のもとに取り組むことが必要不可欠でございます。町では、その第一歩として、今年1月に全国的に景観保全の取り組みで先進地として有名な愛媛県内子町のほうへ町長も視察に行つてまいりました。ご承知のとおり、現在の町並みに至るまでには、地域と行政が手を携えまして、地道な取り組みの積み重ねがあり、長い年月を要する事業であることを私も実感したところでございます。

小豆島の魅力を守り、磨き、次世代に伝えていくためには、地域の力が必須になってまいりますけれども、当然行政として地域づくりを目的とした自発的な取り組みを行う団体に対しまして、現在の協働のまちづくり支援事業などを現行の制度を活用していただくことで支援をしてまいりたいと考えております。

最後になりますが、今後、町長が申しあげましたように、町として何を優先して残していくのか、町民の皆様の自主的、自発的な活動を今後どのような形で応援ができるのか等々について積極的に検討してまいりたいと考えておりますので、議員各位のご理解を賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（森口久士君） 安井議員。

○9番（安井信之君） 先ほど町長が言われた、高齢者は知識と財産的な部分を持つとると言いましたが、なかなかそういうな分を兼ね備えている人もボランティア活動の中ではちょっと外れた人もいるというふうに私自身は思っています。

それと、今までボランティア活動の中でやって、島を挙げて、ここを守っていく島の観光資源の一つとなつとる部分もあると思いますので、その辺なりをきちんと町のほうで見定めていただき支援していただく方向性で検討してもらいたいなと思いますが、例えば池田の棧敷、自然災害でいろいろこのごろ壊れたりいうふうなことで、文化財的な部分の援助はありますが、その部分の規模が小さい場合はもういうたら、町とその持ち主が折半でやっている状態で、最近、観光客の人も祭り後とか、そういうな部分で草がないときにはそこへ上つたりというふうな形で、国指定の文化財の認識なりもあるような感じで、ここ

を観光資源として扱ってもらってるというふうにしておりますが、そのような部分が島内ではいろいろあると思います。今はボランティア活動がそこでやりたい。

今のところ、町が認めている部分は棚田と、醬油の醬の郷というふうな部分で2カ所だけですが、国指定の文化財なりもありますし、そのような景観保全をしていくことが観光資源という形で島の発展にもつながっていくと思いますんで、そのような部分をどういうふうな分があるというふうな形で検討していくのか、それとも今、町がやっとする分にそれぞれのボランティアが参加してくれというふうな形でいくのか、その辺はどういうふうに関今後検討していこうとしているのかをお伺いしたいと思います。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 安井議員がおっしゃったとおりだと思います。これまでは、例えば醬の郷の町並みとか中山の棚田といったところを代表例に取り組んできていますけれども、今、あった池田の棧敷、それから中山でも棚田に限らず、蛍の里とかオオムラサキとか、いろんな地道ないい取り組みされてまして、いい取り組みはやはりきちんと応援していきたいと思っています。私自身もできるだけ地元に出かけて、実際に見て、いろいろご意見を聞いて、いいものは伸ばしていきたいと思っています。議員さんからもどんどん推薦していただけたらと思います。

○議長（森口久士君） 安井議員。

○9番（安井信之君） その辺検討よろしくお伺いしたいと思います。

次に、健康づくりに関する新たな取り組みについてということで、今回の議会研修旅行で長野県の箕輪町のみのわ健康アカデミーという健康づくりの政策について研修しました。

そこでは、町民の健康づくりの関心を高めるために行っていて、医療費削減につながっているとのことでした。そこでも次年度には、健康マイル制度を導入していこうという計画をしているとお伺いしました。

我が町では、介護ボランティアで一部似た制度がありますが、町民総出の政策はとられていない状況です。そこで、先進地等で成果が実証されている健康マイル制度の検討を考えるべきだと思いますが、町長のお考えをお伺いします。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 安井議員から、健康マイル制度などについてのご提案をいただきました。

先ほどの質問ともかかわりますが、高齢化率の高い小豆島町、小豆島にとって、高齢者、

高齢者に限りませんが、健康づくり、多くの島民の皆様が健康であるということが何よりも重要な政策テーマであると思っています。

そういう意味で、新しい小豆島中央病院も医療という必要最小限度のところをちゃんとやるということも重要なことなんですけれども、小豆島中央病院が島民の健康づくりに貢献をする、そして回り回って医療費や介護費用が抑制される。その財源でいろんな教育とか産業活性化とか、先ほど言ったいろんな文化財の保護とか、そういう方向に財源を確保できるようにするというのが施策としてあるべき姿だと思っています。

ですから、健康マイル制度って全面的に賛成です。国民健康保険で一部健康教室とかに出た場合にポイントをつけて、商品券と交換できる制度を行っているんですけれども、例えばそういったものを小豆島中央病院の活動あるいはそれに限らないんですけれども、いろんな健康づくりと関連づけて点数化し、健康づくりに努めると、健康にもなり、町全体、島全体にも貢献するという機運をつくるのがとてもとても大事だと思っています。担当課で早速検討してもらいたいと思っています。

○議長（森口久士君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（清水一彦君） 安井議員のご質問にお答えします。

現在、小豆島町の健康づくりにおきましては、運動教室や健康料理の講習会等、全町民を対象とした事業を開催しておりますが、若い世代の参加者が少ない状況にあります。広報や町内放送などで事業のお知らせもしておりますが、なかなか浸透していないのが現状でございます。

このような状況の中、町民の皆さんにいかに健康づくりに興味を持ってもらい、各種事業へ参加してもらうかの一つの方法として、町が実施しているこれらの健康づくり事業にポイント制を付加することも健康づくりに興味が湧き、参加者を増やすための有効な手段であると考えております。

小豆島町におきましては、先ほど町長も申しましたように、国民健康保険に加入している40歳以上の被保険者を対象に、運動教室や食の教室等の健康づくり講座や各種がん検診、特定健診を受診した場合に、ポイントを受け取り、たまったポイントをオリーブ公園やふるさと村で商品と交換できる健康ポイント制度を実践しております。

詳細は、平成26年で35名、27年度で34名の参加状況ですが、参加者の中には、過去に特定健診を受診していなかった人が初めて受診した、継続受診につながったなど、健康ポイント制度は一つのきっかけづくりになっているものと思っています。

今後は、対象者を国民健康保険の被保険者に限定するのではなく、町民全体に広げてま

いるとともに、新規メニューも加えながら取り組みを進めてまいりたいと考えております。また、将来的には、土庄町の協力も得て、島全体で健康づくりを実現できるようになればと考えておりますので、議員のご理解をお願いいたします。

○議長（森口久士君） 安井議員。

○9番（安井信之君） 行政が行う研修会とか、そういうな部分では参加する人のいうたら職業とか、そういうな部分で限定されてしまう。いうたら参加数が少ないというふうな形になつとる。

箕輪町での部分に関しては、そういうなアカデミーと称してやっていますが、そこを卒業して3年たったら、普通参加してない人との医療費の差が4割ほど減っていくというふうに聞いておりますので、それを考えると、町民全員にいうたら歩いて、自分で健康づくりやっているとか、そういうな人も含めて万歩計みたいな感じの部分で、そういうなカウントで商品なりというふうな交換できるような制度をとっていきべきだと思います。それにいうたら商品的な部分は、商工会での援助というか、商工関係の人にもそういうな利点が生まれてくると思いますんで、そこまで広げた形で町全体を巻き込んだ形でやっていかないと、なかなか会に出てくれとかなんとかいうても難しい。自分でそういうなきっかけづくりの中でこういうふうな制度を利用していこうというふうな、おのずから出てくるような制度にしていけないといけないと思いますんで、その辺も検討していくというふうな考えとっていいんですかお伺いしたい。

○議長（森口久士君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（清水一彦君） 議員の申しますように先進地の事例も研究させていただいて取り組んでいきたいと思っております。

○議長（森口久士君） 安井議員。

○9番（安井信之君） 早いうちにやってくれたほうがいろいろ影響が出てくると思いますんで、よろしくお伺いしたいと思います。以上。

○議長（森口久士君） 暫時休憩します。再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後0時55分

○議長（森口久士君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（森口久士君） 4番松下智議員。

○4番（松下 智君） 私のほうから、1問目は次年度のプレミアム商品券の継続方針は

ということで幾つかお尋ねいたします。

なぜこの質問をしましたかと申し上げますと、27年度のプレミアム商品券の発行は、国の交付金が相当額ありましたが、町民にとっては非常に好評の発行だったと認識しております。ただ、28年度についても、当初予算については、プレミアム10%の商品券の発行予定だったと思います。ただ、町民の方は、当初予算計上した段階で、町の町政懇談会なりあるいは町の広報紙等々によって、28年度についてもプレミアム部分があるんだという認識だったようです。ただ、実施の段階でそのプレミアム部分がなくなった。そのことで、今年度は、さまざまな状況でいたしなかったとしても、次年度以降は、町の行政側はどういうふうに考えているのかという点で確認させていただきたいと思います。

それから、質問の前のこの文章については、昨年12月議会で27年度の商品券発行については、こういった理由で何年かの継続が必要ではありませんかという私が質問したときの文言でございます。読み上げます。

プレミアム商品券の発行の目的は、1つ、地元消費の喚起と消費の拡大、2つ目、地域商業の活性化、3つ目、町内経済の振興などが考えられます。商品券発行の目的達成を思うと、この事業が単年度で終わることでは、住民意識としての継続的な消費喚起効果や、または新規の消費誘発効果などが身になってあらわれることはありません。重要なことは、継続することが目的達成の不可欠な要素であると考えますということで、この前提条件で質問した際には、何年か継続することが目的達成になりますというような答弁だったと記憶しております。

そこで、質問いたします。

1つ目、今年度の当初予算では、プレミアム付商品券で計上していたのが、なぜ取りやめたのか。少しは認識しておりますけども、再度理由を確認したいと思います。

2つ目、今年度発行の反省点と今後の課題点は何でしょうか。

3つ目、次年度以降、29年度以降の実施方針とその方法をお聞かせ願いたいと思います。以上です。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 松下議員のプレミアム商品券についての質問にお答えします。

昨年度発行しましたプレミアム商品券の成果として、議員もおっしゃられました地元消費の喚起と消費の拡大や町内経済の振興があると思います。

しかしながら、プレミアム商品券の今年度予算の編成の時点では、大きな問題点が指摘されておりましたが、その後、10月の合同委員会でもご説明申し上げましたとおり、

27年度のプレミアム商品券発行に当たっては、公平性の問題があることが明らかになりましたし、その後の商工会の体制の問題など、課題がたくさん明らかになっておりますので、今年度の発行は、私自身は困難だと考えております。

したがって、来年度以降についても、ただいま事務方で予算編成をしておりますけれども、問題の解決のめどが立たない限り、私自身は難しいと考えております。この議会、委員会でも議論していただきまして、町議会の総意としてすべきだというならば、来年度予算編成について検討いたしますが、現時点では私自身は難しいと考えております。

○議長（森口久士君） 商工観光課長。

○商工観光課長（久利佳秀君） 私のほうから、松下議員から3点ご質問いただいておりますので、順次ご説明させていただきたいと思っております。

まず、1点目の今年度プレミアム商品券の発行についてでございますけれども、先ほど町長から申し上げましたとおり、さまざまな課題があるというようなことで合同委員会でもご説明させていただきましたということで、今年度は現時点では発行できていないという状況でございます。

今後につきましては、議会の中でもやはりさまざまなご意見があると聞いておりますので、皆様の意見を伺いまして、また方針についてご協議させていただけたらと思っております。

また、2点目でございますけれども、今年度の発行の反省点と課題でございますけれども、今年度につきましては、建設課で実施しておりますリフォーム助成制度に合わせて、8月から販売を始めたところでございます。町広報でも周知をいたしましたけれども、まだまだ住民の方に浸透できていないという感じがしております。再度町広報等で周知をしてまいりたいと思っております。

また、今回の商品券につきましては、プレミアムがないものでございます。また、以前、商業協同組合が実施していたなかよしチップのように、利用者が買ったときにポイントがもらえるというような制度もございませんので、なかなか一般の方が使っていただけないというような理由もあるかと考えております。

3点目につきましては、1点目と重なりますけれども、まず議会の皆様のご意見をお伺いして、今後の実施についてご協議させていただけたらと思っております。しかしながら、地元商店の活性化につきましては、非常に重要な課題であると認識しておりますので、真に地元商店の振興につながる施策については、商工会のほうも11月から新体制となっております。その商工会の役員の方々とも十分協議、検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。以上でございます。

○議長（森口久士君） 松下議員。

○4番（松下 智君） 町長も担当課長も次年度の予算編成に向けての考えは、今のところ予定はないと。ただ、地元商店の活性化は必要やと思うので、新体制となった商工会の方と相談する、また議会の皆さんにも相談するというございますけども、商工会、新しく新体制となった商工会の方やほかの方々にも聞くというのは、今のところ、次年度に向けての予算編成方針では白紙であるけども、それを聞いた上で29年度の予算にも導入する考えはあるんですか。

○議長（森口久士君） 商工観光課長。

○商工観光課長（久利佳秀君） 先ほどもご説明しましたとおり、既に予算要望の時期は過ぎておりますけれど、まだ編成段階でございます。まだ、予算は決定したわけではございませんので、これから協議させていただいた中で、そういった地元商店の活性化につながるような事業が提案できるのであれば、再度財政当局のほうに要望はさせていただきたいと考えております。

○議長（森口久士君） 松下議員。

○4番（松下 智君） わかりました。商工観光課長が先ほど申されましたけども、要するにプレミアム部分というのは、まさに消費者にとっては大きなインセンティブな要素であると思いますので、十分ご検討願いたいと思います。

次、質問いたします。

2点目は、国道拡張と中高生の通学用自転車道、主に歩道なんですけど、その整備計画について質問いたします。

郡内の国道整備は、高校統合に合わせて逐次実施されておりますけども、西村地区内の一部地域の整備計画について質問いたします。

1点目、西村地区の国道拡張の要望、これは鬼ヶ崎付近から日方の片山水産の間なんですけども、ここはもともと道幅が狭いために県土木へ要望書を提出しております。過去2回要望書を出しております。それから、最初に出してから20年近くなると、ひよっとしたら20年以上になるかもわかりませんが、そういうふうに関及しております。その2回も要望を出しながら、県土木のほうからは正式に回答はありません。先般、県土木の方とも現地立ち会いして、いろいろ聞きましたけども、全然その要望書が引き継がれてないんですね。県土木、何年で人事異動があるかわかりませんが、恐らく3年程度で異動あるんでしょうけども、全然引き継がれておりませんでした。そういったことから、今回、町の行政側からも要望してもらえんかなということで質問いたしました。

2つ目、あわせて通学用の自転車道は、未整備の状況にあります。現在、歩道があるんですけども、歩道も狭いところがあります。それから、一部ユースホステル前から片山水産あたりまで私の目測では200メートルぐらいあるかなと思っておりますが、その間は歩道也没有ありません。そういったことから、新たな課題といいますか、新たな対策が生じております。それは、今までは中学生、高校生も中学、高校行くには一方通行でありましたけども、今度から来春からは対面通行になります。そういったことから、以前から国道拡張をお願いしてあるんですけども、新たに幅の広い歩道も必要でありませんか。その解消策は、県土木側にしても、町の行政側にしてもどう考えておられますかという点で質問いたします。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 松下議員から、西村地区の国道の整備、自転車歩行者道の整備について質問をいただきました。

国道436号の整備については、小豆島中央病院の開院、小豆島中央高校の開校等により、島内の交通体系が大幅に変化しており、なお一層整備の重要性が増したと考えております。

議員ご指摘の区間を初め、自転車通行環境などは十分とは言えない状況でありますことは、私自身もよく承知しております。この間、土庄町とあわせて、国道436号整備促進期成同盟会を立ち上げ、国、香川県などに要望活動を行ってきたところでありますが、ご指摘のところについては、県土木の優先順位とか予算枠の制約などから着手ができてないという状況であります。引き続き国、県に要望活動を続けてまいりたいと考えております。

詳細は、担当課長より説明をいたします。

○議長（森口久士君） 建設課長。

○建設課長（三木宜紀君） ただいまの松下議員のほうから質問がありました。

まず、1点目の鬼ヶ崎付近の自転車歩行者道の整備の現状の計画案についてのご質問ですが、こちらは先ほど町長からありましたとおり、県の事業主体で行う道路の整備工事でございますので、県に問い合わせをいたしましたところ、県では設計の段階での協議などの関係等で遅れているという回答でございました。しかし、県といたしましても、ご指摘の区間の整備の必要性につきましては、十分認識しておりますことから、町といたしましても引き続きできるだけ早く整備に着手していただけるよう要望をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。また、要望書の件につきましても質問いただきましたので、県のほうにまた伝えたいと思います。

現在の国道の自転車歩行者道の整備の状況でございますけど、小豆島町安田の交差点か

ら入部の間で今、整備を進めていますのは、草壁港の交差点のところと丸山峠のところ、それから旧孔雀園の付近から中央高校までと入部の地区内でございます。

また、整備ができてないところは、議員ご指摘の鬼ヶ崎のあたりのほか、まだ数カ所ございます。県といたしましても、国道436号線は最重要路線と位置づけて整備を進めておるところです。

今後もできるだけ早く未整備区間の工事に着手していただけるよう、町長の答弁からありましたとおり、国道436号整備促進期成同盟会などを通じまして、粘り強く要望活動を続けていきたいと考えております。また、町といたしましても、整備が順調に進みますよう協力してまいります。

2点目のこの区間が歩道が未整備であることから、自転車で通学する中学生と高校生の通学の方向が異なるので危ないのではないかというご質問かと思えます。

まず、交通のルール上でいきますと、この区間は確かに自転車歩行者道が整備できておりませんので、自転車は車道を通行するということになることから、左側を走るようになるかと思えます。

あと、中学校と高校ということで、通学の時間帯をちょっと調べてみました。来年春に開校します小豆島中央高校の始業の開始が8時50分の予定であると聞いております。ですので、この付近を通過する生徒は8時前後に人通るのかなというところですが、中学校は8時でございますので、通過の予想時間は7時半前後であると予想されます。通過の時間帯だけを見ると、ある程度分散して通過はするのではないかと考えられますが、議員ご指摘のとおり、全くそういう事態が発生するかどうかというのは言い切れないところはございます。その他、今年も多く見られました観光客の自転車での移動等もありますので、今後も粘り強く自転車歩行者道の整備の促進を要望してまいりますので、ご理解いただきたいと思えます。以上です。

○議長（森口久士君） 松下議員。

○4番（松下 智君） 建設課長が今、申された整備予定箇所の上に、私も例えば池田の平木あたり、そこら辺の整備も必要やと、そんなことも私の念頭にはあります。

ただ、重ねて申し上げますけども、2回も要望書を出しておきながら、一つも正式な検討がない。そして、設計段階でいろいろな交渉問題で遅延になった、遅れた、それはわかりますけども、通常でしたら一応正式な回答はもらいたいと思えますので、県のほうへあわせて要望をお願いしたいと思えます。逆に言えば、町行政のほうがそこら辺の引き継ぎはしっかりしとると私は認識しておりますので、県のほうへ要望を重ねてお願いしたいと

思います。

それからもう一点、歩道自転車道については、道路交通法では自転車は歩道やなくして、道路走行かもわかりませんが、先ほど申し上げました鬼ヶ崎、片山水産以外のところは、西村、非常にいい歩道ができてます。そこは、実際は自転車が通ってますよ。自転車が通るとるけども、警察は何も実際は言わない。そういうことから、逆に言えば歩道が急がれるなど私は思いますので、重ねて両方あわせてまた県のほうへの要望をひとつよろしくお願いいたします。

○議長（森口久士君） 建設課長。

○建設課長（三木宜紀君） 済みません。交通ルール上の分でちょっと補足で説明させていただきます。

歩道を自転車歩行者道として整備できてるところ、今、松下議員がおっしゃってた区間については、歩道を自転車が通ってもいいことになってます。改良できてないところが交通ルール上危ないというか、ことで、これは警察の公安委員会のほうに指定するんですが、現状はそういうことになっております。以上です。

○議長（森口久士君） 松下議員。

○4番（松下 智君） 済みません。私の認識不足でした。よろしくお願いいたします。終わります。

○議長（森口久士君） 次、11番鍋谷真由美議員。

○11番（鍋谷真由美君） 私は、3点について質問をいたします。

まず1点目、町長の政治姿勢についてということです。

今、アベノミクスによる格差と貧困の広がり、その上に医療、介護、年金の制度改悪、TPP、カジノ法案の強行採決など、国民無視の政治は、町民の暮らし、福祉に深刻な影響を与えるものです。

出費を抑えるために必死にやりくりしている多くの高齢者から、これ以上どう切り詰めるのかと切実な声が挙がっています。中でも深刻なのは、年齢を重ねるほど利用機会の増加が避けられない医療や介護などの負担増です。

安倍政権は、いわゆる団塊の世代が75歳以上になる25年に向け、医療や介護の負担増、給付減の制度改悪を推進しています。保険料や利用料負担を次々と求めることと並行して、年金の減額抑制を進めれば、高齢者の暮らしは行き詰まり、今でも深刻な格差と貧困をさらに広げかねません。国民に負担増ばかりを強いる政治では、ますます消費を冷え込ませ、

日本経済の健全な成長にも大きなマイナスです。税の集め方、使い方を改めるなどの改革に踏み出す政治の転換こそが急がれると思います。

また、そういう国政のもとで、町政が国の悪政からの防波堤となって、町民の暮らしと福祉を守ることが必要だと思います。国の悪政から町民の暮らしと福祉を守るために、高い国保税、介護保険料、また介護利用料の引き下げや減免など、町民の負担軽減の施策を行う考えはありませんかお尋ねいたします。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 鍋谷議員から、国保税、介護保険料等についてのご質問がありました。

社会保障制度改正、T P P、カジノ法案などは、国政の場で議論されるべきものと考えております。この場でお答えすることは適当ではないと思います。

具体的な論点でおっしゃられました小豆島町における国民健康保険及び介護保険の負担軽減についてですけれども、国民健康保険事業特別会計にあつては、財政運営が著しく悪化しており、一般会計からの繰り入れを行っている状況であります。

また、介護保険につきましては、保険料の上昇を緩和するためにあります介護給付費準備基金を取り崩して、負担軽減に努めているという現状にありますので、新たな負担軽減策を講じることは困難な状況と考えております。

詳細については、担当課長から説明をいたします。

○議長（森口久士君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（清水一彦君） まず最初に、国民健康保険の負担軽減についてお答えいたします。

小豆島町における国民健康保険事業特別会計につきましては、先ほど町長申しましたように、医療費の高騰や被保険者の減少及び高齢化等の影響により、その財政運営は著しく悪化しており、本年度におきましては、昨年度に引き続き一般会計からの法定外繰り入れを実施し、運営することとしている状況でございます。

また、国民健康保険税の安定的な収入を確保し、運営の健全化を図るため、平成28年度からは、ご承知のとおり、税率改定も実施しているところでございます。

ご質問いただきました国保税の負担軽減につきましては、今年3月の条例改正で軽減対象となる所得基準額の引き上げを行いました。これにより、軽減対象者2割軽減、5割軽減の拡大を図り、負担軽減を実施しているところでございます。さらなる負担軽減は、現在のところ考えておりませんので、ご理解をお願いいたします。

○議長（森口久士君） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（堀内宏美君） 私のほうから、介護保険料利用料の負担軽減についてお答えいたします。

介護保険料につきましては、平成27年度から29年度を期間といたしております第6期の保険料を算定するに当たり、保険料の上昇緩和のため、介護給付費準備基金を取り崩すとともに、給付費とは別枠の新たな公費の投入により、低所得者の保険料負担軽減を図っているところでございます。

また、介護サービスの利用者負担につきましては、利用者の所得に応じて1割負担、一定以上の所得のある方は2割負担と定められているものでございます。

介護保険は、介護を国民みんなで支え合う制度であり、費用については利用者負担を除き、その半分を税で残り半分を40歳以上の国民が負担するものと定められておりますことから、一般財源の繰り入れ等により、負担軽減は適当でないと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（森口久士君） 鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） 介護保険については、保険料が年金から天引きされて、その上で利用はどんどん制限されている実態があります。今、国家的詐欺とも言われております。そういう介護保険制度の実態で町民が苦しんでいるということをぜひ把握して、町としても町民の暮らしを福祉を守る改善を図ることをお願いして、この質問を終わります。

次に、子育て支援について3点お尋ねをいたします。

まず、児童館についてです。

子供たちを取り巻く状況が大きく変化し、子供たちの育ちや子育てに対して関心が寄せられています。

児童館は、児童福祉法第40条による児童福祉施設です。屋内型の児童厚生施設であり、子供に健全な遊びを提供して、その心身の健康を増進し、情操豊かにすることを目的としています。

遊びは、子供の人格的発達を促す上で欠かすことのできない要素であり、遊びの持つ教育効果はほかで補うことができないと言われております。子供たちは、遊びを通して、考え決断し行動し責任を持つという自主性、社会性、創造性を身につけます。

遊びの施設として根づいてきた児童館は、今、子供の泰然の利益を保証する地域福祉活動の拠点施設として、福祉的機能を発揮するよう求められています。児童館は、子供一人一人の状態を観察し、個々のペースに応じて自立していくことができるよう、専門職員、

児童厚生員が支援をします。また、子供の生活が安定する環境が整備されるためには、大人の理解と協力が不可欠であり、親のグループやジュニアボランティアを育成するとともに、諸機関や団体との連携を図る中で、子供や子育てに優しい統合的な福祉のまちづくりを目指す施設でもあります。本町でも、そんな児童館が子育て支援の場として必要だと考えます。実際に保護者や子供たちからも雨の日に遊べる場所が欲しいという声も多く寄せられています。

ここでお尋ねをいたします。

町のすくすく子育て応援アクションプランには、遊べる屋内広場として4カ所設置とあり、2施設で実動とありますが、実態はどのようになっていますか。また、残り2カ所整備するとありますが、どこにどのような形で考えているのでしょうか。施設だけあっても、人がいないと、活用されないのではないのでしょうか。

次に、18歳までの医療費無料化についてです。

今年3月議会でも質問をいたしました。町長の答弁は、現時点ではその考えはないということでした。担当課長からは、国の動向、町のほかの施策とのバランスなども考えて慎重に検討したいと思うという答弁がありました。その後、検討はされたのでしょうか。子育て支援をより進める立場で、高校卒業までの医療費無料制度を実施していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

次に、児童扶養手当の毎月支給についてです。

児童扶養手当は、ひとり親世帯で育つ子供の生活を安定させるための手当です。昔、4、8、12月の年3回、4カ月分がまとめて支給されていることから、収入が不安定で管理が非常に難しいという問題があります。支給回数を毎月支給に改善し、低所得のひとり親の家計を安定させれば、子供の生活もより安定します。

明石市では、希望者に対して国から4カ月分の手当がまとめて支給されたら、市を経てNPOや社会福祉協議会などの第三者機関が一旦預かり、そこから次の支給日まで1カ月分にならした額を毎月、支給者宅を訪れて渡すという形で、毎月支給を始める方針だそうです。そして、ただ現金を渡すだけでなく、家庭状況を把握し、さまざまな支援につながる機会としても利用するという形で、ひとり親家庭の生活を援助していくということだそうです。

本町でも家計のやりくりを難しくさせる収入の波をなくすための毎月支給について、検討、実施ができないものなのでしょうか。以上です。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 鍋谷議員の子育て支援等についての質問にお答えします。

まず、子育て支援の児童館等の問題については、担当課長から説明をしていただくことにします。

子供の医療費の無料化につきまして、現在、小豆島町では、中学校卒業まで通院、入院を無料としてまして、それなりに進んだ施策が行われていると思いますが、医療費の無料化というようなテーマは、本来、国一律、少なくとも香川県一律で行うべき政策テーマであると考えておりますので、現時点において、現行制度を拡充する考えは今も持っておりません。

それから、児童扶養手当の毎月支給ですが、法律上は相当難しいのではないかと思いますけれども、ご質問の中で明石市で検討してるということですが、明石市市長の泉市長、私、昔からよく存じ上げている方なので、まずは明石市の取り組みを勉強させて、返事をさせていただきます。

○議長（森口久士君） 子育て共育課長。

○子育て共育課長（後藤正樹君） 鍋谷議員さんからいただきました1点目の児童館と遊べる屋内広場のご質問にお答えいたします。

子ども・子育て支援法に基づきまして、子育て支援5カ年計画を作成しました。法律に定められた項目以外に、本町独自の課題を解決するために独自の項目を設けて、今、取り組んでおるところでございます。

その一つとして、保護者からご要望があった誰もが集まれる場所をつくりというものを掲げております。子育てに関する悩みや不安を子供を持つ同世代の仲間だけではなく、地域の皆さんも一緒になって解消し、安心して子育てができる拠点づくりを目指しております。小学校区ごとに1カ所ずつ整備することを目指しています。

子育て支援の場として児童館を整備してはとのご提案なんですけれども、本町には、現在2館設置しておりますが、小学生以下のお子様たちは、平日は保育所、幼稚園、学童保育などを利用されております。また、休日は、ご家庭での触れ合い、各種クラブ活動、スポーツ少年団活動に時間を割くなどによりまして、児童館のニーズ自体が減少傾向にございます。このような社会的情勢を勘案いたしますと、児童館を設置し、職員を配置することというのは非常に難しいと考えております。

既存の施設であります坂手の遊児老館や草壁本町の旧JA草壁支店を整備しました。ただ、現在のところ、単発の利用というのはあるんですが、目指したいろんな方が集まるという場所という形での取り組みというのは十分行われているとは言えない状況でございます。

す。駐車スペースが少ないなど、ハード面の課題をクリアするのは少々難しいのですが、誰もが集まれる場所として使用されていないという課題につきましては、地域で中心となって活動されている方にご協力をお願いすることによって解決できると考えておりますので、これから取り組んでまいりたいと思っております。

残る2カ所の候補地についてでございますが、校区でいいますと、池田と安田のほうになってまいります。先行した2カ所の状況から、利便性や中心となる方のご協力というのはもう必須ですので、保護者の皆様のご要望を十分お聞きしながら、具体的な場所の検討と中心となって活動しご協力いただける方への働きかけというものを一緒に行ってまいりたいと思います。

○議長（森口久士君） 鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） 医療費の無料制度については、町長も言われましたけれども、今、国に対して、全国の自治体も申し入れ、要望しているところです。県、国に対して、小豆島町としても国の制度として医療費の無料化をしてもらいたいということをぜひ要望していただきたいと思っておりますし、これまでも町独自でもぜひ検討をお願いしたいということを改めて申し上げます。

あと、児童扶養手当については、検討、勉強していただけるということでぜひよろしくお願いいたします。このまとめ支給の問題は、国会でも議論されておまして、今年5月に児童扶養手当法が改正された際には、支給回数の改善措置を今後の検討課題とすることが附帯決議に盛り込まれているそうですので、ぜひ明石市では本当に先頭に立ってやられるそうですので、小豆島町でもお願いします。

最初の児童館の問題ですが、小豆島町に2館あるといいましても、1つは吉田で全然実態はありませんし、1つは池田でその実態も十分わからないんですけれども、今、アクションプランで遊べる屋内広場ということで4カ所いわれたんですけど、それが実際に十分稼働されていないという、駐車スペースの問題とか人の問題ということを言われました。

私は、やっぱり町として児童館的な中心になる施設があるんじゃないかと思うんですけれども、やっぱり職員、児童厚生員の形で、そういう人を置いて、児童の健全育成を進めると。国の児童館ガイドラインにもそういうことが明記をされております。名前は違ってもいいんですけれども、実際にその子供の状態を知ることができる専門職員をどこかに置いて、4カ所のそういう施設で施設が十分活用できるような形ができないものかと思いますが、そういうお考えはありませんか。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 児童館という形がいいかどうかという議論はあると思いますが、例えば今度、坂手に遊児老館というのを整備しましたけども、いろんな形がこれから考えられると思いますので、それも役場の職員のような人がいるのがいいのか、NPOのような人がいるのがいいのか、地元の地区の人がいるのがいいのか、いろんな形態が考えられますので、児童館という問題意識に限らず検討したいと。特に小学校の再編成とかをしますので、それぞれの地区においては避けて通れない大事なテーマだと思っておりまして、勉強させていただきます。

○議長（森口久士君） 鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） 今、遊児老館とか草壁のブルシーツ・ラブラトリーとか、そういう施設があるにもかかわらず、やっぱり知らない人も多いんじゃないかなと思うんですね。町は、子育てのパンフレット、名前は忘れましたが、つくってますよね。公民館とかでは見かけて、見たんですけど、それを見ると、すごいいろいろ書いてあって、そういうのがもっと浸透すればいいかなと思うんですけども、あのパンフレットについては、どういう形で配布されているんですか。

○町長（塩田幸雄君） 子育て共育課長。

○子育て共育課長（後藤正樹君） 知らない人が多いのではというご指摘はもうごもっともだと思います。ホームページでも掲載しておりますが、より一層周知っていうのはしていかないといけないっていうのは、このアクションプランをつくる時点から本町の弱点だなというふうに認識しておりますので、そこのところはより一層改善していきたいと思っております。

今、本課のほうでは、子育て通信というのを毎月誌面で発行するとともに、ホームページでも掲載し、いろんなところでいろんな行事が行われてますよというのを周知しておりますので、またそれを活用していただければと思います。

それから、ガイドブックのことを鍋谷さんおっしゃっていただけてると思いますけれども、一応子供たちが集まるようなところや公民館等々に配布はいたしました。これ、全く私どもの手づくりでございまして、いろんな関係課の皆さんからの協力を得てつくったものでございます。それもホームページで載っております、いろいろQRコードを使用しながら、そこをかざすと、ホームページへ入って行って、いろんなもっと細かい情報が入る、見れるというふうなことも行っておりますので、うちの課ではいろいろやっておるんですけども、まず知っていただくというところはもっとこれからも頑張らないといけないと思っております。

○議長（森口久士君） 鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） 今のガイドブックですけれども、幼稚園とか保育所で配布とかいうことはされてはいないんですか。

○町長（塩田幸雄君） 子育て共育課長。

○子育て共育課長（後藤正樹君） 施設のほうには置いてはないかと思います。ちょっとまた確認しますし、1冊置くというのも一つかと思いますが、今、皆さん、携帯でいろんな情報が得られるような状況をお持ちですので、それらの活用も考えていきたいと思っています。

○議長（森口久士君） 鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） ぜひ皆さんに知らせていただいて、また皆さんの声も聞いて、児童館でなくても子供の遊びとか子育ての応援ができる、そういう的な施設として整備をお願いしたいと思います。

最後の質問に入ります。

ヘルスツーリズムについてということです。

今、観光に対するニーズが多様化、成熟化する中で、個人、小グループによる体験型、交流型の要素を取り入れた新しいタイプの旅行、ニューツーリズムに対する関心が高まっています。具体的には、自然環境や歴史、文化を対象とし、それらを損なうことなく体験し学ぶ観光のエコツーリズムや農村、漁村地域で自然文化、人々との交流を楽しむ滞在型観光のグリーンツーリズム、そして歴史的、文化的価値のある工場などを対象とした産業観光などです。

ヘルスツーリズムもこういったニューツーリズムの一つで、健康の回復、維持増進、疾病予防を主眼にした観光です。療養、診断、疾病予防、健康増進、レジャーの4形態があります。ヘルスツーリズムは、国民の健康づくりに貢献し、連泊、リピート客の増加を促進し、地域経済の活性化に寄与するものとして期待され、従来型の観光ツアーでも一定のどこかにストレス解消やセラピーなどのプログラムを組み入れたものが増えており、健康維持増進を目的とした旅は、普通の観光旅行では物足りなくなっている旅行者への魅力的な提案になっています。

近年、観光庁、旅行会社、地方自治体などが連携して、ヘルスツーリズムに結びつけた観光資源開発が全国各地で進められています。鳥取県三朝町の現代湯治、島根県飯南町の森林セラピー、山形県上山市の健康ウォーキングを初めとしたさまざまな取り組みのかみのやま温泉クアオルト、クアオルトというのはドイツ語で健康保養地ということだそうです。

すが、そういった事業など、さまざまな取り組みが全国で広がっているそうです。

このヘルスツーリズムは、瀬戸内海の海と山の自然豊かでオリーブを用いた健康長寿の島づくり事業を行っている本町にとってもふさわしい取り組みだと考えます。ふるさと村やオリーブ公園などを活用し、国民宿舎小豆島での宿泊、オリーブを使ったヘルシーな食事、自然の中での健康ウォーク、オリーブ収穫などの農業体験など、町のさまざまな資源を活用したヘルスツーリズムの検討、実施をしてはどうでしょうか。

また、その中に、小豆島中央病院での人間ドックを組み込んだツアーを検討、実施することはできないでしょうか。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 鍋谷議員から、ヘルスツーリズムについてのご提案をいただきました。

昨年6月の定例議会におきましても、坂口議員から同様の提案をいただいたと記憶をしております。

ヘルスツーリズムについて、私自身も小豆島の未来にとってとても魅力的なプランであると思っております。特に小豆島中央病院が整備されましたので、軸として中央病院を生かすことができればと思っております。人間ドックも小豆島中央病院で始めてますが、まだまだ体制が整ってないということでもありますし、まずは小豆島中央病院の基盤をきちんとするというをまずやっておきたいと思っております。

提案のあった国民宿舎の宿泊とかヘルシーな食事、健康ウォーク、いずれも小豆島観光あるいは小豆島の島民にとっても魅力的なプランだと思いますので、引き続き検討させていただきたいと思えます。以上です。

○議長（森口久士君） 鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） 今、国民宿舎小豆島で、そういうツアー企画とかそういうのは実際にあるんでしょうか。

○議長（森口久士君） 商工観光課長。

○商工観光課長（久利佳秀君） ツアーというものまではいっておりませんが、例えば国民宿舎では、先日もテレビで紹介されましたが、星空観察会をやっているとか、中山の蛍の時期ですと、それを観賞に行くとかということで自然を体験する。議員がおっしゃったセラピーというようなものにもつながると。そういったお客様へのサービスという面では、そういった活動をしておるといってございませぬ。

○議長（森口久士君） 鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君）　そういうのに加えて、今、提案しました形で具体的にぜひ検討して、実現をしていただきたいと思いますので、どうでしょうか。町からそういうことを提案できるのか、宿舎は宿舎独自でするようになるのでしょうか。

○議長（森口久士君）　商工観光課長。

○商工観光課長（久利佳秀君）　今回、鍋谷議員からこのようなご質問をいただいておりますことから、国民宿舎というか、ふるさと村に対しましては、参考意見としてもう既にお伝えをしてあります。実際に活動するとすると、こちらからの助言もありますけれども、実態としてはふるさと村が動くということになります。意見としてはご紹介しておりますので、ご理解いただけたらと思います。

○議長（森口久士君）　鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君）　先ほど町長が言われましたように、小豆島中央病院でのドックもぜひ将来的には実現するようにお願いをして、終わります。

○議長（森口久士君）　次、8番森崇議員。

○8番（森　崇君）　私からは、3問質問いたします。

最初に、イノシシの急増と私たちの取り組みについてでございます。

イノシシは、農作物を荒らして、人をも襲うので、みんなの課題だと思います。この実態を受け、町は、農林水産課だけでなく、里村共生室をつくったと思います。

私は、行政だけじゃなく、一般町民も立ち上がらなくてはならないと思うようになりました。私の住む木庄地区もイノシシの急増、被害が大きく、畑が荒らされる、墓も危ない、子供も冬は集団下校していました。何とかしなくてはならないと3年前から鳥獣対策をすることを地区の方針として、講演会4回、イノシシ柵の作業を昨年1月、3月、12月、今年2月と4回行いました。約2.5キロ柵で地区を取り囲みました。地区からの柵の補助に大変感謝しております。

参考までに当時呼びかけた資料を見ていただきます。

この資料の一番最後なんですけど、木庄の総会のもんです、2年前の。イノシシの作業をしてるのが写っています。その右側が木庄全体の約2.5キロの柵をつくった。今、少し破られたり移動してますから課題があるんですけど、その次のページにこの議会で3年前ですか、イノシシの対策いうんで、松下さんと秋長さんと柴田さん、3人の議員の人から説明があつたりすると、木庄もみんなに知らせました。その次のページは、丸2年前ですか3年前ですか、イノシシが物すごくあらわれて、木庄、数カ所荒らされてしまったと大き

な課題だということをしてます。一番上のページは、平成25年10月のとこ、12月で、私たちが美里町視察したものとか講演会とかいうのを知らせて、全体でする努力はしてるつもりでございます。

平成21年8月8匹確保したと思います。今は捕獲だけでも615匹、70倍以上になってる実態があると思います。12月2日の四国新聞には、県の集計予測が載っており、県内イノシシ推定2.9万頭と書かれていましたし、個体数を削減するには、年間1万から1万2千頭以上の捕獲が必要と予測されています。小豆島でも、最近、あの丸金醤油の工場にもあらわれたと聞いております。

町広報12月号で町長の八日目の蟬に野生動物対策技術会全国大会が小豆島で開かれたことが載っています。法律が鳥獣保護管理法と改められましたが、専門技術者の認定、配置がほとんど進んでないと書かれています。小豆島の猪鹿垣を考える会の冊子、こんなんがあるんですけど、230年も前、猪鹿垣を30年もかけて自普請でつくられたと書いてます。小豆島だけで120キロというのは日本一だそうでございます。町長は、平成の猪鹿垣を築くことができるのでしょうかと結ばれております。実態と私たちの取り組みの乖離は大きいと思います。県の取り組みもまだ2回集まっただけでございます。しかし、警察も加わっての委員会と聞いていますので本格的でございます。小豆島町も今からだと思っています。

この問題について6月議会で質問しましたが、しかし答弁に比べて取り組みが遅過ぎるのではないかというふうに思っています。12月の町広報で応援隊を呼びかけているのはよいのですが、町民任せではないかと心配しております。反省を求めるのではございません。昔はイノシシ対策をしなければ生きていけないから、30年もかけて人間とイノシシのすみ分けをいうに思います。確かに殺生しなくて済むというよさがあると思います。

先日、ある人が人間という動物は「野菜をもぎ取って食べている。魚や牛や豚なども生きているのを殺して食べている。そして、成仏している。イノシシも食べてあげないといけない。殺すだけではいけない」と言われました。オリーブの生産が追いついていないとの理由がありますけども、オリーブハマチとかオリーブ牛、オリーブ夢豚を参考にして、本格的にジビエを取り入れたらどうかというふうに思います。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 森議員から、鳥獣害対策についての質問がありました。

鳥獣害対策につきましては、いつもお答えしてるとおりになりますけど、環境づくり、防護、捕獲、それぞれ自助、共助、公助という考えで取り組んできております。

森議員の指摘のとおり、イノシシについては、急激な増加傾向にあります。町でも狩猟

免許取得者を増やし、捕獲数も大幅に実績を上げておりますが、なかなか減少傾向へ転換できておりません。そのような状況ですので、地域の方々にも、みずからの防衛へ取り組んでいただきますようお願いしてるところでございます。

議員からの提案のジビエの活用ですが、山の恵みとしてとてもいいアイデアだと思います。全国的にも民間レベルでは幾つか成功事例もあると聞いております。また、今年の瀬戸芸で草壁地区の皆さんがお接待でイノシシカレーを提供され、好評を博しました。

ただ、全国の例を見ても、自治体が取り組む場合にはかなりハードルが高いと認識しておりますので、できれば民間サイドでそういう取り組みをしていただければと思っております。現にそういうものを目指してる方が島内におられると聞いておりますので、そういう方々の応援を研究してみたいと思っております。

詳細については、担当課長から答弁させます。

○議長（森口久士君） 農林水産課長。

○農林水産課長（近藤伸一君） 森議員さんからのご質問の前に、まず現在の捕獲の状況についてちょっとご承知していただければと思います。

まず、本年度11月末の捕獲数でございます。約8カ月になりますけれども、イノシシが867頭、猿147頭、鹿600頭ということで計1,614頭になってございます。ちなみに、前年同月、平成27年11月末の捕獲状況では、イノシシが384、猿が92、鹿425頭、計901頭というふうな結果でございまして、そのうちイノシシに関しましては、対前年で483頭増えてございます。倍以上増えたような結果でございます。2.3倍ということでございます。これ、日々猟友会の方々が一生涯懸命捕獲活動に奮闘された結果、これは県下でもトップクラスの捕獲数というふうな状況でございます。

捕獲に関しましては、もう非常に頑張っておるわけでございますけれども、なかなか減少傾向に持っていけないということでございますので、町長が先ほど申し上げましたとおり、地域の方々の協力もぜひ必要であるということでお願いしとるということでございます。

この有害鳥獣の捕獲につきましては、森議員さんもおっしゃったとおり、人身被害のほうの回避、それから農林業の被害の軽減、こちらの観点から進めているというところでございます。ですが、一方で捕獲獣を埋設するだけでなく、ジビエとして有効に利用しようとする動きもこれはもう全国的に広まっているところでございます。本町も捕獲後に狩猟者の方があくまでも自家消費でございまして、肉を利用されているケースは増えてきてございます。当然猟友会の小豆支部のほうでも、京都のほうの例を視察に行くというふう

な形で検討を進めております。また、担当課レベルではございますけれども、隣の土庄の農林水産課ともこのジビエ問題についても共通の課題としていろいろ相談しているところがございます。

さて、このジビエにつきましては、自家消費と販売と大きく2つに分けて考える必要がございます、基本的に自家消費の肉、これはもう狩猟者の方が個人でさばかれて個人の責任で食べられると、これについては自由であるというふうに聞いてございます。

しかしながら、販売用の肉となりますと、国、県が策定しました野生鳥獣の衛生管理に関する指針、いわゆるガイドラインというやつですけれども、それに沿って行う必要がございます。なぜかという、野生鳥獣の肉の処理が屋外で捕獲、捕殺するという、一般の家畜とは異なる処理を行うために、どうしても通常の家畜よりは厳しい衛生管理が求められてるということをご承知していただければと思います。

まだ法的な問題もございますけれども、食肉加工施設の管理、それから運営方法、当然また肉の販路の関係でこちらが非常に課題事項が多い点、これについてもご理解していただいたと思っております。

なお、オリーブ牛のように、いわゆるオリーブイノシシのようなことはできないかというふうなご質問がございましたけれども、鳥獣保護及び管理に関する法律、こちらのほうで一般の方が野生の鳥獣を飼うことは禁止されてございます。ただし、狩猟者の方がみずから捕まえたものは、狩猟者が飼うことは可能ということになってございます。ですが、昨年、県内で飼われていたイノシシが逃げまして、ほかの方が被害に遭われたと。当然飼われた方の過失責任、これが発生しますので、なかなか私の方法では余り好ましいのではないのかなと思うんですけれども、法的には可能だというふうなことで県のほうからは聞いてございます。以上でございます。

○議長（森口久士君） 森議員。

○8番（森 崇君） 先日の農業新聞にジビエ取扱店、1年で5倍増。野生の鳥獣肉ジビエ料理を提供する店が881軒と前年に比べ5倍増えた、農業新聞ですけど。調査したのは、地方自治体や食肉加工施設、外食業界37団体でございます。

10月15日の四国新聞にも高松一高のグラウンドでイノシシを駆除したと載っていました。もう放置できないというふうに私は思います。

町の里村共生室、期待してるんですけど、何回、会議を開いたんでしょうか。また、室を構えた目的とか維持とか、どんな説明をしたのでしょうか。また、イノシシ対策の応援隊、12月に載せてくれたのはありがたいんですけど、この里村共生室に名前が町の職員出

たと思いますけど、その方たちの協力はいただけるのでしょうか。

○議長（森口久士君） 総務課長。

○総務課長（空林志郎君） 私のほうで里村共生室の室長を兼ねておりますので、お答えをいたします。

里村共生室につきましては、もちろんこういうふうな鳥獣対策等について、地域の中でもともに動いていこうということで設立をいたした部署でございます。

これまでに花火の分の講習を2回やっております。それから、そのイノシシとかそういう鳥獣害についての講習を2回受けてます。

それで、森議員さんが今、おっしゃられております12月号掲載の応援隊のほうに対してということでございますけれども、役場の職員それぞれにいろんな地域の活動に従事をいたしております。自治会でありますとか、消防団でありますとか、ボランティアを非常にたくさんやっております。そういう中で、そういうふうな一環として参加していければなというふうに考えておるところでございます。

○議長（森口久士君） 森議員。

○8番（森 崇君） 今、聞いても867頭から、最初と比べるとじゃないですけど、当時に比べたら100倍ということですから物すごい数だというふうに思いますんで、ともに取り組んでいただきたいというふうに思います。

続いて、小学校統合の不安についてでございます。

塩田町長が就任されて、小学校統合が先延ばしでほっとしておりました。小学校統合について、町長が8月4日、新しい考え方が示されたとあります。確かに塩田町長になってから随分前進したと思います。広報、バス便、運賃、病院、瀬戸芸、観光客など、大変よくなったことは島民が認めるどころだというふうに思います。

きょうは、町長のこの考え方について、教育委員会がどんな考え方で同意されたのか、教育長にお伺いいたします。大きな不安を感じているからでございます。

先日、傍聴者にも配布された資料2には、小豆島のこれからの学校のあり方について課題として捉えている中に、急速に変化する社会変化、対応、切磋琢磨、主体性、協調性など多くの言葉が出てきます。正しい方針だと思いますが、私は学校教育課の要請でできる限り各幼稚園や学校の授業の視察にも行ってますが、どの学校もすばらしく感心することばかりでございます。先生の教え方もよく、生徒もこんなにしっかりしているのかと自分の子供のころと比べてしまいます。先ほど言いました教育委員会の学校のあり方ですが、先生たちは既に実行されて努力していると思うのですが、違うのでしょうか。教育長は、

11月2日の総合教育会議で反対という声はなかったといわれましたが、反対というほど間違っていないからだと思います。どうなっているのかわからないのが本当のところだと思います。

また、町主催の学校説明会及び町政懇談会も13回ほど開かれましたが、意見を聞くというより町側の説明の時間が長く、地域住民の質問時間が短かったように思いました。あれ1時間半ぐらいかかっていたんだと思いますけど、1時間ぐらいが町の説明だったというに思います。この懇談会の出席者で町職員の方との参加と町民の参加を分けた説明が欲しいと思います。私は、民主主義のルールこそ基本だと思っています。トップダウンもボトムアップも両方にあるのは民主主義だと思っています。みんなの意見が入っていることが大切だと思っています。町長の言われる今年中というのはどんな理由なんですか。

○議長（森口久士君） 教育長。

○教育長（後藤 巧君） 今、森議員さんから、小学校統合に対する不安についてのご質問がありました。

少し長くなりますけども、ご了解ください。

1点目の町長の考え方について教育委員会はどうのような考えで同意したのかということでございますけども、これにつきましては、森議員の9月議会の一般質問に対して答弁いたしましたように、小学校の統合についての教育委員会の考え方を示したものは、平成21年度に策定した小豆島町立学校等施設適正配置基本方針がございます。この基本方針で小学校については、星城、安田、苗羽の3小学校の統合を進めることとしておりましたが、統合時期を定めておらず、児童数の推移を見ながら、今後の統合協議を進めていくという考えでございました。

教育委員会といたしましては、児童数の推移を注視する中で、全体としては減少傾向にあります。ここ数年の移住者の増加などにより、非常に緩やかなものであることから、小学校統合については存続させる方針であると答弁して、今までいました。しかし、学校説明会及び町政懇談会で、これからの学校のあり方についての基本方針について、教育委員会の考え方を説明してまいりましたが、小学校の教育環境が以前と比べまして変わってきております。

これから5年、10年先の小豆島町の教育をどうするのか、未来を担う子供たちにどういう教育をするのかの視点から、これからの学校のあり方を考えました。

課題として、1点目は主体性や協働性を養うことが求められていること、2点目はコミュニケーション能力等の向上を図る教育が必要であること、3点目は快適な教育環境を確

保することが不可欠であること、4点目は若手教員の増加に伴う資質や能力の向上を図るとともに、教職員の校務負担や行事にかかわる負担を軽減することも急務であることが挙げられます。

これからの課題を解決するためには、ある程度の学級集団や学校規模を確保するほうが望ましいと考えた結果、小学校の統合という方向性をお示したところでございます。

2点目は、教育委員会の学校のあり方は、既に実行され努力しているのではないかとありますが、学校現場を見た上でお褒めの言葉をいただき、大変ありがたいと思っております。

私も学校現場においては、校長のリーダーシップのもと、教職員が一丸となって真剣に教育に取り組んでおり、与えられた環境の中で最善を尽くしている結果だと思っております。

このように、教職員の努力で学力や運動能力は、向上が図れるものと思いますが、コミュニケーション能力の向上などは、ある程度的人数の中で形成されるものと思います。

3点目は、もっと住民の皆様の意見を聞くようにとのご指摘だと思います。

町長がこれからの幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校のあり方及び小豆島高校の跡地の活用についての考え方を示して以降、議員の皆様にも十分にご説明し、ご理解をいただいたものと思っております。

また、各校長においても、小豆島町におけるこれからの小学校のあり方についての協議、検討を行った結果、教育委員会に対して、ある程度の学校規模を確保する方向で、検討を進めることの要望がありました。

学校説明会については、全ての幼稚園、保育所、小学校、中学校で13回、また町政懇談会は12回を開催し、丁寧な説明に努めたところでございます。

質問時間が短いとのご指摘ですけれども、全ての説明会で質問時間の制限は設けておらず、自由にご意見を伺ってまいりました。

最後に、今年度中の方向性を決めるのはどんな理由かということですが、学校統合という課題は、非常にデリケートな面があり、賛成とも反対とも意見をあらわしにくくとともに、わからないという保護者や住民の皆様も多いのではないかと思います。このため、期間を設けず議論をしていたのでは、結論出すことが難しいと考えて、一つの目安として年内スケジュールをお示したところでございます。また、県のほうへ小豆島高校跡地の提供を正式にお願いするにも早いほうがよいと判断いたしております。

これまでの説明会で、小学校統合について、反対のご意見がなかったということは、保

護者や住民の皆様も小学校の現状を認識した上で、ご理解をいただいたものと考えております。

12月27日開催の教育民生常任委員会において、説明会の状況をご報告するとともに、同日開催の総合教育会議において、教育に関する大綱の骨子案をお示ししたいと考えております。

いずれにいたしましても、統合までは5年程度を要しますので、現在の子供たちの教育環境を確保しつつ、将来の教育を見据えた円滑な小学校統合を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じております。よろしく申し上げます。

○議長（森口久士君） 森議員。

○8番（森 崇君） 各町のところで参加者の人数、聞いたと思うんですけど。

○議長（森口久士君） 企画財政課長。

○企画財政課長（城 博史君） 11月8日を皮切りに12地区の公民館区で町政懇談会を実施してまいりました。12地区トータルの参加者数は623名、うちお尋ねの職員は208名ということでした。

今回の町政懇談会につきましては、昨年2回2巡をさせていただいたわけですが、今回は地域づくり室の各地区担当の職員がそれぞれの地域の総代さんとの橋渡し役、調整役となりまして、町からは統一した説明事項として教育のあり方、そのほかに各地域からのテーマというものを2つぐらいに絞ってお出してくださいということで、お願いをいたしましたところでございます。

それで、森議員のほうからも職員と住民と分けてもらいたいというようなお声もあったと思うんですけども、これ職員も地域に帰れば一住民でございますので、ご理解を賜りたいと思います。以上です。

○議長（森口久士君） 森議員。

○8番（森 崇君） 誰かを責めてよくなると僕は思っておりませんので、安心してください。

苗羽ですけど、僕が聞いたんは30、一般の人が34名だというて聞いてます。3,700からすると、悪いけど、1%も満たないんですね。

ですから、僕思うんは、民主主義というのを大事にしてあげないと、これ決めたんやと、これ間違つとるかと言われたらもう言いようがないですね。おうとんやから、言ようことも間違つてへんし。だけど、そこを広げて、参加者を増やしていくということをしていけないうに思うんですけども、それは間違ってますでしょうか。やっぱり地域住

民をもっと巻き込んでほしいと思うんですけど。

○議長（森口久士君） 企画財政課長。

○企画財政課長（城 博史君） 今回、役場の町職員なんかについては、庁内の羅針盤の掲示板等で周知をいたしたところでございます。

各地域につきましては、それぞれ地区によって異なりはあると思うんですけども、町会ごとの回覧板なりで回った上に、2回全町一斉放送で呼びかけをさせていただきました。その結果がこの623という数字でございますので、今後、どうすればもっと参加者が増えるかという部分については、今後の検討課題ということで宿題ということで承りたいと考えております。以上です。

○議長（森口久士君） 森議員。

○8番（森 崇君） このこというんは、実は学校の先生が結果はどうこう拒否せなしようがないと。いろいろ責められていう人も今は元気になってますけど、そういうことも知ってるんで、聞いておりますんで、若手職員のさっきのことですね、いろんな軽減というのはぜひやってもらいたいというふうに思っています。

新教育長って僕、正直いうて知らなかったんですけど、12月10日の新聞に四国新聞やったと思うんですけど、宇多津町が新教育長になられたと。その方も学校、地域、家庭の連帯と言われております。ですから、僕ら大人がやっぱり子供たちにどう教えるか。地域全体、町長がよく言われてたその子供たちは地域で育てられとるいうのを外さないようにしてもらわないと、もう決まったから従えというのは僕は少し問題があると思います。そのことは十分考えてもらいたいというふうに思います。

3つ目に、町職員の年休消化の実態についてでございます。

6月議会で、町職員の年休消化は計画年休が必要でないかと質問しましたが、町は各課に任せてるという答弁だったと思います。

電通の過労自殺が問題になったり、ブラック企業であることが本になったりしています。日本人は働き過ぎていないかとも思っています。町の労働条件が飛び抜けてよいとは決して思いませんが、計画年休というのを各課でつくられなかったのではないかといううがった見方をしてしまいます。実態をお聞きしたいと思います。そして、6月以降の年休取得の実態をお聞きします。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 森議員の職員の年休取得についてのご質問にお答えします。

6月議会においてもお答えいたしましたように、職員の皆様には、仕事で頑張るために

は休日等休めるときにはしっかり休んで、心身ともにリフレッシュして、町が直面しているさまざまな課題に取り組んでいただきたいと考えております。

森議員からご提案のありました計画年休の実施状況につきましては、9月末までの年休の取得日数の比較になりますが、昨年が4.7日で、本年は4.8日の取得日数となっており、計画的な年休の取得はまだまだ不十分であると考えております。

計画年休も含めて、休暇がとりやすい職場環境づくりに努めてまいりたいと思います。担当部長から詳しく説明いたします。

○議長（森口久士君） 総務部長。

○総務部長（空林志郎君） 森議員さんのご質問に勘案しましてお答えをいたします。

6月議会後の年休取得の実態はというご質問でございますけれども、先ほど町長の答弁にもありましたように、9月末の時点での数字では、計画年休の取得はまだ進んでいないと考えられます。

この要因といたしましては、職員には、7月から9月の3カ月間で夏季休暇が3日付与されております。この夏季休暇につきましては、ほぼ全て取得はできておりますので、森議員からご提案いただいた計画年休の取得に至らなかったのではないかというふうに考えております。

また、体調不良や家庭の事業ということによる年休取得と違いまして、計画年休は、それぞれの部署の業務の遂行状況とも大きく関係してまいりますので、所属長、課長、こちらと職員間での十分な検討が必要であろうかと考えております。

今後、具体的な取得目標の設定など、効果的な年休の取得ができるように努めてまいります。また、町長の答弁と同様でございますが、休暇が取得しやすい職場環境づくりに努めてまいりたいと存じます。以上です。

○議長（森口久士君） 森議員。

○8番（森 崇君） 町の労働条件が飛び抜けてよいとは思ってない言いましたけれども、公務員の方は、スト権のかわりに人事勧告がございます。僕、覚えているのは、当時100人やったんが50人になってしまったというんは何年前やったかと思います。それから、ラスパイレスです、僕も調べてみました。どっかの人の国の人の名前だと思います。何年前だったんか、ちょっと知っとったら教えてほしいと思います。

○議長（森口久士君） 総務部長。

○総務部長（空林志郎君） ラスパイレス指数については、お答えをいたします。

ラスパイレス指数とは、ドイツの経済学者であり、統計学者であったラスパイレスとい

う方が1864年に提案した指数でございます。

全地方公共団体の一般行政職の給与月額を同一の基準で比較するため、地方公務員と国家公務員の給与月額を国家公務員の職員構成を基準として、一般行政職における学歴別、経験年数別を比較して、国家公務員の給与月額を100とした場合の地方公務員の給与水準を示した指数となっております。

総務省で毎年公表いたしております、小豆島町の平成28年の指数は94.4、昨年は94.8でございましたが、94.4ということになってございます。

○議長（森口久士君） 森議員。

○8番（森 崇君） 150年も前の方だというに思いますね。

ただ、実態というのは、実際の運用というのは、年休というのは申告制度ですから、確かにとれとれとかいうんじゃないで、本人がとらせてくれといわなんだからとれないし、それを本人が言わなんだから、その課長かどうか別にして、責任は問われないというにこれは理解しております。ただ、やっぱり一定の法律ですから、やっぱりそれを前向きで町の職員もこなしよんやというふうにはしてもらいたいというに思いますけど、それをどう考えてますか。

○議長（森口久士君） 総務部長。

○総務部長（空林志郎君） そういうこと、町長のほうからも申しましたように、業務遂行に当たっては、もちろん職員の健康状態、そういうことが根底にあらうかと思っておりますので、そういう年休取得による心身のリフレッシュ、これは必要であると思っておりますので、とれるような形を持っていきたいと思っております。

○8番（森 崇君） ありがとうございます。これで終わります。

○議長（森口久士君） これで一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は14時30分。

休憩 午後2時20分

再開 午後2時30分

○議長（森口久士君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第5 議案第63号に対する決算特別委員会審査報告について

○議長（森口久士君） 日程第5、議案第63号に対する決算特別委員会審査報告についてを議題といたします。

決算特別委員長の審査報告を求めます。谷委員長。

○決算特別委員長（谷 康男君） 小豆島町議会議長森口久士殿。決算特別委員会委員長谷康男。

決算特別委員会審査報告書。

本委員会は、9月14日付託された平成27年度小豆島町歳入歳出決算認定について慎重に審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。記。

1、委員会開催年月日。平成28年10月25日、26日、27日。

2、審査の経過。理事者の出席を求め、平成27年度小豆島町歳入歳出決算全般にわたり、決算書、主要施策の成果に関する説明書及び監査委員の決算審査意見書を参考にしながら、各委員より質疑、意見を求め、慎重に審査した。

3、件名及び審査の結果。議案第63号平成27年度小豆島町歳入歳出決算認定について、次の事項に留意すべきであるとの意見を付して認定すべきものと決定した。

総括意見、補助金の支出について。各種団体に対する補助金について、初期の補助目的や事業効果について検証し、適切な執行に求められたい。

個別意見、特になし。以上。

○議長（森口久士君） 委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。11番鍋谷真由美議員。

○11番（鍋谷真由美君） 私は、平成27年度小豆島町歳入歳出決算認定について反対をいたします。

27年度決算では、ひとり親家庭の医療費の窓口無料化や自己負担分の廃止、高齢者買い物支援事業、鳥獣被害対策の強化など、町民の要望に応えた評価できるものはありました。

しかし、認められない点として、第1にマイナンバー制度関連の多額の支出がありました。今年1月から本格運用が始まったマイナンバー制度ですが、トラブルが相次ぎ仕組みの矛盾が浮き彫りになっています。政府が個人情報を一元管理することに対する国民の不安と不信は何ら払拭されておられません。個人情報を危険にさらし、国民の国家管理と監視強化につながるマイナンバー制度は廃止すべきと考えます。

第2に、部落解放同盟への補助金や個人給付などの同和関連の支出がありました。同和对策事業特別措置法が失効して14年、これらの施策をいまだに支出していることは問題であり、直ちに廃止すべきです。

第3に、住民の負担増になる粗大ごみの有料化がありました。消費税が増税され、町民の暮らしがますます大変になる中で、町は町民の福祉と暮らしを守る施策を進めるべきです。また、国保会計についても、町民の負担は大きく、保険税の引き下げとともに、国に対して国庫負担を増やすように求めていただきたいと思います。

後期高齢者医療制度は、高齢者を別枠の医療保険に強制的に囲い込み、負担増と差別医療を押しつける大きな問題のある制度であり、一日も早く廃止し、高齢者が安心して医療を受けることができる制度に転換すべきだと考えてます。

さらに、介護保険制度では、第6期の見直しで介護保険料の引き上げがありました。国家的詐欺とも言えるような施設在宅サービスの改悪が次々強行される中、介護は社会全体で支えるという創設時のうたい文句と裏腹に、介護崩壊が社会問題になっています。今こそ原点に立ち返ることが求められていると思います。以上のことから、私は平成27年度小豆島町歳入歳出決算認定に反対をいたします。以上です。

○議長（森口久士君） 次に、原案に賛成の方から発言を許します。9番安井信之議員。

○9番（安井信之君） 私は、議案第63号決算についての賛成の立場として討論いたします。

マイナンバー制度もいうたら収入を得るための最終的な手段的な部分があると思います。

また、同和施策に関しても、先日、教育民生常任委員会で住宅の現状なりを見る中で、住むところを見てもいまだちょっと問題があるのかなというふうな感じがしております。先ほど鍋谷議員さんの児童館とかいうふうな部分も今まで同和行政の中でやった補助金を利用して、そのような施設をつくっております。

そのようなことなどから、いろんな補助がある部分を使って、地域改善に向かっていくことは必要と思いますので、そういうふうな施策が捉えている今回の決算については賛成いたします。

○議長（森口久士君） 以上で通告による討論は終わりました。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は認定です。議案第63号平成27年度小豆島町歳入歳出決算認定については委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（森口久士君） 起立多数です。よって、議案第63号平成27年度小豆島町歳入歳出決算認定については委員長報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第6 議案第74号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（森口久士君） 次、日程第6、議案第74号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第74号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて提案理由のご説明を申し上げます。

平成29年3月31日をもって、熊坂泰忠氏が任期満了となります。熊坂泰忠氏におかれましては、人権擁護委員の年齢要件により再任できないこととなりましたので、人格識見高く、人権擁護に深い理解を有しておられます中山知子氏を推薦いたしたく議会に意見を求めるものでございます。

詳細は担当課長から説明しますのでよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 人権対策課長。

○人権対策課長（山本真也君） 議案第74号、上程議案書の1、2ページになります。

人権擁護委員の推薦について説明を申し上げます。

人権擁護委員の推薦につきましては、人権擁護委員法第6条第3項に基づき、市町村長が議会の意見を聞いて法務大臣に推薦することとなっております。現人権擁護委員の熊坂泰忠氏につきましては、平成29年3月31日で3期、9年務められ、任期満了となり現在76歳となられる今期をもちまして退任となります。

退任の理由は、法務局長及び地方法務局長に対する通達により、原則としまして、新任の場合は68歳以下、再任の場合は75歳未満の候補者を推薦するよう、市町村長に要請する取り扱いとなっているためです。

そこで、地元自治会に相談し、中山知子氏が人格、識見とも高く、また地域からの信頼も厚い上、人権問題にも非常に熱意を持っておられるので、人権擁護委員の候補者として推薦するものでございます。

同氏の略歴につきましては、議案2ページに記載してありますが、簡単にご紹介を申し上げますと、昭和32年3月15日生まれの現59歳で、平成16年4月から交通安全母の会会長及び福田地区婦人会会長を歴任され、今は小豆島町選挙管理委員として町行政にかかわっていただいております。また、地域安全推進委員協議会副会長及び内海交通安全協会副会

長も併任されております。

なお、現在の人権擁護委員につきましては、議案集の同ページに記載しておりますので省略をさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。10番秋長議員。

○10番（秋長正幸君） 本人云々じゃなしに、この方、役職も多いし、現職は務められておりますわね。この件についてどういうふうに地元からの推薦があったのか。ちなみに、経歴の中へ現在至っとるのが4つございます。こういう方、非常に忙しいと思うんですが、地元としてどういうであったか、その経過だけお知らせ願いたいと思います。

○議長（森口久士君） 人権対策課長。

○人権対策課長（山本真也君） 今、秋長議員さんからご質問がありましたとおり、ほかの人権委員の皆さんもやはりご多忙な方が多いと見ております。人権委員さん以外にも委員、役員等に就任しておられる方が多くおられます。中山さんも含めて皆さん、人権意識の強いを持ちまして、識見高く、責任感の強い方を推薦いただいております。中山さんにつきましても責任を持って積極的に遂行していただけたと思います。

なお、推薦につきましては、自治会の会長さん、それから現の熊坂委員さん等にも相談いたしまして、候補を挙げさせていただいております。以上です。

○議長（森口久士君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

討論を省略し直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。

これから採決します。

議案第74号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第74号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては原案のとおり同意することに決定いたしました。

~~~~~

日程第7 議案第75号 小豆島町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例  
について

○議長（森口久士君） 次、日程第7、議案第75号小豆島町職員の給与に関する条例等の

一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第75号小豆島町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、国家公務員及び他の地方公共団体との均衡等を考慮し、人事院勧告及び香川県人事委員会勧告の内容に沿った改正のほか、地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正に伴い、関係する条例に所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当部長から説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 総務部長。

○総務部長（空林志郎君） 議案第75号につきまして説明をいたします。

上程議案集の3ページをお願いいたします。

本条例につきましては、小豆島町職員の給与に関する条例、小豆島町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び小豆島町職員の育児休業等に関する条例の3つの条例の一部改正するものでございます。

最初に、第1条、給与条例の一部改正です。第4条で規定をいたしております給料表ですが、実際の給料は4ページ最下段の項となります。

人事院勧告にあるとおり、民間給与との0.17%の格差を埋めるため、世代間の給与配分の観点から、若年層に重点を置いた給料表の引き上げの改定でございます。

行政職給料表については、1,500円から400円の幅で増額、医師の医療職給料表1、それから看護師、保健師等の給与に関する医療職給料表2についても増額改定をいたしております。

3ページ、第18条の3の改正でございます。

医師の初任給調整手当につきまして、第4条で解説する医療職給料表の改定状況を踏まえ、医師の処遇の確保する観点から、現行の41万3,300円を41万3,800円に改定するものでございます。

次に、4ページで、期末勤勉手当の改定でございます。

第21条第2項第1号の改正は、人事院勧告の中で、民間の支給割合は4.32カ月分となっております。民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.1月分引き上げ、4.3月分とする改正でございます。

第2号の改正は、再任用職員に対する勤勉手当の改正でございます。引き上げ分につきましては、どちらも勤勉手当で配分することといたしております。

次に、飛びまして、20ページ、第2の表でございます。

扶養手当の支給月額の設定を行っております。

第9条の改正は、配偶者に係る支給月額を1万3千円から1万円に、子供に係る支給月額を1人につき6,500円から8千円にするものでございます。職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合の扶養親族たる保護のうち一人についての支給月額は1万1千円から9千円といたします。

第21条の改正は、第1の表で説明しました勤勉手当における引き上げの設定につきまして、平成28年12月支給分の勤勉手当で支給いたしますが、来年度からは6月支給と12月支給に分けて支給するための改正でございます。

次に、22ページの第3の表をお願いいたします。

平成30年度から扶養手当の支給月額等を配偶者の係る支給月額を6,500円としまして、子供に係る支給月額は1人につき1万円とすることとし、職員に配偶者がいない場合の支給月額の加算を廃止することとしております。職員に配偶者がいない場合の加算を廃止したことにより、第10条において、扶養手当に関して任命権者に届け出なければならない場合等について、所要の改正を行っております。

次に、25ページの第2条で、勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正を行っております。

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正が改正されたことによる改正です。

第8条の2の改正は、育児休業等の対象となる子の範囲に特別養子縁組の監護期間中の子及び養子縁組里親に委託されて子を加える改正でございます。

また、第8条の2第2項は、日常生活を営むのに支障がある者を要介護者に文言を改めております。

第8条の3、第4項においても同様です。

27ページ、第15条では、介護休暇取得期間3月、これを3つの期間に分割して取得できるようにする改正でございます。

第15条の2は、介護時間の新設で、介護休業とは別に連続数3年の期間内において、介護のために一律につき2時間の範囲で勤務をしないことができることとしております。

第16条は、介護時間について、ほかの休暇と同様に任命権者の承認が必要であるとの旨、規定をいたしております。

次に、29ページの第3条で、育児休業等に関する条例の一部改正を行っております。

改正後の第2条は、非常勤職員が育児休業を取得できる要件を緩和する改正でございます。

第2条の2は、育児休業法第2条第1項の条例で定めるものを規定しております。

第2条の3、第2条の4は、条ずれ及び文言の修正でございます。

第3条の改正は、再度の育児休業をすることができる特別の事情として、育児休業法の改正により、育児休業の対象となるこの範囲に特別養子縁組の監護期間中の子及び養子縁組里親に委託されて、子が加わったことにより、既に育児休業をしてる職員がそれらの子の育児休業をしようとした場合に、第5条の育児休業の承認の事由に該当し、既にしていた育児休業の承認が取り消されることとなるが、それらの子が特別養子縁組に成立しなかったことまたは養子縁組成立しないまま、その委託が解除されることとなった場合には、再度の休業をすることができるように改正するものでございます。

第10条は、第3条の改正でございます。

第18条は、介護時間が新たに制度化されたことによる改正でございます。

最後に、附則についてを説明いたします。

改正条例附則第1項及び第2項において、施行期日等を定めています。改正条例は、公布の日から施行することとして、給料表及び初任給調整手当の改定につきましては、平成28年4月1日から適用。勤勉手当の改定につきましては、平成28年12月1日から適用することとしております。また、第1条第2の表の改正につきましては平成29年4月1日から、第1条第3項の規定は平成30年4月1日から施行することとしております。第2条及び第3条の改正につきましては、地方公務員法の育児休業等に関する法律の施行にあわせて、平成29年1月1日からの施行といたしております。

附則第3項は、給料表の改定が平成28年4月1日にさかのぼって適用されますことから、本年4月から11月までに使用した給与は、改正後の給与条例の規定に基づき支払われる給料の内払いであることを規定いたしております。

附則第4項は、第3項に定めるもののほか、この条例の施行に関して、必要な事項を附則で定めることとしております。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

**○議長（森口久士君）** これから質疑を行います。質疑はありませんか。9番安井信之議員。

**○9番（安井信之君）** 22ページのこれ議運のときにちょっとお伺いした部分で返答をもらってない部分だと思うんですが、ここにある22歳に達する以前の子及び孫というふうなところの孫というのは、どういうふうな状態での人を指しているのかお伺いしたい。

○議長（森口久士君） 総務部長。

○総務部長（空林志郎君） お返事がまだで申しわけございませんでした。

こちらのほう、扶養手当の支給ということに関しましては、お孫さんで扶養する者がいない場合につきましては、その扶養の中に入れることができるということになってございます。ですので、親御さんがおられないとか、それから全く収入がないとか、そういうことでございます。

○議長（森口久士君） 安井議員よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第75号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第75号小豆島町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第8 議案第76号 小豆島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び小豆島町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（森口久士君） 次、日程第8、議案第76号小豆島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び小豆島町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第76号小豆島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び小豆島町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、議会議員及び常勤の特別職の職員の期末手当の支給率について、国及び他の地方公共団体との均衡を考慮し、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当部長から説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し

上げます。

○議長（森口久士君） 総務部長。

○総務部長（空林志郎君） 議案第76号につきまして説明をいたします。

上程議案集34ページをお願いいたします。

本条例改正につきましては、小豆島町議会議員の費用弁償等に関する条例と小豆島町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の2つを一部改正するものでございます。

一般職職員の期末勤勉手当が0.1月分の増額改定となりましたので、これにあわせて議会議員、常勤の特別職の期末手当を増額しようとするものでございます。

第1条の議員報酬条例の改正では、第5条で期末手当の月数を規定する町の一般職の職員の期末手当の条文、第20条第2項の100分の147.5を100分の157.5に読みかえる規定を追加するものです。

35ページ、第2の表では、平成29年度の期末手当について、6月と12月の2回の支給時に今回の0.1カ月分の増額を分けて支給するように改正するものでございます。

35ページ、最下段以降の特別職の期末手当につきましても、同様の改正を行っております。

施行期日は、今年度支給に関しては平成28年12月1日、平成29年度以降の規定につきましては平成29年4月1日としております。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第76号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第76号小豆島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び小豆島町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第9 議案第77号 小豆島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償  
に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（森口久士君） 次、日程第9、議案第77号小豆島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第77号小豆島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、農業委員に係る報酬に、活動実績に応じた報酬を支給する規定を追加しようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 農林水産課長。

○農林水産課長（近藤伸一君） 議案第77号小豆島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、これについてのご説明を申し上げます。

上程議案集の38、39ページをお開き願います。

農業委員会等に関する法律の改正に伴いまして、先般農業委員及び新たに設置されました農地利用最適化推進委員、こちらの報酬の改正についてご承認をいただいたところでございます。

この法改正の中で、遊休地対策、これがより強化されることとなりまして、農地利用最適化交付金事業というのが創設されました。これは、従来の農業委員さん、それから農地利用最適化推進委員さんに農地パトロールとか遊休地の農地の貸し借りを掘り起こすなど、農地の利用に関しましてより積極的に活動してもらおうと。それにつきまして、その活動実績に応じて、報酬を支給できるというものでございます。

この報酬を支給するに当たりまして、条例にその面を規制するよう、国のほうから指導がございまして、それによるものでございます。

新旧対照表でございます。

改正後の欄、会長、職務代理者委員、農地利用最適化推進委員の報酬の額の欄にそれぞれ、ただし予算の範囲内で町長が別に定める額を加算することができるという文言を追加させていただくものでございます。

附則で、公布の日から施行し、平成28年4月1日より適用するとさせていただきます。

ます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。11番鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） 予算の範囲内とありますけど、これは新年度予算で決まるんでしょうか。

それと、農地パトロールとか遊休農地の活用ということですが、町長が定めて、報酬を支給するときというのは具体的にどういうときにできるのかということと、予算も含めてその見通しというのはどうなのかをお尋ねいたします。

○議長（森口久士君） 農林水産課長。

○農林水産課長（近藤伸一君） ただいまのご質問でございますけれども、まず予算の範囲というのは、今回6月補正でございますけれども、農地利用最適化推進交付金という形で補正のほうを計上させていただいております。

支給の方法につきましては、日額、委員さんの報酬が1日6千円、それから半日の場合4千円という運用をされてございますので、それに類するような活動があった場合には、相当額を支給したいと考えております。

それから、農地パトロールといいますのは、年8月から9月にかけて、町内全域の農地の耕作状況、遊休地状況を農業委員さん、それから推進委員さんに全筆調査をしていただくということでございまして、それに伴う報酬がございます。

それから、遊休地がございましたときに、その遊休地を誰か借りる人がいないかとかいうふうなことで、地域の中で借り受けを見つけるような活動、こちらのほうも報酬のほうの対象となるかと考えてございます。以上でございます。

○議長（森口久士君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第77号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第77号小豆島町特別職の職員



で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第10 議案第78号 小豆島町重度心身障害者等医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について

日程第11 議案第79号 小豆島町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（森口久士君） 次、日程第10、議案第78号小豆島町重度心身障害者等医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について及び日程第11、議案第79号小豆島町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例については相関する案件でありますので、あわせて提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第78号小豆島町重度心身障害者等医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第79号小豆島町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

障害を持つ児童・生徒を子ども医療費助成の対象にすることにより、障害児及びその保護者の一時払いに伴う負担を軽減するとともに、障害児を含む全ての子どもの福祉の向上を図るため、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 日程第10、議案第78号小豆島町重度心身障害者等医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について内容説明を求めます。健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（清水一彦君） 議案第78号小豆島町重度心身障害者等医療費支給に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

上程議案集の40ページ、41ページをお開き願います。

現在、重度心身障害者等医療費支給制度では、助成対象者が医療機関等を受診した場合、医療費を直接医療機関等に支払った後、町に対して償還払いの申請を行っていただいております。これまで子ども医療費より重度心身障害者等医療費を優先としておりましたことにより、小学校就学後は、現物給付により支給をしております子ども医療費助成から償還払いにより支給をしております。重度心身障害者等医療費制度の移行をお願いしておりました。

今回の改正は、障害児及びその保護者の医療費の一時払いに伴う手間と経済的負担を軽

減するとともに、障害児の福祉のさらなる向上を図ることを目的に、障害を持つ児童・生徒の保護者につきましても、中学校卒業まで子ども医療費の対象となるよう、所要の改正を行うものでございます。

詳細を新旧対照表により説明させていただきます。

条文の第3条でございます。

医療費の対象者に関しましては、改正前は、医療費の対象者としなない者として、満6歳に達する日の翌日以後最初の4月1日から満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く子ども医療費の助成の対象者となる子供の保護者としておりましたが、先ほどご説明いたしましたとおり、改正後は、障害を持つ児童・生徒の保護者についても子ども医療費の対象者とするため、第3条第2項の第2号下線部を削除いたします。

附則といたしまして、施行期日を平成29年8月1日とします。

続きまして、41ページ、経過措置としまして、平成29年8月1日前に受けた保険給付に係る医療費の支給については、なお従前の例によるものがございます。以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありますか。11番鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） これの対象者数はどれぐらいになるのでしょうか。

○議長（森口久士君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（清水一彦君） 対象者数は、平成28年度重心対象児童として10名でございます。

○議長（森口久士君） 11番鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） これは、小豆島町独自の改正なのでしょうか。

○議長（森口久士君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（清水一彦君） これについては、施行日が8月1日となった経過をご説明申し上げます。

これは、土庄町と同時実施が望ましいこととして、医療機関等の混乱を避けるため、8月1日とした理由もでございます。以上でございます。

○議長（森口久士君） よろしいですか。

ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第78号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第78号小豆島町重度心身障害者等医療費支給に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

次、日程第11、議案第79号小豆島町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についての内容説明を求めます。健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（清水一彦君） 議案第79号小豆島町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

上程議案集の42、43ページをお開き願います。

先ほど申しましたように、議案第78号小豆島町重度心身障害者等医療費の支給に関する条例の一部改正に伴い、障害児及びその保護者の医療費の一時払いに伴う手間と経済的負担を軽減することを目的に、障害を持つ児童・生徒の保護者につきまして、小学校就学後も引き続き現物給付による支給をしております子ども医療費助成の対象とするため、所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表により説明させていただきます。

条文の第3条でございます。

子ども医療費の助成対象に関しまして、改正前は、助成対象者としらないものとして、児童・生徒のうち、小豆島町重度心身障害者等医療費支給に関する条例第3条に規定する対象者の保護者とありますが、改正後は、障害の有無にかかわらず、ひとり親家庭等を除く全ての子供の保護者を助成対象とするため、第3条第2項の第2号を削除いたします。

附則としまして、施行期日を平成29年8月1日とします。

また、経過措置としまして、平成29年8月1日前に受けた保険給付に係る医療費の助成については、なお従前の例によるものがございます。以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第79号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第79号小豆島町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第12 議案第80号 香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び香川縣市町総合事務組合規約の一部変更について

日程第13 議案第81号 香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分について

○議長（森口久士君） 次、日程第12、議案第80号香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び香川縣市町総合事務組合規約の一部変更について及び日程第13、議案第81号香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分については相関する案件でありますので、あわせて提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第80号香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び香川縣市町総合事務組合規約の一部変更について及び議案第81号香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分について提案理由のご説明を申し上げます。

三観衛生組合が平成29年3月31日をもって香川縣市町総合事務組合から脱退することについて、地方自治法第286条第1項及び第289条の規定により、関係地方公共団体の協議が必要となったことから、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当部長から説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 日程第12、議案第80号香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び香川縣市町総合事務組合規約の一部変更についての内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（空林志郎君） 議案第80号香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び香川縣市町総合事務組合規約の一部変更についてご説明を申し上げます。

上程議案集の44ページをお願いいたします。

平成29年3月31日をもって、三観衛生組合が香川縣市町総合事務組合から脱退することについて、本事務組合を構成する地方公共団体の数の減少及び規約の所要の変更を行おうとするものでございます。

規約の変更内容でございますが、そちらの新旧対照表に3つの表がございます。別表第1につきましては総合事務組合を構成する地方公共団体名、別表第2は共同処理する事務ごとの構成団体、第3表は議員選挙区の構成団体となっております。今回の変更は、それぞれの表から三観衛生組合を削除するものでございます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第80号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第80号香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び香川縣市町総合事務組合規約の一部変更については原案どおり可決されました。

次、日程第13、議案第81号香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分についての内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（空林志郎君） 議案第81号香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分についてご説明を申し上げます。

上程議案集の50ページをお願いいたします。

先ほどご議決いただきました議案第80号によりまして、三観衛生組合が香川縣市町総合事務組合から脱退することに伴いまして、これまで負担し、または給付を受けてきた退職手当、非常勤の職員に係る公務災害や通勤による災害補償に関し、それぞれの基金の一部

を処分して脱退する団体に還付することとなります。この財産処分につきまして、協議が必要であり、議会の議決をいたごうとするものでございます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第81号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第81号香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分については原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第14 議案第82号 一般廃棄物埋立処分施設整備に供する財産の取得について

○議長（森口久士君） 次、日程第14、議案第82号一般廃棄物埋立処分施設整備に供する財産の取得についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第82号一般廃棄物埋立処分施設整備に供する財産の取得について提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、新たに整備する一般廃棄物埋立処分施設の用地に供するため、土地を買い入れようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（谷本静香君） 上程議案集の52ページをお願いいたします。

議案第82号一般廃棄物埋立処分施設整備に供する財産の取得についてご説明申し上げます。

小豆島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定

に基づきまして、次期最終処分場の用地買収に当たり、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

取得する財産につきましては、土地3万4,140.12平方メートルで、不動産鑑定士の鑑定及び意見書を参考に取得予定価格を2,751万円としております。

次に、恐縮ですがめくっていただきまして、55ページをご覧いただきたいと思っております。

取得しようとする財産につきましては、坂手字仲人石山に所在し、次のページ、56ページにお示ししております網かけの部分計7筆でございます。恐縮です。

戻っていただきまして、54ページです。

54ページに別紙として、取得しようとする財産の一覧を掲載いたしております。

取得の相手方は、上から5番目の乙2番80、これが坂手財産区でございまして、それ以外の取得予定財産は、東京都港区西麻布に事務所を有します北辰不動産株式会社であり、あらかじめ行った調査の結果、この団体につきましては、反社会的勢力との関連がないことを確認しております。以上で簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第82号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第82号一般廃棄物埋立処分施設整備に供する財産の取得については原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第15 議案第83号 財産の処分について

日程第16 議案第84号 小豆島町体育施設条例の一部を改正する条例について

日程第17 議案第85号 小豆島町三都老人憩いの家条例を廃止する条例について

日程第18 議案第86号 小豆島町道路線の変更について

○議長（森口久士君） 次、日程第15、議案第83号財産の処分についてから日程第18、議

案第86号小豆島町道路線の変更についてまでの4議案は相関する案件でありますので、あわせて提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第83号財産の処分について提案理由のご説明を申し上げます。

株式会社レグザム小豆島工場の一部が他社の所有となり、平成29年5月以降、現工場での操業が困難となったことから、町内における雇用の場を確保するため、株式会社レグザム小豆島工場の移転先として、町有財産を処分しようとするものでございます。

また、議案第84号から議案第86号につきましても、同様の理由により施設を廃止し、町道の起終点を変更しようとするものでございます。

詳細につきましては、担当部長及び課長から説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 日程第15、議案第83号財産の処分についての内容説明を求めます。企画振興部長。

○企画振興部長（大江正彦君） 議案第83号財産の処分についてご説明申し上げます。

議案集の57ページをお願いいたします。

議案第83号につきましては、現在、室生地区で操業いたしております株式会社レグザム小豆島工場の一部が昨年11月に他社の所有となり、平成29年5月以降、現在の工場から立ち退きをする必要がございますことから、貴重な雇用の場を確保いたしますため、株式会社レグザム小豆島工場の移転先として、町有財産でございます三都小学校及び三都幼稚園の跡地を同社に売却することにつきまして、地方自治法第96条第1項第8号及び小豆島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

処分する財産の所在地は小豆島町蒲野1610番地1、財産の種別は土地及び建物、細目及び数量につきましては、現在の地目は学校用地となっております土地9,854平方メートル、建物といたしましては三都ふれあいセンター及び三都公民館、こちらは旧三都小学校の校舎部分でございます、こちらが1,206.085平方メートル。三都体育館、こちらは旧三都小学校体育館でございますが、こちらが600平方メートル。三都老人憩いの家、これは旧三都幼稚園の園舎でございますが、こちらが199平方メートルなっております。

処分予定価格につきましては、土地と活用可能な建物の評価額合計から活用が困難な建物の撤去費用を差し引いた4,290万8千円を予定しておりますのでございます。なお、不動産鑑定士による鑑定評価の結果でございます。

処分の相手方は株式会社レグザム代表取締役社長岡野晋滋、処分の方法は有償譲渡（売



り払い)でございます。

なお、29年の新春早々に売買契約を締結した後、工場に転用するための改修工事に着手いたしまして、現工場の立ち退き期限でございます4月末までには移転を終え、5月からは三都小学校跡地で操業を始める予定と伺っておるところでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第83号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第83号財産の処分については原案のとおり可決されました。

次、日程第16、議案第84号小豆島町体育施設条例の一部を改正する条例についての内容説明を求めます。社会教育課長。

○社会教育課長（松田知巳君） 議案第84号小豆島町体育施設条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

上程議案集の59、60ページをお開きください。

先ほどの議案第83号でご説明がありましたとおり、レグザム小豆島工場の移転先として三都体育館を譲渡するため、新旧対照表の改正後でお示ししますとおり、第2条名称及び位置の表中が小豆島町三都体育館の名称と位置を削除するものでございます。

また、同じく別表、第8条使用料関係からも改正後のとおり、小豆島町三都体育館を削除するものでございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありますか。11番鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） 今現在、体育館を使用している団体とか個人とか、そういうのはあるんでしょうか。

○議長（森口久士君） 社会教育課長。

○社会教育課長（松田知巳君） 今現在といたしますか、時々飛び込みで近隣の方が使われ

る方はございます。ただ、この間の瀬戸内国際芸術祭の展示会場でも、もう半年以上も使  
ってましたんで、もう特に常連の方がいて、ご不便をかけるということはありません。

○議長（森口久士君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第84号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第84号小豆島町体育施設条例  
の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

次、日程第17、議案第85号小豆島町三都老人憩いの家条例を廃止する条例についての内容  
説明を求めます。社会教育課長。

○社会教育課長（松田知巳君） 議案第85号小豆島町三都老人憩いの家条例を廃止する条  
例についてご説明申し上げます。

上程議案集の61ページをお開きください。

先ほどの議案第84号と同じく、レグザム小豆島工場の移転先として小豆島町三都老人憩  
いの家を譲渡するため、小豆島町三都老人憩いの家条例を廃止するものでございます。ご  
審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。9番安井議員。

○9番（安井信之君） 学校用地並びに体育館等も全部レグザムということですが、今、  
行っている三都半島の芸術の活動拠点というか、それはもともとそこにあったというふう  
に思っておりますが、今度、来年度からするんかどうかわかりませんが、その拠点とい  
うのはどういうふうを考えておられるのかお伺いします。

○議長（森口久士君） 社会教育課長。

○社会教育課長（松田知巳君） 今まで特にこの三都老人憩いの家を住居にして、レジデ  
ンスということで3カ月、4カ月泊まり込みで芸術活動していただいております。とこ  
ろが、昨年からそういう泊まり込みでの芸術活動ではなくて、特に広島市立大学のほうに  
お願いして、学校のほうで作品を主につくって展示をするような形をとっていますので、宿

泊施設については、その前にある教員住宅、蒲野の教員住宅と二面にも教員住宅がございますので、その教員住宅を使って、宿泊をさせていただいております。

学校のほうでアトリエということでそこで制作活動をしておりましたけども、先ほど申しましたようにほとんど8割方、9割方、学校のほうで仕上げてきて、こっちの展示場で完成をするという形で行っておりますので、レジデンスという形はちょっと難しいかなと思いますけど、今のような、今年、去年のような展示の仕方の芸術活動は引き続きやっていけるものかなと思っております。以上です。

○議長（森口久士君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第85号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第85号小豆島町三都老人憩いの家条例を廃止する条例については原案のとおり可決されました。

次、日程第18、議案第86号小豆島町道路線の変更についての内容説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三木宜紀君） 上程議案集の62、63ページをお開きください。

議案第86号町道の路線の変更についてご説明申し上げます。

こちらも今まで説明しましたと同じく、レグザム小豆島工場移転に伴いまして、町道が用地内になるということで廃止する必要があるため、路線の起点と終点を変更して対応しようとするもので、道路法の規定により議会の議決を求めるものです。

表の中に今回、起点と終点を変更しようとする路線を描いております。

1つ目が路線番号27010番で、路線名が蒲野学校線、こちらは起点を変更します。蒲野字沖田1615の1から蒲野字市ノ坪745へ。

2つ目といたしまして、路線番号が27026の蒲野沖田線で、こちらは終点を変更いたしまして、蒲野字沖田1623から蒲野字沖田1610の1へ変更いたします。

次、ページ、64、65をお開きください。

こちらが今、説明しました2路線の位置図になっております。

左側64ページが先ほど説明しました1つ目の蒲野学校線を示しております。緑の範囲が今回、起点を変更することに伴い廃止となります。赤が町道蒲野学校線として残る範囲でございます。起点変更前の延長が156メートルで、今回、緑の部分126メートルが廃止となり、この路線は変更後、赤色の30メートルとなります。

次に、右の65ページをご覧ください。

この蒲野沖田線は、現在、緑色の範囲が蒲野沖田線として町道認定されておまして、延長が242メートルでございます。先ほどの蒲野学校線の起点の変更に伴いまして、県道とのタッチ部分が町道認定から外れてしまいますので、今回、この町道のこちらは終点になるんですが、終点を延ばして対応しようとするものです。延ばす部分が赤色になります。赤色の26メートルがこの路線に追加されまして、路線の延長が268メートルとなります。以上、簡単ですが、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。

本案については、総務建設常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第86号小豆島町道路線の変更については総務建設常任委員会に付託することに決定されました。

なお、議案第86号の審査報告は、あす12月15日の本会議にお願いいたします。

暫時休憩します。再開は15時40分にします。

休憩 午後3時32分

再開 午後3時40分

○議長（森口久士君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第19 議案第87号 町営バス購入事業に係る物品購入契約について

○議長（森口久士君） 日程第19、議案第87号町営バス購入事業に係る物品購入契約についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第87号町営バス購入事業に係る物品購入契約について提案理

由のご説明を申し上げます。

三都東線及び三都西線を走行する町営バスの更新に係る物品購入契約につきまして、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 企画財政課長。

○企画財政課長（城 博史君） 議案第87号町営バス購入事業に係る物品購入契約についてご説明申し上げます。

上程議案集の66ページをお願いいたします。

小豆島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づきまして、町営バス購入事業に係る物品購入契約について、次のとおり、購入契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

1の契約の目的は、町営バス購入事業に係る物品購入、2の契約の方法につきましては指名競争入札による契約、3の契約金額は2,002万3,410円となっております。4の契約の相手方は、小豆島町安田甲144番地153、小豆島マツダ株式会社代表取締役木村廣志でございます。

提案理由は、三都東線及び西線を走行する町営バス車両の更新を目的に、新たな路線仕様の車両を購入するため、物品購入契約を締結しようとするものでございます。

根拠法令につきましては、小豆島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例で、財産の取得の場合は、予定価格のほうが700万円以上となっておりますのでございます。

1枚めくっていただきまして、67ページをお願いいたします。

町営バスの車両概要書になります。

1の備品名は町営バス車両でございます。2の台数は1台、3の車両形式は日野ポンチョのロングということで7メートル未満の車になります。4の車両定員、これについては運転手も含めて33人乗りでございます。5の車両詳細につきましては、バリアフリー対応のノンステップ7メートル未満の路線仕様車両で、ICカードリーダーのほか、簡易型運賃箱、整理券発券機、ドライブレコーダー2器とLED式行き先表示器を搭載してございます。6の契約金額につきましては2,002万3,410円で、7の落札業者は先ほど申し上げました小豆島マツダ株式会社でございます。8の納期につきましては、29年3月27日として

おるところでございます。

最後、9の入札業者でございますが、株式会社星城モーターズ、小豆島マツダ株式会社、株式会社池田モーターズの町内で大型車両の認定指定工場で車検完了まで自社で可能な町内企業3社でございます。入札金額のほうでございますが、株式会社星城モーターズが1,860万5,942円、2番目の小豆島マツダ株式会社が1,854万5,942円、株式会社池田モーターズが1,863万4,970円となっております。この金額から重量税分を差し引きまして、その残りに消費税をかけた金額が契約金額となっております。以上で説明のほうを終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありますか。1番大川議員。

○1番（大川新也君） この入札の金額が星城モーターズとマツダ、端数まで同じと、ちょうど6万違うけど、両方ちょっと相談して、今度はマツダの番やというふうなのはないでしょうけど、端数まで同じというのは、内容はどういうふうな内容で端数まで同じかは確認したんですか。

○議長（森口久士君） 企画財政課長。

○企画財政課長（城 博史君） 内容等については、深く確認はいたしておりません。

それで、今回のマイクロバスの予定価格等の積算に当たりましては、日野自動車香川工場、メーカーのほうに見積もりの提出依頼を行いまして、担当のほうで見積もりの積み上げを行ったものが予算額としたところでございます。

今回の車両については、路線仕様ということ、特別の特殊車両ということもございませう。そういうことで、なかなか金額も業者による幅が出てこなかったと推測しておるところでございます。

○議長（森口久士君） ほかに質疑はありますか。8番森議員。

○8番（森 崇君） この町営バス、今回で何台目でしょうか。乗り口は1つなんではないでしょうか。定員が運転手入れて33人ということですけど、座席定員って書いてますから、立脚定員はないんでしょうか。

○議長（森口久士君） 企画財政課長。

○企画財政課長（城 博史君） 町営バスといたしましては、さっきの合併前の内海町で田浦線を走っておりますので2台目ということになるかと思っております。

それから、定員は、ちょっと今、立ち席は何ぼで正式なシートが何ぼでというのは把握できておりません。後ほどご報告申し上げたいと思います。

それから、ドアのほうは、リアエンジンのトップドアでドアは1枚になります。スライ

ドドアでございます。

○議長（森口久士君） 8番森議員。

○8番（森 崇君） 非常ドアなんですけど、よく小さい方がいいじゃないかといわれるんです、いろんなバスなんかはな。だけど、どんと押したときに非常ドアがこっち側に普通は全部あるんです。非常ドアついているんでしょうか。

それと、どこへ出勤するん。かんかけだと思っんですけど、それをお願いします。

○議長（森口久士君） 企画財政課長。

○企画財政課長（城 博史君） 非常ドア等については、アクセルインターロックの部分で窓があいとつたら、こう走らん状態の部分があるんですけども、それがどうしてもロックがかかったような場合は、非常装置を押して、緊急的にあけるような装置が社内がございます。それが非常口になると思います。

それから、委託先については、一般貸し切りと一般乗用の旅客自動車運送事業免許を有しておりますかんかけタクシーのほうが運行を行うこととなります。以上です。

○議長（森口久士君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第87号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第87号町営バス購入事業に係る物品購入契約については原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第20 議案第88号 小豆島町うちのみ漁師村の指定管理者の指定について

○議長（森口久士君） 次、日程第20、議案第88号小豆島町うちのみ漁師村の指定管理者の指定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第88号小豆島町うちのみ漁師村の指定管理者の指定について提案理由のご説明を申し上げます。

平成29年3月31日をもって指定期間が満了となる小豆島町うちのみ漁師村の指定管理者

の指定につきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 農林水産課長。

○農林水産課長（近藤伸一君） 議案第88号小豆島町うちのみ漁師村の指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。

上程議案集の68ページになります。

先ほど町長のほうからご説明しましたとおり、期間満了に伴いまして、小豆島町うちのみ漁師村の次期指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決をいただくというものでございます。

議決を求めます項目につきましては、1、公の施設の名称、小豆島町うちのみ漁師村、2、指定管理者の名称が合資会社寺下広告社、3、指定期間につきましては平成29年4月1日から平成34年3月31日とするというものでございます。

この小豆島町うちのみ漁師村につきましては、平成24年度から5年間の指定管理期間が今年度末をもって満了することとなっております。そのため、小豆島町うちのみ漁師村条例第4条第2項の規定によりまして、10月3日から約1カ月間、指定管理者の募集を行いました。それを受けまして、11月14日に開催いたしました小豆島町うちのみ漁師村指定管理者選定審議会、こちらのほうで応募者からの事業計画書、またプレゼンテーションを受けまして審議した結果、合資会社寺下広告社を指定管理者として妥当であるというふうなご意見をいただいたところでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。

本案については、総務建設常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第88号小豆島町うちのみ漁師村の指定管理者の指定については総務建設常任委員会に付託することに決定されました。

なお、議案第88号の審査報告は、あす12月15日の本会議にお願いいたします。

~~~~~


日程第21 議案第89号 平成28年度小豆島町一般会計補正予算（第3号）

日程第22 議案第90号 平成28年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（森口久士君） 次、日程第21、議案第89号平成28年度小豆島町一般会計補正予算（第3号）及び日程第22、議案第90号平成28年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は相関する案件でありますので、あわせて提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第89号平成28年度小豆島町一般会計補正予算（第3号）について提案理由のご説明を申し上げます。

一般会計において追加補正をお願いします額は4億1,094万4千円でございます。

補正の内容といたしましては、議会費マイナス143万円、総務費1,308万円、民生費6,373万6千円、衛生費4,457万1千円、農林水産業費670万5千円、商工費1,211万9千円、土木費4,151万1千円、消防費1,453万9千円、教育費1億9,571万3千円、災害復旧費2,040万円となっております。

詳細につきましては担当部長から説明します。

なお、議案第90号町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましても、担当部長から説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 日程第21、議案第89号平成28年度小豆島町一般会計補正予算（第3号）の内容説明を求めます。企画振興部長。

○企画振興部長（大江正彦君） 議案第89号平成28年度小豆島町一般会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

上程議案集の70ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ4億1,094万4千円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ110億5,165万5千円とするものでございます。

第2条は、地方債の追加及び変更でございます。

74ページをお願いいたします。

上段の追加につきましては、議案第83号でご可決を賜りましたとおり、旧三都小学校跡地に株式会社レグザムの小豆島工場が移転することに伴いまして、三都公民館の代替施設となる三都活性化施設整備事業に8,420万円、小豆広域で実施いたします池田港埋立地のヘリポート整備事業に対する負担金に640万円、台風16号により被災いたしました町道市神子

吉ヶ浦線の災害復旧事業に400万円、それぞれ新たに借り入れようとするものでございます。

下段の変更のうち、一般廃棄物処理施設整備事業につきましては、今年度で取り組んでおります徳本地区埋立処分地法面整備工事につきまして、人件費及び資材単価の高騰等によりまして、事業費が増加しておりますことに伴い、借入額が1,630万円増の見込みとなったことに加えまして、次期埋立処分地整備予定地の用地購入費の財源として借り入れる2,750万円、あわせて4,380万円の借り入れ増を見込みまして、借入額を9,070万円とするものでございます。

2つ目の橋梁長寿命化事業及び4つ目の植松都市下水路再整備事業につきましては、国の補正予算等によりまして、国庫補助金が増額内示となったことに伴い、事業を前倒しで実施することとなったため、それぞれ借入限度額の増額をお願いするものでございます。

3つ目の一般住宅リフォーム助成事業につきましては、申請件数が当初の見込みを大幅に上回る状況となりましたので、借入限度額を340万円の増とさせていただくものでございます。

それでは、補正予算の内容をご説明でございます。

別冊の補正予算説明書の5ページ、6ページをお願いいたします。

まず、歳入の補正でございます。

12款分担金及び負担金、2項3目2節保健衛生負担金49万4千円でございますが、こちらは高松市が所有する救急艇により、島外の医療機関へ患者を搬送した場合の費用につきまして、本年4月に小豆島中央病院が小豆島町内に開院したことによりまして、土庄町分も一括して、小豆島町を県補助金の受け入れ及び高松市への費用支払い窓口とする取り扱いとなりました。これに伴い、土庄町民の輸送費用に対する負担金49万4千円を土庄町から納めていただくものでございます。

同じ理由によりまして、ページ下のほうになりますが、15款県支出金、2項3目1節保健衛生費補助金で2分の1の県補助金であります49万4千円の受け入れをするものでございます。

次に、14款国庫支出金、1項3目2節公共土木施設災害復旧費負担金の1,600万円でございます。こちらは、台風16号で被災した町道市神子吉ヶ浦線の災害復旧事業に対する国庫補助金でございます。

同じく2項2目1節社会福祉費補助金の6,509万7千円でございます。こちらは、国の補正予算によりまして、消費税率の引き上げと食料品等への軽減税率の導入が同時に実施さ

れます平成31年10月までの2年半分、要は平成29年4月から平成31年9月までの2年半分でございますが、これに係る臨時福祉給付金が今回、一括して追加措置されることとなりましたので、これに対する補助金を受け入れるものでございます。

同じく3目2節環境衛生費補助金400万円につきましては、老朽危険空き家除却支援事業に対して、当初の予算を上回る申請がございましたので、その財源となる社会資本総合整備交付金を追加受け入れするものでございます。

同じ理由によりまして、ページの下の方になりますが、15款県支出金、2項3目2節環境衛生費補助金200万円、こちらも追加計上したところでございます。

同じく6目1節道路橋梁費補助金234万8千円及び3節都市計画費補助金844万9千円につきましては、国の補正予算等によりまして、補助金の増額内示がございましたので、それぞれ橋梁長寿命化事業及び植松都市下水路再整備事業の財源として受け入れるものでございます。

同じく7目4節就学前教育費補助金75万円につきましては、草壁保育園が取り組む保育士の業務負担軽減のための園児台帳、指導計画、保育日誌等のシステム導入費用に対して交付される補助金の受け入れでございます。

同じく5節社会教育費補助金8,863万5千円につきましては、三都公民館の代替施設となる三都活性化施設整備事業の財源として、国の補正予算に盛り込まれました地方創生拠点整備交付金を受け入れるものでございます。

同じく8目1節消防費補助金810万円につきましては、小豆広域が実施する池田港埋立地へのヘリポート整備事業の財源として、所在地である小豆島町が窓口となって離島活性化交付金を受け入れるものでございます。

次に、15款県支出金、2項2目2節児童福祉費補助金25万9千円でございます。こちらは、ひとり親家庭等医療費の支給額が増加見込みとなったため、増加額に対する県補助金を受け入れるものでございます。

同じく3目1節保健衛生費補助金49万4千円及び2節環境衛生費補助金200万円につきましては、既に前段でご説明を申し上げたとおりでございます。

同じく4目1節農業費補助金70万9千円でございます。

まず、備考欄1のオリーブ生産拡大総合支援事業費補助金20万9千円でございますが、こちらは既に予算計上済みの3件の事業のうち、1件の事業が減となりましたが、新たに苗木養成設備の整備について1件のご要望がございましたので、差し引き増加分を計上させていただきます。

備考欄2の小規模ため池防災対策特別事業補助金50万円につきましては、受益者も管理者も不在なことに加えまして、護岸の老朽化によりまして、隣接民家等への影響が懸念される苗羽地区の木下池の埋立事業に対する県補助金の受け入れでございます。

次に、ページ下段から次のページにかけましての16款財産収入、2項1目1節土地建物等売払収入4,290万8千円でございますが、これは議案第83号でご説明したとおり、株式会社レグザムの工場移転に伴う三都小学校跡地の土地建物売払収入でございます。

17款寄付金、1項1目1節一般寄付金100万円につきましては、町内の個人から1件100万円の寄付の申し出がございましたので、これを受け入れるものでございます。

同じく5目1節小学校費寄付金6万7千円につきましては、個人、法人あわせて7件、金額で6万7千円の寄付の申し出がございましたので、これを受け入れるものでございます。

次に、18款繰入金、1項1目1節財政調整基金繰入金54万5千円の減でございます。今回の補正予算に係る一般財源の調整の結果、減額計上となったものでございます。

同じく14目1節文化財保護育成基金繰入金35万8千円につきましては、平成29年度から肥土山及び中山の農村歌舞伎を小豆島農村歌舞伎として、国の重要無形文化財指定を視野に入れた土庄町との共同委員会による調査事業を開始することに先立ちまして、年明けの1月に委員会を立ち上げまして、準備調査を実施するため、その経費につきまして同町それぞれ35万8千円ずつを負担することとなりましたので、その財源として基金の繰り入れを行うものでございます。

同じく16目1節岬の分教場整備運営基金繰入金1千万円につきましては、アートや文化に興味のある客層を二十四の瞳映画村の入村につなげるため、映画村内の空き店舗を展示ギャラリーに改修する財源として基金を繰り入れるものでございます。

次に、20款諸収入、5項1目3節雑入の532万1千円でございます。

まず、備考欄1の障害者グループホーム指定管理料返還金でございます。こちらにつきましては、平成27年度に社会福祉法人ひまわり福祉会に500万円の指定管理料を支出しておりましたが、同法人の平成27年度決算の結果、指定管理料を上回る剰余金が生じておりましたので、平成27年度分の指定管理料が返還されるものでございます。

備考欄2の多面的機能直接支払交付金返還金32万1千円につきましては、安田、東谷地区におきまして、農地の法面管理の省力化を目的といたしまして、平成26年から3年計画で芝の一種でありますセンチピードグラスの植えつけを行う予定でしたが、成果が得られないまま1年で取りやめとなりましたので、町を經由して交付金を返還することになりま

した。これに伴い、農業者からの返還金を受け入れるものでございます。

収入の最後になりますが、21款町債の補正につきましては、第2表地方債補正でご説明したとおり、各事業の財源としてそれぞれ増額計上するものでございます。

以上、歳入の補正額合計は4億1,094万4千円でございます。

11、12ページをお願いいたします。

歳出でございます。

今回の歳出につきましては、例年どおり当初予算措置後の人事異動や給与改定等に伴います人件費の補正をお願いしております。

つきましては、特段の理由があるものを除き、人件費につきましては説明を省略させていただきます。

まず、1款議会費、1項1目議会費と2款総務費、1項9目出張所費は人件費の補正でございます。

すぐ下の10目自治振興費、19節負担金補助及び交付金の100万円につきましては、一般寄付金として受け入れました100万円を寄付者の意向に沿って、福田自治連合会充て自治会振興補助金として交付するものでございます。

同じく2項1目税務総務費については、2節給与から4節共済費までは人件費の補正でございます。

13節委託料の620万5千円のうち、備考欄1につきましては、国の税制改正に向けた電算システム改修の委託料でございます。備考欄2につきましては、平成27年の決算特別委員会でご指摘のあった平成27年度に実施したシステム改修の未払い分でございます。なお、未払い分につきましては、業者側の請求漏れも一つの要因であったことから、電算事業者からの申し出により委託料の9割を支払うこととなったものでございます。

同じく3項1目戸籍住民基本台帳費から次のページの3款民生費、1項2目老人福祉費までは人件費の補正でございます。

すぐ下の8目臨時福祉給付金等事業費でございます。3節職員手当から19節負担金補助及び交付金までは、歳入でもご説明したとおり、国の補正予算によりまして、平成29年4月から平成31年9月までの臨時福祉給付金2年半分が一括して交付されることとなったため、この給付事業に要する事務費並びに給付金を計上したものでございます。なお、給付対象者は、住民税非課税世帯の約4,000人、給付額は1人1万5千円を見込んでおるところでございます。財源は、100%国庫補助金でございます。23節償還金利子及び割引料につきましては、平成27年度の臨時福祉給付金事業の実績精算による返還金でございます。

すぐ下の2項1目児童福祉総務費から2目児童措置費の3節職員手当等までは人件費の補正でございます。

1 ページめくっていただきまして、23節償還金利子及び割引料66万円につきましては、平成27年度の児童手当支給事業の実績精算による返還金でございます。

すぐ下の3目ひとり親家庭等福祉費、20節扶助費51万8千円につきましては、ひとり親家庭等医療費の支給額が当初の予想より増加しておりますことから、不足分を増額をさせていただくものでございます。

次に、4款衛生費、1項1目保健衛生費であります。2節給与及び4節共済費につきましては人件費の補正でございます。

19節負担金補助及び交付金98万8千円につきましては、歳入でも申し上げましたが、病院統合に伴いまして、救急艇での患者搬送に対する高松市への費用支払い窓口が小豆島町に一本されたことから、土庄町民19名分の搬送負担金を追加計上するものでございます。土庄町からの負担金が半分、県からの補助金が半分でございます。

同じく4の環境保全費、19節負担金補助及び交付金の800万円でございます。こちらは、老朽危険空き家等除却支援事業の申請件数は当初の予想を超える見込みとなったことから、補助金を増額計上するものでございます。

同じく4款2項1目清掃総務費及び2目塵芥処理費の7節賃金までは人件費の補正でございます。

9節旅費、13節委託料、17節公有財産購入費につきましては、次期埋立処分地整備に関する用地交渉等も旅費、不動産鑑定業務委託料、用地購入費等をそれぞれ計上させていただいたものでございます。

15節工事請負費につきましては、今年度で実施しております徳本地区埋立処分地法面整備に係る人件費、資材単価等の高騰による工事請負費の不足分を計上させていただいたものでございます。

次に、6款農林水産業費、1項1目農業委員会費から次のページにかけましての農業総務費までは人件費の補正でございます。

同じく5目農地費、15節工事請負費170万円につきましては、歳入でもご説明したとおり、苗羽地区の木下池の埋立事業に要する工事請負費でございます。

同じく7目日本型直接支払事業費、23節償還金利子及び割引料24万2千円につきましては、これも歳入で触れましたが、安田、東谷地区のセンチピードグラスの植えつけ事業の取りやめに伴う補助金の返還でございます。

同じく 9 目オリーブ生産費、19 節負担金補助及び交付金の 31 万 3 千円につきましては、要望済み事業の 1 件が減額となった一方、新たに苗木養成設備 1 件の要望がございましたので、差し引き増額分の計上でございます。

次に、7 款商工費、1 項 1 目商工総務費については人件費の補正でございます。

同じく 3 目観光費、19 節負担金補助及び交付金の 150 万円でございますが、こちらは J R が平成 29 年 4 月から実施する四国デスティネーションキャンペーンを目前に控えまして、小豆島への観光客誘致を図るため、2 町や小豆島観光協会、観光事業者等で構成いたします四国デスティネーションキャンペーン小豆島誘致実行委員会が実施いたします東京、大阪での小豆島観光商談会の開催経費について、2 町や小豆島観光協会等によって協調して負担するものでございます。

同じく 4 目観光施設費、19 節負担金補助及び交付金 1 千万円につきましては、岬の分教場整備運営基金を活用して、二十四の瞳映画村内の空き店舗を展示ギャラリーに改修する事業に対して、補助金を交付するものでございます。

同じく 5 目オリーブ振興費から次のページの 8 款土木費、2 項 1 目道路橋梁費総務費までは人件費の補正でございます。

同じく 2 目道路橋梁費維持費、13 節委託料 361 万 3 千円でございます。こちらは、国の補正予算によりまして、橋梁長寿命化事業に対する補助内示が増額となりましたので、点検業務委託料を増額計上して、15 から 20 の橋梁の点検を前倒し実施するものでございます。

同じく 3 目道路新設改良費の 485 万円でございます。こちらは、町道蒲野沖田線と県道の接続部分につきまして、見通しが悪く、坂道発進となりますことから、安全性の向上を図るため、一部改良をするものでございます。それに伴い、工事請負費と土地の購入を計上したものでございます。

同じく 5 項住宅費、1 目住宅管理費 520 万円でございます。まず、11 節需用費 180 万円につきましては、公営住宅の耐強に伴います修繕料 2 戸分の計上でございます。19 節負担金補助及び交付金 340 万円につきましては、申請件数の増加によりまして一般住宅リフォーム推進補助金の増額計上でございます。

同じく 2 目改良住宅管理費、11 節需用費 300 万円につきましては、耐強修繕や給水加圧ポンプの故障取りかえが発生いたしましたことから、修繕料が不足いたしましたので、それを計上したものでございます。

同じく 6 項 3 目都市下水道建設費、15 節工事請負費 2, 112 万 3 千円につきましては、国の補正予算等によりまして補助内示が増額となりましたので、植松都市下水道再整備工事を

一部前倒しで実施するものでございます。

同じく4目公園管理費につきましては人件費の補正でございます。

次に、9款消防費、1項1目常備消防費、19節負担金補助及び交付金1,453万9千円につきましては、小豆広域が実施いたします池田港埋立地のヘリポート整備事業につきまして、小豆島町が窓口となって受け入れました離島活性化交付金810万円とその補助残に対する小豆島町の負担分643万9千円、あわせて1,453万9千円を小豆広域へ負担金として納入するものでございます。

1ページめくっていただきまして、10款教育費、1項2目事務局費から2項小学校費、1目7節賃金までは人件費の補正でございます。

11節需用費の65万円につきましては、老朽化によりまして、苗羽小学校音楽室のエアコン2台が相次いで故障いたしましたので、これを更新するものでございます。

同じく2目教育振興費、19節負担金補助及び交付金につきましては、寄付金で受け入れました6万7千円を寄付者の意向によりまして、苗羽小学校に補助するものでございます。

次に、3項中学校費、1目学校管理費ですが、3節職員手当等につきましては人件費の補正、11節需用費は蒲生便のスクールバスにエアサスペンションの交換など大規模な修繕が発生いたしましたこと、また蒲生便以外の4台につきましても3月車検時の修繕が予想されますことから、修繕料を増額計上させていただいたものでございます。

同じく4項就学前教育費、1日子育ち共育費から次のページの4目保育所費、7節賃金までは人件費の補正でございます。19節負担金補助及び交付金100万円につきましては、歳入でも触れましたけれども、草壁保育園の園児台帳、指導計画、保育日誌等システム導入費用に対する補助金の計上でございます。4分の3が国庫補助金、4分の1が町費でございます。

次に、5項社会教育費、1目社会教育総務費については人件費の補正でございます。

同じく2目公民館費1億9,108万2千円でございます。こちらは、株式会社レグザムの三都小学校跡地への移転に伴います三都公民館の代替施設整備に要する経費でございます。13節委託料には地質調査も含む測量設計業務委託料と工事監理業務委託料、15節工事請負費には本体工事のほか、敷地造成、外構、それから若干基礎が弱いと、地盤が弱いといったような予想のもとに特殊基礎、浄化槽、プレハブ倉庫等を見込ませていただいております。17節公有財産購入費には、敷地2,341平方メートルの購入費を計上しております。なお、この事業の財源につきましては、地方創生拠点整備交付金、合併特例債、株式会社レグザムへの三都小学校跡地売却収入の一部を予定しておるところでございます。

同じく 3 目図書館費及び 5 目人権教育啓発費は人件費の補正でございます。

同じく 7 目文化財保護費、19 節負担金補助及び交付金 35 万 8 千円につきましては、文化財保護育成基金を活用して、小豆島農村歌舞伎調査委員会の活動経費に対して、土庄町と 2 町で 2 分の 1 ずつの負担金を支出するものでございます。

ページ下段の 6 項保健体育費、1 目保健体育総務費から次のページの 2 目学校給食施設費までについては人件費の補正でございます。

最後に、11 款災害復旧費、2 項 1 目道路橋梁河川災害復旧費 2,040 万円でございます。こちらは、台風 16 号により被災した町道市神子吉ヶ浦線の災害復旧事業に要する測量設計委託料及び工事請負費の計上でございます。

以上、歳出の補正予算合計は 4 億 1,094 万 4 千円でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありますか。11 番鍋谷議員。

○11 番（鍋谷真由美君） 3 点お尋ねします。

最初に、8 ページの雑入でひまわり福祉会の返還金、これはひまわり福祉会はどういうことで剰余金を出しているのか。オリーブとかいろいろしてはるんでしょうか。今後はどうなるのかお尋ねをいたします。

それと、16 ページの老朽危険空き家等除却支援事業、これ件数と要望を全部これでかなえることができる金額なのかどうかお尋ねいたします。

それと、18 ページの二十四の瞳映画村、空き店舗展示ギャラリーということですが、どういう展示内容、どういうふうになるのかお尋ねします。以上です。

○議長（森口久士君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱田 茂君） まず、1 点目のひまわり福祉会、障害者グループホーム指定管理料の返還金についてご説明を申し上げます。

これにつきましては、小豆島町グループホームの管理に関する基本協定というものを結んでおきまして、グループホームの運営について、ひまわり福祉会について指定管理料を払うということで、平成 26 年度は 580 万円、以降 4 年間は 500 万円ずつという形で基本協定を結んでおります。それについて、各年度で改めて、年度協定を行っておりまして、それに対して指定管理料として 500 万円を支払うという形になっております。

ただ、運営に際しまして、給付費といいますか、障害者給付の費用等で運営をしまして、そこで剰余金が出ましたら返還するというので、平成 27 年度は 700 万円程度の剰余金がありましたので、500 万円の返還をしていただいているということになります。以上です。

○議長（森口久士君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（谷本静香君） 老朽危険空き家等除却支援事業の補助金に関しまして、補正予算組みまして、15件から20件、5件増分しております。

現在のところ、これで20件分ということなんですけれども、事前評定させていただきました対象となる物件、これが6件ほどまだ対象となっておりませんので、来年までお待ちいただくような状況になっております。以上です。

○議長（森口久士君） 商工観光課長。

○商工観光課長（久利佳秀君） 映画村の旧みさき屋の跡地のギャラリー改修の内容でございますけれども、今年度、瀬戸内国際芸術祭におきまして、映画村の駐車場に愛のボードという作品ができております。この作品とコラボするような形で、中にも有名なアーティストであったり、俳優の個展、また海外アーティストをお呼びしての展示ということは今、考えてございます。詳細については、また今後検討していくという形になっております。以上です。

○議長（森口久士君） 松下議員。

○4番（松下 智君） ちょっと1点だけ確認のために1点質問させていただきます。

臨時福祉給付金6千万円をこれを3年間分を町民税の非課税の方に一括給付と説明があったと思うんですけども、そしたら来年度、再来年度等に町民税が非課税になった世帯はどう措置されるのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（森口久士君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱田 茂君） 対象者は、現時点で住民税が課税されていない方で、課税者の被扶養者は対象外となります。以上です。

○議長（森口久士君） 4番松下議員。

○4番（松下 智君） 私が確認したいのは、それはわかるんですけども、3年間分を交付するんですから、来年度、再来年度に非課税世帯となったところはどうしますかと。

○議長（森口久士君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱田 茂君） 現時点では、現在の対象者となりまして、来年度以降の対象者については対象とならないものと考えております。

○議長（森口久士君） よろしいですか。4番松下議員。

○4番（松下 智君） もう1点確認させていただきますけれども、これの給付の目的は、さっき言うた消費税とか何か二、三、おっしゃってましたけれども、その世帯の3年分の補填のためでしょう。来年、再来年、非課税になっても、それはもうほったらかしいうことで

すか、極端に言えば。

○議長（森口久士君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱田 茂君） ご質問の給付の内容でございますが、平成31年10月から消費税の引き上げの低所得者対策、逆進性対策として軽減税率を導入することとなった時点で、この給付金は終わるので、そのための費用として平成31年9月までの2年半分を一括して国から交付されるもので、それについて支給するものとなっておりますので、当面今時点の対象者だと考えております。

○4番（松下 智君） わかりました。

○議長（森口久士君） 9番安井議員。

○9番（安井信之君） ヘリポートの部分でお伺いしたいと思います。

先日、広域の議会がありまして、電気設備の部分で案外持ち運びができやすいような器具をやったんですが、その辺の質疑の中で本当に夜間的に使うようになったら、またそういうふうなきちんとした施設がいるというふうな消防長なりの返答がありました。その辺、もうこの分、仮設的な部分で使われるんやったら、そこまで必要性は要らないのかなと思うんですが、その辺は広域のほうに言えるんですか、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（森口久士君） 総務部長。

○総務部長（空林志郎君） ヘリポートの件でございます。

ヘリポート発着場の整備に加えまして、簡易な形での夜間照明を設置をすると。これにつきましては、今すぐ夜間に飛来するということは、ちょっと県の防災航空隊のほうの事業化して難しいものがありますので、ただ少し暗くなってきて、薄暮といわれるような状態の中でも飛んでくれるということを想定いたしての今回、整備となっております。それで、そういうケースは間々あるというふうに聞いておりますので、それに対応できるための整備としてその部分があります。

あと、本格的にその夜間飛行という話があると、新しい整備をしないといけないという話をちょっと私のほうは聞いてはないところでございます。

○議長（森口久士君） 9番安井議員。

○9番（安井信之君） その購入設備がいうたら簡易なものでしたものですから、いうたらヘリのホバリングとか、そういうな分でひっくり返るいうな分じゃつまらんし、そういうな部分でどう考えとんのですかというふうなことで質問したところ、本格的にやるようになったら、そういうな施設、きちんとした施設が必要だと考えてますというふうな返答だ

ったもんですから、その薄暮のときに対応するためにそれがあるというんやったら、一応の理解ができますが、その辺、薄暮というのは定期的にどれぐらいの暗さまで対応できるというのは感じですかね。

○議長（森口久士君） 総務部長。

○総務部長（空林志郎君） 冬場の5時ごろの少し薄暗くなった時間帯でございます。そのときに、もちろん航空隊のほうは業務中でありますので、その時点ではある程度暗くても飛んできてもらえるというぐらいのところであろうかというふうに考えております。

○議長（森口久士君） 9番安井議員。

○9番（安井信之君） その辺は、その航空隊のほうには確認済みというふうに考えとったらいいんですね。

○議長（森口久士君） 総務部長。

○総務部長（空林志郎君） 私も航空隊の隊長さんとは会って、お話をいたしました。その中で可能であるというお話はお聞きはいたしております。

○議長（森口久士君） ほかに質疑はありませんか。1番大川議員。

○1番（大川新也君） 24ページの公民館費の中の三都活性化施設の建設工事が1億6,300万円、これは規模的にはどれぐらいのものか。また、これ上の委託料には、工事設計料とか、そういうところがちゃんとして上げられていますけど、設計もできてないのに大体の金額はこれで妥当なものか、広さとかそういうなものはどうふうに考えておられるんか。

○議長（森口久士君） 社会教育課長。

○社会教育課長（松田知巳君） まず、広さですけども、現行の三都公民館ご存じかと思えます。三都公民館の1階の部分、玄関入って、エントランス、トイレ、大会議室、それから右のほうには和室、和室に続いた調理室がございます。少なくともその辺の面積は確保はしたいということで、大体390平米未満ぐらいの大きさで、この間、合同委員会で見学していただいたと思うんですけども、地盤も余りよくないというところで、鉄骨の平家建ての390平米以下ぐらいの大きさのものを想定して、この設計の委託料と工事費を概算で上げております。

先ほど予算のときに説明もありましたけども、ちょっと工事費で1億6千万円、非常に高いように思いますけども、もともと田んぼのところ約2,340平米ございますので、その造成費が2千万円近くかかります。それから、地盤も非常に軟弱だということで、実施設計のときにボーリング調査をして、実際にボーリングする、くい打ちが必要かどうかはその時点ではっきりしますけども、一応安全がありまして、建物を建てる際のくいなども

見ておりますので、ちょっと高目な数字が出ております。その辺を除けば、同等の施設であれば、先に小豆島中央病院の横の保育所がございますけども、あれも平家の鉄骨でございますけども、それと平米単価同等程度では試算ができていると思っております。以上です。

○議長（森口久士君） 1番大川議員。

○1番（大川新也君） これは、地元負担というのはもう一切、これ公民館になるんじゃないかと思うんですけど、公民館を新たにこの場合は今回、土地が関係があったと思うんですけど、今後、こういうふうな各地域の公民館も老朽化しているところもありますので、建てかえの場合には、こういった形である程度町の財源からというか、国のほうもあるんでしょうけど、地元の負担というのは一切なしと考えるとつらいですね。

○議長（森口久士君） 社会教育課長。

○社会教育課長（松田知己君） 基本的に地元の負担というのは、公民館の場合はなしでやるように考えると思います。今回、たまたまですけど、地域創生拠点整備交付金っていう財源がありましたので、それを利用させていただくということでしております。

○議長（森口久士君） ほかに質疑はありませんか。8番森議員。

○8番（森 崇君） 木下池なんですけど、危険がどういう危険性が可能性があったのか。また、農業用水といわれますけど、その下に農業、大分つくっとなんでしょうか。

○議長（森口久士君） 農林水産課長。

○農林水産課長（近藤伸一君） 木下池につきましては、もう既にかなり前からもう受益者がいないということがございます。

それから、護岸の一部が崩れておりまして、その上にあります住宅にちょっと被害の可能性もあるということで、地域のほうからもう受益者もないということで、このたび防災ため池事業使って、貯水機能を廃止したいという申し出があったものでございます。

○議長（森口久士君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第89号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第89号平成28年度小豆島町一般会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

次、日程第22、議案第90号平成28年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の内容説明を求めます。健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱田 茂君） 日程第22、議案第90号平成28年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

上程議案集の75ページをお願いします。

第1条は、既定の額に歳入歳出それぞれ2,908万4千円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ23億736万5千円とするものでございます。

続いて、その内容につきましては、別冊の補正予算説明書により説明をさせていただきます。別冊説明書の31ページをお願いします。

初めに、歳入の補正でございます。

3款国庫支出金、2項2目1節国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金37万3千円でございます。これは、国保広域化に伴う電算システム改修に対する補助金でございます。なお、補助率は10分の10となっております。

続いて、5款療養給付費交付金、1項1目2節過年度分2,871万1千円でございます。これは、平成27年度分の療養給付費等交付金について、実績により追加交付されるものでございます。

次に、歳出の説明を申し上げます。

33ページをお願いします。

1款総務費、1項1目一般管理費、13節委託料37万3千円でございます。これは、国保の広域化に向けて、国保連合会に設置される国保情報集約システムとの情報連携のため、資格管理等の事務処理に係る町のシステム改修を実施するものでございます。

2款保険給付費、1項3目一般被保険者療養費、19節負担金補助及び交付金144万1千円でございます。これは、一般被保険者療養費の増加に対応するものでございます。

続いて、11款諸支出金、1項3目償還金、1節償還金利子及び割引料2,727万円でございます。これは、平成27年度分の療養給付費等負担金について、超過交付分を償還するものでございます。以上、簡単ではございますが、議案第90号平成28年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第90号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第90号平成28年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第23 発議第5号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について

○議長（森口久士君） 次、日程第23、発議第5号地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。5番谷議員。

○5番（谷 康男君） 発議第5号地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について。上記の案件を会議規則第13条第2項の規定により別紙のとおり提出します。平成28年12月14日提出。小豆島町議会議長森口久士殿。提出者、小豆島町議会議員谷康男。賛成者、小豆島町議会議員秋長正幸。賛成者、小豆島町議会議員安井信之。

提案理由の説明を申し上げます。

地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出、提案理由を説明を行います。

現在、全国の町村議会が抱えている問題の一つとして、地方議会の重要性が論じられる中、町村議会では、議員のなり手不足が深刻化しているところであります。

昨年行われました統一地方選挙においては、全国928ある町村のうちおよそ4割に当たる373町村において、議員選挙が行われ、うち2割以上に当たる89町村では無投票当選となり、中でも4町村では定数割れという状況でございました。

ご存じのとおり、議員を退職した後の生活の保障も一年金しかありません。こうした状況において、特に今後の議員を議会を担う若い世代の方に立候補を期待しても、サラリー

マンの方々については、加入していた厚生年金も議員の在職期間は通算されず、老後に受け取る年金も低くなってしまいます。

住民の代表として、議会がこれまで以上にまちづくりにしっかりかかわっていくためには、幅広い層の世代の方々が議員をやろうと思うような環境づくりを行っていかねばならないと思います。そのためには、地方議会議員の年金制度を時代にふさわしいものにする事で、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考えております。この意見書への皆様のご賛同をお願いし、提案理由の説明を終わります。以上です。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

発議第5号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、発議第5号地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程を終了しましたので、会議を閉じます。

なお、次回は明日15日午前11時30分から本会議を開きます。

本日はこれをもって散会します。

ご苦勞さまでした。

散会 午後4時33分